

ID: 1933

処分の概要	開示請求に対する決定
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第82条
法令番号	平成15年法律第57号
<p>【基準】</p> <p>法第76条及び第78条から第82条までの規定による。 (開示請求権)</p> <p>第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第127条において「開示請求」という。)をすることができる。 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 行政機関の長が第82条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国</p>	

際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)」又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(部分開示)

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第

62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	開示請求があった日から14日以内(施行条例第5条)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1934

処分の概要	訂正請求に対する決定		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第93条		
法令番号	平成15年法律第57号		
【基準】	<p>法第90条、第92条及び第93条の規定による。 (訂正請求権)</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第127条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	訂正請求があった日から14日以内(施行条例第7条)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1935

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
法令名根拠条項	個人情報保護に関する法律 第101条		
法令番号	平成15年法律第57号		
<p>【基準】 法第98条、第100条及び第101条の規定による。 (利用停止請求権)</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置)</p> <p>第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	利用停止請求があった日から14日以内(施行条例第8条)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

処分の概要	行政財産の使用許可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第7項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第238条の4第7項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1653

処分の概要	罹災証明書の交付		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】	<p>法第90条の2の規定による。 (罹災証明書の交付)</p> <p>第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1816

処分の概要	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定
法令名 根拠条項	地域再生法 第17条の7第8項及び第13項
法令番号	平成17年法律第24号
<p>【基準】</p> <p>法第17条の7の規定による。 (地域来訪者等利便増進活動計画の認定等)</p> <p>第17条の7 第5条第4項第6号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、内閣府令で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画(以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。)を作成し、当該地域来訪者等利便増進活動計画が適当である旨の認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。)の長の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域来訪者等利便増進活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域 (2) 地域来訪者等利便増進活動の目標 (3) 地域来訪者等利便増進活動の内容 (4) 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度 (5) 前号の利益を受ける事業者の範囲 (6) 計画期間(5年を超えないものに限る。) (7) 資金計画 (8) その他内閣府令で定める事項 <p>3 前項第7号の資金計画には、同項第5号の事業者(以下「受益事業者」という。)が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければならない。</p> <p>4 第2項第3号に掲げる事項には、都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件であつて政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設又は物件の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項を記載することができる。</p> <p>5 第1項の規定による認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動計画について、総受益事業者の3分の2以上であつて、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得なければならない。</p> <p>6 認定市町村は、第1項の規定による認定の申請があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による公告があつたときは、受益事業者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することができる。</p> <p>8 認定市町村の長は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該地域来訪者等利便増進活動計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定地域再生計画に適合するものであること。 (2) 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第2項第1号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。 (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 (4) 地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。 (5) 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。 	

- 9 認定市町村の長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の議会の議決を経なければならない。
- 10 認定市町村は、前項の議決を経ようとするときは、第7項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。
- 11 認定市町村は、第4項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、第8項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者(都市公園法第5条第1項に規定する公園管理者をいう。第17条の10において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 12 認定市町村の長は、第8項の認定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 第8項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動実施団体(以下「認定地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)は、当該認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、認定市町村の長の認定を受けなければならない。
- 14 第3項及び第5項から第12項までの規定は、前項の認定について準用する。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1208

処分の概要	地域再生推進法人の指定		
法令名 根拠条項	地域再生法 第19条第1項		
法令番号	平成17年法律第24号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (地域再生推進法人の指定)</p> <p>第19条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

処分の概要	船難報告書の認証		
法令名 根拠条項	水難救護法 第10条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第10条第2項の規定による。</p> <p>第10条 船長ハ遭難後遅滞ナク船難報告書ヲ作り市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノミヲ限り航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニアラス</p> <p>② 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ</p> <p>③ 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ為スコトヲ得</p>		
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

処分の概要	救護費用支給の申立に係る費用の決定		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第1項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第15条第1項の規定による。</p> <p>第15条 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム</p> <p>② 市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ</p> <p>③ 遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之ヲ為スヘシ</p>		
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

処分の概要	売却、抵当及び質入れの為の認可		
法令名 根拠条項	水難救護法 第16条第4項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第16条第4項の規定による。</p> <p>第16条第4項</p> <p>④ 市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ</p>		
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5373

処分の概要	社会福祉法人の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第32条の規定による。 (認可)</p> <p>第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1783

処分の概要	評議員会の招集の許可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の9第5項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第45条の9第5項の規定による。 (評議員会の運営)</p> <p>第45条の9</p> <p>5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。</p> <p>(1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合</p> <p>(2) 前項の規定による請求があつた日から6週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1784

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の36第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第45条の36の規定による。</p> <p>第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。</p> <p>2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5375

処分の概要	解散の認可及び認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第46条の規定による。 (解散事由)</p> <p>第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>(1) 評議員会の決議</p> <p>(2) 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>(3) 目的たる事業の成功の不能</p> <p>(4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1785

処分の概要	吸収合併の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第50条第3項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第50条の規定による。 (吸収合併の効力の発生等)</p> <p>第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1786

処分の概要	新設合併の認可		
法令名根拠条項	社会福祉法 第54条の6第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第54条の6の規定による。 (新設合併の効力の発生等)</p> <p>第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

<p>処分の概要</p>	<p>社会福祉充実計画の承認</p>
<p>法令名根拠条項</p>	<p>社会福祉法 第55条の2第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和26年法律第45号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第55条の2の規定による。 (社会福祉充実計画の承認)</p> <p>第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第1号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額</p> <p>(2) 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>2 前項の承認の申請は、第59条の規定による届出と同時に行わなければならない。</p> <p>3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容</p> <p>(2) 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。)</p> <p>(3) 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第5項において「事業費」という。)</p> <p>(4) 第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額(第5項及び第9項第1号において「社会福祉充実残額」という。)</p> <p>(5) 社会福祉充実計画の実施期間</p> <p>(6) その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>4 社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉事業又は公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。)</p> <p>(2) 公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。)</p> <p>(3) 公益事業(前2号に掲げる事業を除く。)</p> <p>5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かななければならない。</p> <p>7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。</p> <p>9 所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>(1) 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容</p>	

が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。

(2) 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

(3) 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。

(4) その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1788

処分の概要	社会福祉充実計画の変更の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の3第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第55条の3の規定による。 （社会福祉充実計画の変更）</p> <p>第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1789

処分の概要	社会福祉充実計画の終了の承認		
法令名根拠条項	社会福祉法 第55条の4		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第55条の4の規定による。 (社会福祉充実計画の終了)</p> <p>第55条の4 第55条の2第1項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1909

処分の概要	社会福祉連携推進法人の認定
法令名根拠条項	社会福祉法 第125条
法令番号	昭和26年法律第45号
<p>【基準】</p> <p>法第125条、第127条及び第128条の規定による。 (社会福祉連携推進法人の認定)</p> <p>第125条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援</p> <p>(2) 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援</p> <p>(3) 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援</p> <p>(4) 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(5) 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修</p> <p>(6) 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給 (認定の基準)</p> <p>第127条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。</p> <p>(1) その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。</p> <p>(2) 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。</p> <p>(3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。</p> <p>(4) 社員の資格の得喪に関して、第1号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。</p> <p>(5) 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。</p> <p>イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項</p> <p>ロ 役員について、次に掲げる事項</p> <p>(1) 理事6人以上及び監事2人以上を置く旨</p> <p>(2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこととする旨</p> <p>(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨</p> <p>(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨</p> <p>ハ 代表理事を1人置く旨</p> <p>ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項</p> <p>ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる</p>	

事項

- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨
- (2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

へ 次に掲げる要件を満たす評議会(第136条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

- (1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。
- (2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。
- (3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

ト 第125条第4号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ 資産に関する事項

リ 会計に関する事項

ヌ 解散に関する事項

ル 第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第146条第2項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国、地方公共団体又は次条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(ヲにおいて「国等」という。)に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更に関する事項

- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

(欠格事由)

第128条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。

- (1) その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人(以下この章、第155条第1項及び第165条において「社会福祉連携推進法人」という。)が第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者(ハに該当する者を除く。)

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員等

- (2) 第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 1910

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第139条第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第139条の規定による。 (定款の変更等)</p> <p>第139条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>4 第34条の2第3項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1911

処分の概要	社会福祉連携推進方針の変更の認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第140条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	法第140条の規定による。 (社会福祉連携推進方針の変更) 第140条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1912

処分の概要	代表理事の選定及び解職の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第142条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	法第142条の規定による。 (代表理事の選定及び解職) 第142条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 377

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名 根拠条項	介護保険法 第12条第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>省令第26条の規定による。 (被保険者証の交付)</p> <p>第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。</p> <p>2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該第2号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。))を含む。)、組合員証又は加入者証(組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。ただし、市町村が当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 378

処分の概要	要介護認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第27条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第27条第1項及び第2項の規定による。 (要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。</p> <p>省令第36条の規定による。</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>		
標準処理期間	30日以内(法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 379

処分の概要	要介護認定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第28条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第28条第4項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。 (要介護認定の更新)</p> <p>第28条</p> <p>2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前条(第8項を除く。)の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>			
標準処理期間	30日以内(法第28条第4項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 380

処分の概要	要介護状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第29条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第29条第2項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。</p> <p>(要介護状態区分の変更の認定)</p> <p>第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第27条及び前条第5項から第8項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>		
標準処理期間	30日以内(法第29条第2項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 381

処分の概要	要支援認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第32条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第32条第2項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。 (要支援認定) 第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略</p> <p>(要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。 第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>			
標準処理期間	30日以内(法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 382

処分の概要	要支援認定の更新
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】 法第33条第4項において準用する法第32条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。</p> <p>(要支援認定の更新)</p> <p>第33条</p> <p>2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。</p> <p>3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。</p> <p>4 前条(第7項を除く。)及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>第5項及び第6項 略</p> <p>(要支援認定)</p> <p>第32条</p> <p>2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。</p> <p>以下 略</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>	
標準処理期間	30日以内(法第33条第4項において準用する法第27条第11項)
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 494

処分の概要	要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第33条の2の規定による。 （要支援状態区分の変更の認定）</p> <p>第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日以内(法第33条の2第2項において準用する法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 386

処分の概要	居宅介護福祉用具購入費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第44条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第44条第2項及び省令第70条の規定による。 (居宅介護福祉用具購入費の支給)</p> <p>第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第70条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第72条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 387

処分の概要	居宅介護住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第45条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条第2項及び省令第74条の規定による。 (居宅介護住宅改修費の支給)</p> <p>第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。</p> <p>2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

<p>処分の概要</p>	<p>高額介護サービス費の支給</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>介護保険法 第51条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>平成9年法律第123号</p>
<p>【基準】 法第51条及び政令第22条の2の2の規定による。 (高額介護サービス費の支給)</p> <p>第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p> <p>介護保険法施行令 (高額介護サービス費)</p> <p>第22条の2の2 法第51条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等(居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に90分の100(法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあつては70分の100、法第50条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「第1市町村特例割合」という。)で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「第2市町村特例割合」という。)で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「第3市町村特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等(介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)に係る次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が4万4400円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(被保護者を除く。以下この項、次項及び第5項から第7項までにおいて同じ。)に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から4万4400円を控除して得た額に要介護被保険者按(あん)分率(要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第1号及び第2号に掲げる額の合算額(以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 要介護被保険者が受けた居宅サービス等(次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。)に係る介護サービス費合計額に90分の10(法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては80分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあつては70分の30、法第50条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100から第1市町村特例割</p>	

- 合を控除して得た割合を第1市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100から第2市町村特例割合を控除して得た割合を第2市町村特例割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100から第3市町村特例割合を控除して得た割合を第3市町村特例割合で除して得た割合。次項、第4項及び第10項において同じ。)を乗じて得た額
- (2) 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給(以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。)その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等(居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該要介護被保険者がなお負担すべき額
- (3) 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)(被保護者を除く。次号並びに第29条の2の2第2項、第3項及び第5項から第7項までにおいて同じ。)が受けた介護予防サービス等(次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。)に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合計額」という。)に90分の10(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の30、法第60条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100から同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2の2第1項において「第1市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を第1市町村特例割合で除して得た割合、法第60条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100から同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2の2第1項において「第2市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を第2市町村特例割合で除して得た割合、法第60条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100から同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2の2第1項において「第3市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を第3市町村特例割合で除して得た割合。第29条の2の2第3項、第4項及び第10項において同じ。)を乗じて得た額
- (4) 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第2号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等(以下この号及び第29条の2の2第3項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等(介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額
- 3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が4万4400円を超えるときは、当該得た額から4万4400円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5000円を超えるときは、当該得た額から1万5000円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 5 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年(居宅サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の所得について、第1号に掲げる額(当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の12月31日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が690万円以上であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「14万100円」とする。
- (1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次条第6項第3号へ並びに第7項第1号へ及び第2号へ、第29条の2の2第5項第1号並びに附則第21条第1項第3号イ及び第22条第1項第3号イにおいて同じ。)に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金

額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額

(2) 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を33万円に乗じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12万円に乗じて得た額の合計額

6 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの居宅サービス等があった月の属する年の前年の所得について、前項第1号に掲げる額が380万円以上690万円未満であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「9万3000円」とする。

7 第2項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「4万4400円」とあるのは、「2万4600円」とする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月の属する年度(居宅サービス等があった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第9項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、第2項及び第29条の2の2第2項中「4万4400円」とあるのを「2万4600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

8 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、同項及び第29条の2の2第2項中「4万4400円」とあるのを「1万5000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「1万5000円」とする。

9 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等があった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されて

いるものを除く。以下「高齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であって、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額が、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額とする。

- 10 要介護被保険者が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付(第29条の2の2第10項において「特定公費負担給付」という。)が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。
- 11 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費の支給があったものとみなす。
- 12 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第2項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。
- 13 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1132

処分の概要	高額医療合算介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の2第1項の規定による。 (高額医療合算介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 396

処分の概要	介護予防福祉用具購入費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第56条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第56条第2項及び省令第89条の規定による。 (介護予防福祉用具購入費の支給)</p> <p>第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第89条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第91条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 397

処分の概要	介護予防住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第57条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第57条第2項及び省令第93条の規定による。 (介護予防住宅改修費の支給) 第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合) 第93条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 401

処分の概要	高額介護予防サービス費の支給
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第61条及び政令第29条の2の2の規定による。 (高額介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p> <p>介護保険法施行令 (高額介護予防サービス費)</p> <p>第29条の2の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあつては70分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第1市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第2市町村特例割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第3市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が4万4400円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から4万4400円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が4万4400円を超えるときは、当該得た額から4万4400円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5000円を超えるときは、当該得た額から1万5000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の所得について、第1号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の12月31日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象</p>	

- 者」という。)を有する者にあつては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が690万円以上であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「14万100円」とする。
- (1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額
- (2) 当該介護予防サービス等があつた月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を33万円に乗じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12万円に乗じて得た額の合計額
- 6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の所得について、前項第1号に掲げる額が380万円以上690万円未満であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「9万3000円」とする。
- 7 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「4万4400円」とあるのは、「2万4600円」とする。
- (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度(介護予防サービス等のあつた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第9項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
- (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第22条の2の2第2項及び第2項中「4万4400円」とあるのを「2万4600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- 8 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第22条の2の2第2項及び第2項中「4万4400円」とあるのを「1万5000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「1万5000円」とする。
- 9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額が、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額とする。
- 10 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 11 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。
- 12 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 13 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定

める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1133

処分の概要	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第61条の2第1項の規定による。 (高額医療合算介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 504

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定
法令名 根拠条	介護保険法 第42条の2第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第42条の2第1項、第78条の2第1項、第4項及び第6項の規定による。 (地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p> <p>同条第4項</p> <p>4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。 (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。 <p>(4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p>	

- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78

条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

同条第6項

- 6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第1号の2、第1号の3、第3号の2及び第3号の4から第5号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。
 - (1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - (1)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - (1)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
 - (2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る

- 行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (3)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (3)の3 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (3)の4 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
- (5) 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第1項の申請があった場合において、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。
- イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス(地域密着型通所介護その他の厚生労働省令

で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。)の種類ごとの量が、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

- ロ その他第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 505

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の12		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1809

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定
法令名 根拠条項	介護保険法 第46条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第46条第1項及び第79条の規定による。 (居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>(指定居宅介護支援事業者の指定)</p> <p>第79条 第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。</p> <p>(2) 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。</p> <p>(3) 申請者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(3)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(4)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(4)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日以前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日以前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。</p> <p>(5)の2 申請者と密接な関係を有する者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただ</p>	

し、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6) 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6)の2 申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第84条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6)の3 第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1810

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第79条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第79条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第79条の2 第46条第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の12第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第115条の12第1項から第4項までの規定による。 (指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)</p> <p>第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。</p> <p>(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。</p> <p>(3) 申請者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。</p> <p>(4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。</p> <p>(6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制</p>	

の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。
- (1) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115

条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

- (1) の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (1) の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (2) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2) の2 申請者が、第115条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の19の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2) の3 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (4) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (5) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 507

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の21		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 508

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定
法令名 根拠条項	介護保険法 第58条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第58条第1項、第115条の22第1項及び第2項の規定による。 (介護予防サービス計画費の支給)</p> <p>第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>(指定介護予防支援事業者の指定)</p> <p>第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。</p> <p>(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。</p> <p>(3) 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(3)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(4)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(4)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の</p>	

発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(5)の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6) 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6)の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6)の3 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 509

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の31		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1718

処分の概要	指定事業者の指定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の5		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第115条の45の5及び省令第140条の63の6の規定による。 (指定事業者の指定)</p> <p>第115条の45の5 第115条の45の3第1項の指定(第115条の45の7第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。</p> <p>(法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第140条の63の6 法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 第1号事業(第1号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準</p> <p>イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準</p> <p>ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準</p> <p>ハ 平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準</p> <p>(2) 第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1719

処分の概要	指定事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の6第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の45の6の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第115条の45の6 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1087

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第27条第1項		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第27条第1項の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び住所</p> <p>ロ 個人番号</p> <p>ハ 再交付申請の理由</p> <p>(2) 氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの</p> <p>イ 個人番号カード(番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号利用法施行規則」という。)第1条第1項第1号に掲げる書類</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類(介護保険の被保険者証を除く。)又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類</p> <p>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1571

処分の概要	特定入所者の負担限度額の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の6第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条各号のいずれかに該当する旨 (2) 氏名、生年月日、住所及び個人番号 (3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 (4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 (5) 被保険者証の番号 (6) 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別 		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1568

処分の概要	負担限度額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の6第7項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6</p> <p>7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び住所</p> <p>ロ 個人番号</p> <p>ハ 再交付申請の理由</p> <p>(2) 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの</p> <p>イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第1条第1項第1号に掲げる書類</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1574

処分の概要	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の8第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に関する特例)</p> <p>第83条の8 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1617

処分の概要	障害児通所給付費の支給
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の3第1項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定による。</p> <p>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)又は指定発達支援医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 障害児通所給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額</p> <p>(2) 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)</p> <p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第33条の23の2第1項第2号において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他内閣府令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。</p> <p>3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。</p> <p>8 通所給付決定は、内閣府令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。</p>	

- 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
- 10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
- 12 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。
- 13 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 14 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1618

処分の概要	特例障害児通所給付費の支給
法令名根拠条項	児童福祉法 第21条の5の4第1項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第21条の5の4及び第21条の5の7の規定による。</p> <p>第21条の5の4 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援(第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者が、第21条の5の6第1項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 都道府県が前項第2号の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数</p> <p>(2) 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>(3) 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>(4) 基準該当通所支援の事業に係る利用定員</p> <p>3 特例障害児通所給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(1) 指定通所支援 前条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)</p> <p>(2) 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)</p> <p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第33条の23の2第1項第2号において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、児童相談所</p>	

- その他内閣府令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。
- 3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
 - 4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。
 - 5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、内閣府令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて内閣府令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。
 - 6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の内閣府令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
 - 7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。
 - 8 通所給付決定は、内閣府令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
 - 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
 - 10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
 - 12 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。
 - 13 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
 - 14 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1619

処分の概要	通所給付決定の変更承認		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の8第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の8の規定による。</p> <p>第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第21条の5の5第2項、第21条の5の6(第1項を除く。)及び前条(第1項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1621

処分の概要	高額障害児通所給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の12第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の12の規定による。</p> <p>第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1622

処分の概要	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の13第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の13の規定による。</p> <p>第21条の5の13 市町村は、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満18歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満20歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第21条の5の3から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 市町村は、第1項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1623

処分の概要	肢体不自由児通所医療費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の29第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の29の規定による。</p> <p>第21条の5の29 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他内閣府令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。</p> <p>2 肢体不自由児通所医療費の額は、1月につき、肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。</p> <p>3 通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1624

処分の概要	障害児相談支援給付費の支給		
法令名根拠条項	児童福祉法 第24条の26第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の26の規定による。</p> <p>第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。</p> <p>(1) 第21条の5の7第4項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。)から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。)を受けたとき。</p> <p>2 障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)とする。</p> <p>3 障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。</p> <p>5 市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第2項の内閣総理大臣が定める基準及び第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準(指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。</p> <p>6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1625

処分の概要	特例障害児相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の27第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の27の規定による。</p> <p>第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第24条の31第1項の内閣府令で定める基準及び同条第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。</p> <p>2 特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1626

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の28第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の28の規定による。</p> <p>第24条の28 第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 第21条の5の15第3項(第4号、第11号及び第14号を除く。)の規定は、第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第21条の5の15第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1627

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の29第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の29の規定による。</p> <p>第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1632

処分の概要	通所受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	児童福祉法施行規則 第18条の6第9項		
法令番号	昭和23年厚生省令第11号		
【基準】	省令第18条の6第9項の規定による。 第18条の6 9 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 365

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第19条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】	<p>法第17条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p> <p>障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 366

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の再認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】	<p>法第26条において準用する法第5条第2項の規定による。 (認定)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 367

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】 法第26条の2の規定による。 (支給要件) 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p> <p>障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1293

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の再認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】	<p>法第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による。 (認定)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 515

処分の概要	介護給付費等の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条及び第22条第1項の規定による。 (介護給付費等の支給決定)</p> <p>第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。 (申請)</p> <p>第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、主務省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他主務省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の主務省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。</p> <p>3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして主務省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。 (障害支援区分の認定)</p> <p>第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。</p> <p>2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 (支給要否決定等)</p> <p>第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 516

処分の概要	支給決定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第24条の規定による。 (支給決定の変更)</p> <p>第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第22条(第1項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。</p> <p>5 第21条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>6 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1111

処分の概要	介護給付費又は訓練等給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 法第29条第1項の規定による。 (介護給付費又は訓練等給付費) 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。</p>			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1098

処分の概要	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
法令名 根拠条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条第1項
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第30条第1項の規定による。 (特例介護給付費又は特例訓練等給付費)</p> <p>第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。</p> <p>イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)</p> <p>ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 都道府県が前項第2号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積</p> <p>(3) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの</p> <p>(4) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員</p> <p>3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等 前条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>	

標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1530

処分の概要	介護給付費等の負担額の特例認定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第31条		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第31条の規定による。 (介護給付費等の額の特例)</p> <p>第31条 市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「額)」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。</p> <p>2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1112

処分の概要	特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して主務省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはほぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1113

処分の概要	特例特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第35条第1項の規定による。 (特例特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1602

処分の概要	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の5第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条の5及び第51条の7の規定による。 (地域相談支援給付費等の相談支援給付決定)</p> <p>第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 第19条(第1項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (給付要否決定等)</p> <p>第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。</p> <p>3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。</p> <p>8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、主務省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1603

処分の概要	地域相談支援給付決定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の9の規定による。 (地域相談支援給付決定の変更)</p> <p>第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第51条の7(第1項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1605

処分の概要	地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の14第1項の規定による。 (地域相談支援給付費)</p> <p>第51条の14 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1606

処分の概要	特例地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の15第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の15第1項の規定による。 (特例地域相談支援給付費)</p> <p>第51条の15 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1607

処分の概要	計画相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の17第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の17第1項の規定による。 (計画相談支援給付費)</p> <p>第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。</p> <p>(1) 第22条第4項(第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項(第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1608

処分の概要	特例計画相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の18第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の18第1項の規定による。 (特例計画相談支援給付費)</p> <p>第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第51条の24第1項の主務省令で定める基準及び同条第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1609

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の20第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の20第1項の規定による。 (指定特定相談支援事業者の指定)</p> <p>第51条の20 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)の規定は、第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第36条第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1610

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の21第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の21第1項の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。</p> <p>2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 517

処分の概要	自立支援医療費の支給認定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 法第52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給認定) 第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。 (申請) 第53条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。 (支給認定等) 第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 518

処分の概要	支給認定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第56条第1項及び第2項の規定による。 (支給認定の変更)</p> <p>第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1114

処分の概要	自立支援医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第58条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給)</p> <p>第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1115

処分の概要	療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第70条第1項の規定による。 (療養介護医療費の支給)</p> <p>第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1116

処分の概要	基準該当療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第71条第1項の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給)</p> <p>第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 519

処分の概要	補装具費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 法第76条第1項の規定による。 第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1614

処分の概要	高額障害福祉サービス等給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条の2第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第76条の2第1項の規定による。</p> <p>第76条の2 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。</p> <p>(1) 支給決定障害者等</p> <p>(2) 65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入等に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1081

処分の概要	受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第16条		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】	<p>政令第16条の規定による。 (受給者証の再交付)</p> <p>第16条 市町村は、受給者証(法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1615

処分の概要	地域相談支援受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の8		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】	<p>政令第26条の8の規定による。 (地域相談支援受給者証の再交付)</p> <p>第26条の8 市町村は、地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1080

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条 第1項		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】	<p>政令第33条第1項の規定による。 (医療受給者証の再交付)</p> <p>第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

処分の概要	保護の開始の申請に対する処分		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】 法第24条第3項の規定による。 （申請による保護の開始及び変更） 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	申請のあつた日から14日以内。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況調査に日時を要する場合その他特別な理由があるときは30日まで延長可能（法第24条第5項）		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

処分の概要	保護の変更の申請に対する処分		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第9項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】 法第24条第9項により準用する法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	申請のあつた日から14日以内。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況調査に日時を要する場合その他特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1672

処分の概要	就労自立給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活保護法 第55条の4第1項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】</p> <p>法第55条の4の規定による。 (就労自立給付金の支給)</p> <p>第55条の4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。</p> <p>2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。</p> <p>3 第1項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。</p> <p>生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号通知)による。</p>			
標準処理期間	申請のあつた日から14日以内ただし、就労収入の状況の調査に時間を要する等特別な事由がある場合には30日まで延長可能(厚生労働省通知)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1823

処分の概要	進学準備給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活保護法 第55条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】	<p>法第55条の5の規定による。 (進学準備給付金の支給)</p> <p>第55条の5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。</p>		
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、進学先等の調査に時間を要する等特別な事由がある場合には30日まで延長可能(厚生労働省通知)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1716

処分の概要	生活困窮者住居確保給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法 第6条第1項		
法令番号	平成25年法律第105号		
【基準】	<p>法第6条の規定による。 (生活困窮者住居確保給付金の支給)</p> <p>第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

<p>処分の概要</p>	<p>障害年金等の給付</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>予防接種法 第15条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和23年法律第68号</p>
<p>【基準】 法第15条から第17条までの規定による。 (健康被害の救済措置) 第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 (給付の範囲) 第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (政令への委任等) 第17条 前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。 2 前条第2項第1号から第4号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付に係る同法第16条第1項第1号から第4号までの政令及び同条第3項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>1年</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 368

処分の概要	未熟児に対する養育医療の給付の決定		
法令名 根拠条項	母子保健法 第20条第1項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
<p>【基準】 法第20条の規定による。 (養育医療)</p> <p>第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。</p> <p>3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 医学的処置、手術及びその他の治療</p> <p>(4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(5) 移送</p> <p>4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行うものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第1項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。</p> <p>6 第1項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第19条の12の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。第21条の4第1項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第19条の12、第19条の20及び第21条の3の規定は養育医療の給付について、同法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第19条の12中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第19条の20(第2項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第1項中「第19条の3第10項」とあるのは「母子保健法第20条第7項において読み替えて準用する第19条の12」と、同条第4項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第21条の3第2項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第5条から第7条までの規定による。 (被保険者)</p> <p>第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする。 (適用除外)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者としなない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 (6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者 (7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。 (8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者 (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者 (10) 国民健康保険組合の被保険者 (11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期) <p>第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 514

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第44条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第44条第1項の規定による。</p> <p>第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 一部負担金を減額すること。</p> <p>(2) 一部負担金の支払を免除すること。</p> <p>(3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

処分の概要	療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第54条第1項の規定による。 (療養費)</p> <p>第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

処分の概要	特別療養費の支給		
法令名根拠条項	国民健康保険法 第54条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第54条の3第1項の規定による。 (特別療養費)</p> <p>第54条の3 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

処分の概要	移送費の支給
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条の4第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
<p>【基準】</p> <p>法第54条の4の規定による。 (移送費)</p> <p>第54条の4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>省令第27条の10及び第27条の11の規定による。 (移送費の支給要件)</p> <p>第27条の10 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。</p> <p>(1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。 (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。</p> <p>(移送費の支給申請)</p> <p>第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日 (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所 (5) 移送に要した費用の額 (6) 被保険者記号・番号</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(平成6.9.9保険発第114号)参照</p>	
標準処理期間	90日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 161

処分の概要	特別療養給付の支給
法令名根拠条項	国民健康保険法 第55条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
<p>【基準】</p> <p>法第55条の規定による。</p> <p>(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)</p> <p>第55条 被保険者が第6条第7号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第26項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。</p> <p>(1) 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。</p> <p>(2) その者が、第6条第1号から第6号まで、第8号、第9号又は第11号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(3) その者が、当該疾病又は負傷につき、他の市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができるに至つたとき。</p> <p>(4) 被保険者の資格を喪失した日から起算して6箇月を経過したとき。</p> <p>3 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。</p> <p>4 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>	

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

処分の概要	高額療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第57条の2第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第57条の2第1項の規定による。 (高額療養費)</p> <p>第57条の2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第1項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1283

処分の概要	高額介護合算療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第57条の3第1項の規定による。 (高額介護合算療養費)</p> <p>第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第1項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。</p> <p>国民健康保険における高額介護合算療養費の支給等の事務の取扱いについて(平成21年4月3日保国発第0403002号)参照</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1539

処分の概要	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第7項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
<p>【基準】 政令第29条の2第7項の規定による。 (月間の高額療養費の支給要件及び支給額) 第29条の2 7 被保険者が特定疾病給付対象療養(特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。))のうち健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第29条の3第8項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>省令第27条の12の2第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定) 第27条の12の2 令第29条の2第7項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称 (3) 被保険者記号・番号</p> <p>2 認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第29条の3第1項各号又は第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

処分の概要	特定疾病に係る市町村又は組合の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第8項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
<p>【基準】</p> <p>政令第29条の2第8項の規定による。 (月間の高額療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の2</p> <p>8 被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>省令第27条の13第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者記号・番号</p> <p>2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1284

処分の概要	被保険者証の再交付
法令名 根拠条	国民健康保険法施行規則 第7条第1項
法令番号	昭和33年厚生省令第53号
<p>【基準】 省令第7条の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第7条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、第1号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第2号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 被保険者の氏名及び生年月日 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由 <p>(2) 世帯主の氏名及び生年月日又は住所(以下この条において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち2以上の書類 <p>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。</p> <p>4 世帯主以外の者が世帯主を代理して第1項の申請をする場合には、同項第1号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該世帯主以外の者に係る同項第2号イからハまでのいずれかに該当するもの(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。この場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により又は法令の規定により世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 (2) 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状 (3) 前2号に掲げる書類を添えることが困難である場合には、官公署から世帯主に対し1に限り発行され、又は発給された書類その他の世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認める書類 	

5 前項後段の規定にかかわらず、市町村は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるとき又は同項の世帯主以外の者が当該世帯主と同一の世帯に属する者であるときは、当該書類を省略させることができる。

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1285

処分の概要	高齢受給者証の交付		
法令名根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の4第1項の規定による。 (高齢受給者証の交付等)</p> <p>第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、当該被保険者に係る様式第1号の2の2による被保険者証を交付した場合を除き、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1286

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等)</p> <p>第7条の4</p> <p>4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第7条第1項第2号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名及び生年月日 (2) 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 (3) 再交付申請の理由</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

処分の概要	食事療養減額認定証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p>【基準】</p> <p>省令第26条の3第1項から第4項までの規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第26条の3 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「食事療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。)を行わなければならない。</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。</p> <p>(1) 市町村 様式第1号の6による食事療養標準負担額減額認定証</p> <p>(2) 組合 様式第1号の6の2による食事療養標準負担額減額認定証</p> <p>3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。</p> <p>(1) 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。</p> <p>(2) 食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。</p> <p>4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について準用する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1120

処分の概要	食事療養減額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の3第5項の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

処分の概要	食事療養標準負担額減額の特例		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の5第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の5の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に関する特例)</p> <p>第26条の5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額 (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間 (5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由 (6) 被保険者記号・番号</p> <p>3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1891

処分の概要	生活療養減額認定証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p>【基準】</p> <p>省令第26条の6の4第1項から第3項までの規定による。 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等)</p> <p>第26条の6の4 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「生活療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証(以下「生活療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 市町村 様式第1号の6の3による生活療養標準負担額減額認定証 (2) 組合 様式第1号の6の4による生活療養標準負担額減額認定証</p> <p>3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。</p> <p>(1) 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者でなくなつたとき。 (2) 生活療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から生活療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1889

処分の概要	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の6の4第4項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等)</p> <p>第26条の6の4</p> <p>4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1287

処分の概要	特定疾病受療証の再交付		
法令名根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の13第8項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第27条の13第8項の規定による。 (特定疾病に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第27条の13</p> <p>8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1288

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第27条の14の2第2項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の市町村又は組合の認定)</p> <p>第27条の14の2</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市町村 様式第1号の8による限度額適用認定証</p> <p>(2) 組合 様式第1号の8の2による限度額適用認定証</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1289

処分の概要	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第27条の14の2第5項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の市町村又は組合の認定)</p> <p>第27条の14の2 5 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1291

処分の概要	特別療養証明書の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第28条第2項の規定による。 (特別療養給付の申請)</p> <p>第28条</p> <p>2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書(以下この条において「特別療養証明書」という。)を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市町村 様式第2による特別療養証明書</p> <p>(2) 組合 様式第2の2による特別療養証明書</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1292

処分の概要	特別療養証明書の再交付		
法令名根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	省令第28条第6項の規定による。 (特別療養給付の申請) 第28条 6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

処分の概要	児童手当の受給資格、額の認定
法令名根拠条項	児童手当法 第7条第1項及び第2項
法令番号	昭和46年法律第73号
<p>【基準】</p> <p>法第4条及び第5条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者</p> <p>2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号</p>	

から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

処分の概要	児童手当の増額改定		
法令名 根拠条項	児童手当法 第9条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】	<p>法第9条の規定による。 (児童手当の額の改定)</p> <p>第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 520

処分の概要	児童扶養手当の受給資格認定
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第6条第1項
法令番号	昭和36年法律第238号
<p>【基準】 法第4条及び第4条の2の規定による。 (支給要件)</p> <p>第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した児童</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した児童</p> <p>ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(4) 母の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。</p> <p>(5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>(6) 父の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p>	

(支給の調整)

- 第4条の2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。
- 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1125

処分の概要	児童扶養手当の増額改定		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第8条第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (手当の額の改定時期)</p> <p>第8条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1575

処分の概要	受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。)		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第6条		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】 法第4条及び第6条の規定による。 (支給要件) 第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの 2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 (認定) 第6条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1580

処分の概要	子ども手当の増額の改定		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (子ども手当の額の改定)</p> <p>第8条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1678

<p>処分の概要</p>	<p>母子家庭自立支援給付金の支給</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和39年法律第129号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第31条及び政令第27条から第29条までの規定による。 (母子家庭自立支援給付金)</p> <p>第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。</p> <p>(1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)</p> <p>(2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)</p> <p>(3) 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの</p> <p>(母子家庭自立支援教育訓練給付金)</p> <p>第27条 法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(1月から7月までに母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの(以下この項及び第3項において「受給資格者」という。)が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。</p> <p>3 母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による教育訓練給付金(次号及び第3号において「教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない受給資格者(次号に掲げる者を除く。) 当該受給資格者が第1項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円)</p> <p>(2) 教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(職業に必要な実践的かつ専門的なものとして法第8条第1項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練(以下この号及び次号において「指定教育訓練」という。)を受ける者に限る。) 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が160万円を超えるときは、160万円)</p> <p>(3) 教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 第1号(指定教育訓練を受ける者であるときは、前号)に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により母子家庭自立支援教育訓練給付金の額として算定された額が1万2,000円を超えないときは、母子家庭自立支援教育訓練給付金は、支給しない。</p>	

(母子家庭高等職業訓練促進給付金)

第28条 法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年(1月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの(以下この条において「受給資格者」という。)が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において1年以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。次条第4項第1号において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第4項第1号において同じ。) 月額10万円(第1項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(第1項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万500円)

4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が第1項の養成機関において修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)

第29条 法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する者(第4項において「受給資格者」という。)に対し支給するものとする。

(1) 前条第1項の養成機関において1年以上の課程を修了した者(次号及び第3号において「養成課程修了者」という。)であつて、当該養成機関における修業を開始した日(次号において「修業開始日」という。)及び当該養成機関における課程を修了した日(第3号及び第4項第1号において「修了日」という。)において、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

(2) 養成課程修了者の修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修業開始日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの

(3) 養成課程修了者の修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修了日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの

3 前項第2号及び第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第2項の規定を準用する。

4 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5000円

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1681

処分の概要	父子家庭自立支援給付金の支給		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の10において準用する第31条		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】 準用する法第31条及び法第31条の10の規定による。 (母子家庭自立支援給付金) 第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。 (1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。) (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。) (3) 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの (父子家庭自立支援給付金) 第31条の10 第31条から第31条の4までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第31条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第1号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第2号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第31条の2中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第31条の3及び第31条の4中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1708

処分の概要	公私連携法人の指定		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成18年法律第77号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)</p> <p>第34条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	家庭的保育事業等の認可
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の15第2項
法令番号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第34条の15の規定による。

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第4号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

(2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。))とする。)が社会的信望を有すること。

(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。))であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。))、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣

府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする

るときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1725

処分の概要	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の15第7項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第34条の15の規定による。</p> <p>第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。</p> <p>(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。</p> <p>ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣</p>	

府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする

るときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1729

処分の概要	公私連携保育法人の指定		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第56条の8第1項の規定による。</p> <p>第56条の8 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業(以下この条において「保育等」という。)を行う保育所をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(法人に限る。)を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携保育法人」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1733

処分の概要	教育・保育給付認定		
法令名 根拠条	子ども・子育て支援法 第20条第1項及び第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第20条の規定による。 (市町村の認定等)</p> <p>第20条 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。</p> <p>4 市町村は、第1項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。</p> <p>6 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にならなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。</p> <p>7 第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。</p>		
標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第20条第6項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1734

処分の概要	教育・保育給付認定の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第23条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】 法第23条の規定による。 (教育・保育給付認定の変更)</p> <p>第23条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)が満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。</p> <p>5 第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>6 市町村は、第2項又は第4項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>			
標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第20条第6項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1852

処分の概要	施設等利用給付認定
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の5第1項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第30条の4及び第30条の5の規定による。 (支給要件)</p> <p>第30条の4 子ども・子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(第28条第1項第3号に係るものを除く。次条第7項において同じ。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第7条第10項第4号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第58条の3において同じ。)の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。</p> <p>(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)</p> <p>(2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>(3) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(政令で定める場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第7項第2号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの (市町村の認定等)</p> <p>第30条の5 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定(以下「施設等利用給付認定」という。)は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)に通知するものとする。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。</p> <p>5 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。</p> <p>6 第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、</p>	

若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第1項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

(1) 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。)に係る教育・保育給付認定保護者 前条第2号に掲げる小学校就学前子ども

(2) 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。)又は満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。) 前条第3号に掲げる小学校就学前子ども

標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1853

処分の概要	施設等利用給付認定の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の8第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第30条の8の規定による。 (施設等利用給付認定の変更)</p> <p>第30条の8 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の該当する第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>3 第30条の5第2項から第6項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>5 第30条の5第2項及び第3項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>			
標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1740

処分の概要	特定教育・保育施設の確認		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第31条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第31条の規定による。 (特定教育・保育施設の確認)</p> <p>第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第58条の9第2項、第3項及び第6項、第65条第4号及び第5号並びに附則第7条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。第58条の4第1項第1号、第58条の9第2項並びに第65条第3号及び第4号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>(1) 認定こども園 第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1741

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第32条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第32条第1項の規定による。 (特定教育・保育施設の確認の変更)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第27条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第34条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認の変更を申請することができる。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により前条第3項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1744

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第43条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第43条の規定による。 (特定地域型保育事業者の確認)</p> <p>第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1745

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の変更		
法令名根拠条項	子ども・子育て支援法 第44条		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第44条の規定による。 (特定地域型保育事業者の確認の変更)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第46条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認の変更を申請することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1855

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の2		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	法第58条の2の規定による。 (特定子ども・子育て支援施設等の確認) 第58条の2 第30条の11第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1750

処分の概要	支給認定証の再交付		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法施行規則 第16条第1項		
法令番号	平成26年内閣府令第44号		
【基準】	<p>府令第16条の規定による。 (支給認定証の再交付)</p> <p>第16条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育給付認定保護者から、教育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地)</p> <p>(2) 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄</p> <p>(3) 申請の理由</p> <p>3 支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。</p> <p>4 支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

処分の概要	地縁による団体の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】 法第260条の2第1項及び第2項の規定による。 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	法第260条の2第12項の規定による。 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の3の規定による。</p> <p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の31の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>		
標準処理期間	50日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1929

処分の概要	認可地縁団体の合併の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の39第3項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の38及び第260条の39の規定による。</p> <p>第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。</p> <p>第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。</p> <p>2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5204

処分の概要	指定定期検査機関の指定		
法令名 根拠条項	計量法 第20条第1項		
法令番号	平成4年法律第51号		
【基準】	<p>法第20条及び第28条の規定による。 (指定定期検査機関)</p> <p>第20条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。</p> <p>2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。 (指定の基準)</p> <p>第28条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第20条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>(1) 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。</p> <p>(2) 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(3) 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(4) 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>(6) その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5205

処分の概要	業務規程の認可(変更認可を含む。)		
法令名 根拠条項	計量法 第30条第1項		
法令番号	平成4年法律第51号		
【基準】	法第30条第1項の規定による。 (業務規程) 第30条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

処分の概要	臨時運行の許可		
法令名 根拠条項	道路運送車両法 第34条第2項		
法令番号	昭和26年法律第185号		
<p>【基準】 法第34条及び第35条の規定による。 (臨時運行の許可)</p> <p>第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。</p> <p>2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。 (許可基準等)</p> <p>第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。</p> <p>5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第2項の有効期間を記載しなければならない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第2項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1914

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の認定
法令名根拠条項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の2第3項
法令番号	平成10年法律第117号
<p>【基準】</p> <p>法第22条の2第1項から第3項まで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条及び第6条の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の認定)</p> <p>第22条の2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画(以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。)を作成し、地方公共団体実行計画(第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。)を策定した市町村(以下「計画策定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。) (3) 地域脱炭素化促進事業の実施期間 (4) 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容 (5) 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容 (6) 第4号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲 (7) 第4号の整備及び第5号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (8) 第4号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> イ 地域の環境の保全のための取組 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 (9) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項 <p>3 計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。 (2) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 (3) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)</p> <p>第5条 法第22条の2第3項第2号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められること。 (2) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。 (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。 	

第6条 法第22条の2第3項第3号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置(当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。)その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- (2) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。
- (5) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- (6) 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1915

<p>処分の概要</p>	<p>地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成10年法律第117号</p>		
<p>【基準】 法第22条の3第1項及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第9条の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の変更等) 第22条の3 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 (地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更) 第9条 法第22条の3第1項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (1) 認定地域脱炭素化促進事業者の変更 (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更(色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為を記載した場合に限る。) (3) 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更 (4) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更 (5) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更 (6) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更 (7) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更 イ 地域の環境の保全のための取組 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 (8) 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 353

処分の概要	犬の登録及び鑑札の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第4条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】	<p>法第4条第1項及び第2項の規定による。 (登録)</p> <p>第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

処分の概要	犬の予防注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】	<p>法第5条第1項及び第2項の規定による。 (予防注射)</p> <p>第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。</p> <p>2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【基準】	政令第1条の2の規定による。 (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 356

処分の概要	犬の予防注射済票の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第3条		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【基準】	<p>政令第3条の規定による。 (注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1862

処分の概要	排水設備の設置の承認		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の10第1項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】	<p>法第12条の10第1項の規定による。 (排水設備の設置の承認)</p> <p>第12条の10 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第12条の5第3項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

処分の概要	浄化槽清掃業の許可		
法令名根拠条項	浄化槽法 第35条		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】			
<p>法第36条の規定による。 (許可の基準)</p> <p>第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

処分の概要	事業の転換に関する計画の認定		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 第7条第1項		
法令番号	昭和50年法律第31号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定)</p> <p>第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等)</p> <p>第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項</p> <p>2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。</p> <p>省令第6条の規定 (転換計画の認定の申請)</p> <p>第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款 (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

処分の概要	事業転換計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第3項		
法令番号	昭和50年厚生省令第37号		
<p>【基準】 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定) 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等) 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。</p> <p>省令第7条の規定 (転換計画の変更の認定の申請) 第7条 第五条第三項の規定により転換計画の変更の認定を受けようとする事業者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。 一 転換計画の実施状況を明らかにする書類 二 定款の変更があつた場合には、その変更後の定款 三 前条第二号に掲げる書類</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

処分の概要	埋葬、火葬又は改葬の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第5条第1項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】	<p>法第5条の規定による。</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5345

処分の概要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】	<p>法第10条の規定による。</p> <p>第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】 法第7条第1項及び第5項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは</p>	

産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。
 (一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)
 第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1455

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】	<p>法第7条第2項の規定による。 （一般廃棄物処理業）</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 334

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可
法令名根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】 法第7条第6項及び第10項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>省令第2条の4の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可の基準)</p> <p>第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 (2) 削除 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>	

標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1456

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第7項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】	法第7条第7項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

<p>処分の概要</p>	<p>一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和45年法律第137号</p>
<p>【基準】 法第7条の2第2項において準用する法第7条第5項(第3号の規定による省令第2条の2を含む。)の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>	

- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 336

処分の概要	一般廃棄物処分業の変更の許可
法令名根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の2第2項において準用する法第7条第10項(第3号の規定による省令第2条の4を含む。)の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>省令第2条の4 (一般廃棄物処分業の許可の基準)</p> <p>第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(2) 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 (2) 削除</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>	
標準処理期間	40日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 337

処分の概要	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】	<p>省令第2条第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)</p> <p>第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

処分の概要	再生利用一般廃棄物処分業者の指定		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条の3第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】	<p>省令第2条の3第2号の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可を要しない者)</p> <p>第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1897

処分の概要	先端設備等導入計画の認定		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第52条第1項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【基準】	<p>法第52条の規定による。 (先端設備等導入計画の認定)</p> <p>第52条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>2 2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。</p> <p>3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 先端設備等の種類及び導入時期</p> <p>(2) 先端設備等導入の内容</p> <p>(3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>4 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>(2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>5 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1898

処分の概要	先端設備等導入計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第1項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【基準】	<p>法第53条第1項の規定による。 (先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5230

処分の概要	組合設立の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第36条第1項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第36条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。</p> <p>2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。</p> <p>3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5231

処分の概要	総会招集の承認		
法令名根拠条項	商店街振興組合法 第59条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第59条の規定による。</p> <p>第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5232

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第62条第2項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第62条の規定による。 (総会の議決事項)</p> <p>第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 規約の設定、変更又は廃止 (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 (4) 経費の賦課及び徴収の方法 (5) その他定款で定める事項 <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5233

処分の概要	余裕金運用の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第67条の2ただし書		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第67条の2の規定による。 (余裕金運用の制限)</p> <p>第67条の2 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</p> <p>(2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5234

処分の概要	合併の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第73条第3項		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	法第73条の規定による。 (合併の手續) 第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。 2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。 3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1633

処分の概要	商店街整備計画の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第1項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
【基準】	<p>法第4条第1項及び政令第2条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(商店街整備計画の認定の基準)</p> <p>第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1634

処分の概要	店舗集団化計画の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第2項		
法令番号	昭和48年法律第101号		
<p>【基準】 法第4条第2項及び政令第3条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(店舗集団化計画の認定の基準)</p> <p>第3条 法第4条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第5号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1635

処分の概要	共同店舗等整備計画の認定
法令名根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第3項
法令番号	昭和48年法律第101号
<p>【基準】 法第4条第3項及び政令第4条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条</p> <p>3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。)の設置の事業</p> <p>(2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業</p> <p>(3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者ととも資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者次に掲げる事業</p> <p>イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業</p> <p>ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業</p> <p>(4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業(共同店舗等整備計画の認定の基準)</p> <p>第4条 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第1号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該組合の組合員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。</p> <p>(6) 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。</p> <p>2 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第2号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該組合が中小小売商業者であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。</p> <p>(6) 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。</p>	

- 3 法第4条第3項の政令で定める基準は、同項第3号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第4号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
- (1) 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - (2) 出資により設立される会社又は法第4条第3項第4号に掲げる会社にあつては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が10分の7以上であること。
 - (3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - (4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (5) 法第4条第3項第3号イに定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
 - (6) 法第4条第3項第3号ロに定める事業又は同項第4号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第3号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第4号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
 - (7) 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1636

処分の概要	商店街整備等支援計画の認定
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第6項
法令番号	昭和48年法律第101号
<p>【基準】</p> <p>法第4条第6項並びに政令第7条及び第8条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条</p> <p>6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(特定会社の要件)</p> <p>第7条 法第4条第6項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社(以下この条及び次条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1未満となることが確実に認められること)とする。</p> <p>(商店街整備等支援計画の認定の基準)</p> <p>第8条 法第4条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(3) 法第4条第6項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の3分の2以上が中小企業者であること。</p> <p>ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。</p> <p>ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。</p> <p>(4) 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該共同店舗において事業を営む者の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の経済産業省令で定める面積以上であること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1637

処分の概要	高度化事業計画変更の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
【基準】	<p>政令第9条第1項の規定による。 (認定計画の変更等)</p> <p>第9条 法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3046

処分の概要	特定商工業者の該当基準の引上げの許可		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第7条第2項		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。</p> <p>(定義)</p> <p>第7条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、会社及び相互会社をいう。</p> <p>2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日(以下この項において「基準日」という。)まで6月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場(以下この条において「営業所等」という。)を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上)である者</p> <p>(2) 基準日における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上(その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上)である者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3047

処分の概要	法定台帳の作成期間の延長の承認		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第10条第2項及び第3項		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】	<p>法第10条の規定による。</p> <p>(法定台帳の作成)</p> <p>第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基づいて、前項に規定する期間の延長をすることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。</p> <p>4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から6箇月以内に、第1項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。</p> <p>6 商工会議所は、第1項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。</p> <p>7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。</p> <p>8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3048

処分の概要	負担金の賦課の許可		
法令名 根拠条項	商工会議所法 第12条第1項		
法令番号	昭和28年法律第143号		
【基準】	<p>法第12条の規定による。</p> <p>(負担金)</p> <p>第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p> <p>2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3050

処分の概要	商工会の設立の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第23条第1項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第23条の規定による。</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第23条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>(3) その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>(4) その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(5) 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の認可(第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3051

処分の概要	総会等の招集の承認		
法令名 根拠条項	商工会法 第42条第5項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第42条第5項の規定による。</p> <p>第42条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>2 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から3週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。</p> <p>5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3052

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第44条第2項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第44条第2項及び第4項の規定による。</p> <p>(総会の決議)</p> <p>第44条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 規約の設定、変更又は廃止</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更</p> <p>(4) その他定款で定める事項</p> <p>2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第23条第2項及び第3項並びに第24条の規定は、第2項の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3056

処分の概要	合併の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第52条の2第2項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第52条の2の規定による。</p> <p>(合併の手續)</p> <p>第52条の2 商工会が合併しようとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会(以下この条において「新商工会」という。)の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 第23条第2項各号に掲げる要件に適合すること。</p> <p>(2) 新商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。</p> <p>4 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第23条第3項及び第24条の規定は、第2項の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3057

処分の概要	財産処分の方法の認可		
法令名 根拠条項	商工会法 第54条第1項及び第2項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第54条の規定による。</p> <p>(財産処分の方法等)</p> <p>第54条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。</p> <p>3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。</p> <p>4 第24条の規定は、第1項及び第2項の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 327

処分の概要	農地利用規約の認定		
法令名 根拠条項	農住組合法 第13条第3項		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【基準】	<p>法第13条第3項及び第4項の規定による。 (農地利用規約)</p> <p>第13条</p> <p>3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

処分の概要	農業経営の改善及び安定のための計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第5条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】	<p>法第5条の規定による。 (農業経営の改善及び安定のための計画の認定)</p> <p>第5条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

処分の概要	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第7条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)</p> <p>第7条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>省令第5条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準)</p> <p>第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

処分の概要	市民農園の開設の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第1項		
法令番号	平成2年法律第44号		
<p>【基準】 法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準)</p> <p>第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請の手續又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p> <p>市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項		
法令番号	平成2年法律第44号		
<p>【基準】 法第7条第1項(市民農園の開設の認定)と同様に法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準)</p> <p>第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請の手續又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p> <p>市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の2第1項及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の締結等)</p> <p>第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>(協定の認可)</p> <p>第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月8日)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

処分の概要	農業経営改善計画の認定
法令名根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第12条第1項及び第5項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第5項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資する計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>(3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。))の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。)の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。)を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。 ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。</p> <p>2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかど</p>	

うかを判断しようとするとき又は同項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

処分の概要	農業経営改善計画の変更の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第12条第1項(農業経営改善計画の認定)と同様に法第12条第1項及び第5項の規定による。</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。</p> <p>(農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第5項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資する計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>(3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。))の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。)の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。)を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。</p> <p>ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。</p>	

- 2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1669

処分の概要	青年等就農計画の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の4第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第14条の4の規定による。 (青年等就農計画の認定)</p> <p>第14条の4 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 農業経営の開始の時ににおける農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状)</p> <p>(2) 農業経営の開始から相当の期間を経過した時ににおける農業経営に関する目標</p> <p>(3) 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>(4) 第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1670

処分の概要	青年等就農計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

処分の概要	農用地利用規程の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【基準】 法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項(農用地利用規程の認定)と同様に法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

処分の概要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第12条ただし書		
法令番号	昭和55年政令第219号		
【基準】	<p>政令第12条の規定による。 (特定農用地利用規程の有効期間)</p> <p>第12条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を5年を超えない範囲内で延長することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1917

処分の概要	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第31条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【基準】	<p>法第31条及び第33条の規定による。 (協定の締結等)</p> <p>第31条 同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地(農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。)について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。)は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業(有機農業の推進に関する法律第2条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。)の生産団地を形成するため、市町村長(次項第1号に規定する協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下この節において同じ。)の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 協定の対象となる農用地の区域(以下「協定区域」という。)</p> <p>(2) 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項</p> <p>(3) 協定の有効期間</p> <p>(4) 協定に違反した場合の措置</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。</p> <p>5 協定の有効期間は、5年を超えてはならない。 (協定の認可)</p> <p>第33条 市町村長は、第31条第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。</p> <p>(1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(3) 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>2 市町村長は、第31条第1項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村(協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県)の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1918

処分の概要	協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第34条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
<p>【基準】 法第34条の規定による。 (協定の変更) 第34条 第31条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定め た事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可 を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1919

処分の概要	協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第36条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
【基準】	<p>法第36条の規定による。 (協定の廃止)</p> <p>第36条 第31条第1項又は第34条第1項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 342

処分の概要	経営改善計画の認定		
法令名 根拠条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条の5		
法令番号	昭和29年法律第182号		
【基準】	<p>法第2条の5及び省令第2条の5の規定による。 (経営改善計画)</p> <p>第2条の5 市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(経営改善計画の認定基準)</p> <p>第2条の5 法第2条の5の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであること。 (2) 当該経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。 (3) 当該経営改善計画に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から借入れを必要とする資金の額及び計画が記載されているものについては、当該借入れが必要であつて、他に適当な方法がないこと。 		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1

処分の概要	土地への立入等の許可		
法令名 根拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項		
法令番号	昭和41年法律第126号		
【基準】	<p>法第25条第1項から第3項までの規定による。 (測量、実地調査及び簿書の閲覧等)</p> <p>第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

処分の概要	特用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第7号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第7号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出等)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

処分の概要	自家用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第8号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第8号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出等)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

処分の概要	施業実施協定の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。 (施業実施協定)</p> <p>第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名根拠条項	森林法 第10条の11の5第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>準用する法第10条の11第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。</p> <p>(施業実施協定)</p> <p>第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。</p> <p>(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

処分の概要	施業実施協定の廃止の認可		
法令名根拠条項	森林法 第10条の11の7第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11の7第1項の規定による。 (施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1790

処分の概要	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の12の3		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の12の3の規定による。 (公告)</p> <p>第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1) 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨</p> <p>(3) 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨</p> <p>(4) 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨</p> <p>イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。)</p> <p>ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

<p>処分の概要</p>	<p>森林経営計画の認定</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>森林法 第11条第5項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和26年法律第249号</p>		
<p>【基準】 法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画) 第11条 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準 (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 (5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。 (6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。 (7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。 (8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>20日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 208

処分の概要	森林経営計画の変更認定		
法令名 根拠条項	森林法 第12条第2項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第11条第5項(森林経営計画の認定)と同様に法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

処分の概要	火入れの許可		
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第21条第1項及び第2項の規定による。 (火入れ)</p> <p>第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第49条第1項の規定による。 (立入調査等)</p> <p>第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第49条第6項の規定による。 (立入調査等)</p> <p>第49条</p> <p>6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3065

処分の概要	立木の伐採の許可(択伐に係るものに限る。)及び立竹の伐採等の許可
法令名 根拠条項	森林法 第34条第1項及び第2項
法令番号	昭和26年法律第249号
<p>【基準】 法第34条の規定による。 (保安林における制限)</p> <p>第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 (2) 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合 (3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合 (4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合 (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 (6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合 (7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (8) 除伐する場合 (9) その他農林水産省令で定める場合 <p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合 (2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合 (3) 第188条第3項の規定に基づいてする場合 (4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (5) 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合 (6) その他農林水産省令で定める場合 <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。</p>	

らない。

- 6 第1項又は第2項の許可には、条件を付することができる。
- 7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 8 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。
- 9 第1項第7号及び第2項第4号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第8項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出にあつては、第1項第7号に係るものに限る。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第11条第5項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

森林法(保安林関係)に関する事務取扱要領(平成23年6月愛媛県農林水産部)

標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3074

<p>処分の概要</p>	<p>鳥獣の捕獲等の許可(指定狩猟鳥獣に限る。2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)及び許可証の交付</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項及び第7項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第88号</p>		
<p>【基準】 法第9条第1項から第3項まで及び第7項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可) 第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。 (1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。 (2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。 (3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。 (1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。 (2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。) (3) 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。 7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年6月30日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 3076

処分の概要	鳥獣の飼養(県の機関において行うものを除く。)の登録		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】 法第19条の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 登録の有効期間は、登録の日から1年とする。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3078

処分の概要	販売禁止鳥獣の販売の許可		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第24条第1項及び第2項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

<p>処分の概要</p>	<p>障害物の伐除のための許可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>土地収用法 第14条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和26年法律第219号</p>
<p>【基準】 法第14条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第14条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2) 申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>2 土地収用法第14条第1項に基づく許可(障害物の伐除、土地の試掘等のための許可)</p> <p>(1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>(3) 第3号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>(4) 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。</p> <p>(5) 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。</p> <p>(6) 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>1箇月(通知による平均日)</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 317

<p>処分の概要</p>	<p>山林原野等の伐除の許可</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>土地収用法 第14条第3項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和26年法律第219号</p>		
<p>【基準】 法第14条第3項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第14条 3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2) 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 3 土地収用法第14条第3項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可) (1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。) (2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。) (3) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。) (4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。 (5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。 (6) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。) (7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>14日(通知による平均日)</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 318

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可		
法令名 根拠条項	土地収用法 第122条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
<p>【基準】</p> <p>法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用)</p> <p>第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)</p> <p>(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)</p> <p>(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>			
標準処理期間	設定なじまない(通知より)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】	<p>準用する法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用)</p> <p>第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)</p> <p>(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)</p> <p>(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>		
標準処理期間	設定なじまない(通知より)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認		
法令名 根拠条項	道路法 第24条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第24条の規定による。 (道路管理者以外の者の行う工事)</p> <p>第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項から第8項まで、第19条から第22条の2まで、第48条の19第1項又は第48条の22第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>政令第3条 (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)</p> <p>第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。</p> <p>道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

<p>処分の概要</p>	<p>道路の占用の許可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>道路法 第32条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和27年法律第180号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。 (道路の占用の許可)</p> <p>第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>(3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設</p> <p>(4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>(5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>(6) 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 道路の占有(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的</p> <p>(2) 道路の占有の期間</p> <p>(3) 道路の占有の場所</p> <p>(4) 工作物、物件又は施設の構造</p> <p>(5) 工事实施の方法</p> <p>(6) 工事の時期</p> <p>(7) 道路の復旧方法</p> <p>(道路の占有の許可基準)</p> <p>第33条 道路管理者は、道路の占有が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの</p> <p>(2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの</p> <p>(3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術</p>	

的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)

(4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの

(5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

(6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法令名 根拠条項	道路法 第32条第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所
- (4) 工作物、物件又は施設の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設

<p>等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの</p> <p>(5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> <p>(6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> <p>3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

処分の概要	限度超過車両の通行許可		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の2第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第47条の2第1項の規定による。 (限度超過車両の通行の許可等)</p> <p>第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(以下「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。</p> <p>車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号) 特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交発第97号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

処分の概要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第91条第1項の規定による。 (道路予定区域)</p> <p>第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

準用する法第32条第1項及び第3項と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所
- (4) 工作物、物件又は施設の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設

<p>等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの</p> <p>(5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> <p>(6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> <p>3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

処分の概要	特殊車両の通行認定		
法令名 根拠条項	車両制限令 第12条		
法令番号	昭和36年政令第265号		
【基準】	<p>政令第12条の規定による。 (特殊な車両の特例)</p> <p>第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

処分の概要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		
法令名根拠条項	河川法 第100条において準用する第20条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第20条の規定による。 (河川管理者以外の者の施行する工事等) 第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>政令第12条 (河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの) 第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>1 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認) (1) 審査基準 河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができる。 ア 工事实施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 6

処分の概要	流水占用の許可		
法令名根拠条項	河川法 第100条において準用する第23条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第23条の規定による。 (流水の占用の許可)</p> <p>第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>2 第23条(流水の占用の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川の流水の占有並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。</p> <p>エ 流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く。)</p>			
標準処理期間	新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1661

処分の概要	流水の占用の登録		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第23条の2		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第23条の2、第23条の3及び第23条の4の規定による。 (流水の占用の登録)</p> <p>第23条の2 前条の許可を受けた水利使用(流水の占有又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。 (登録の実施)</p> <p>第23条の3 河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第12条第2項の水利台帳に登録しなければならない。 (登録の拒否)</p> <p>第23条の4 河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 (2) 申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。 (3) 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。 (4) 第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。 		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

処分の概要	土地占用の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第24条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第24条の規定による。 (土地の占用の許可) 第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>3 第24条(土地の占用の許可) (1) 審査基準 河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては 「河川敷地占用許可準則(平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で」許可することができる。</p>			
標準処理期間	新規18日・更新7日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

処分の概要	土石等の採取の許可		
法令名根拠条項	河川法 第100条において準用する第25条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第25条の規定による。 (土石等の採取の許可)</p> <p>第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>4 第25条(土石等の採取の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。</p> <p>イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>ウ 砂利等の採取については 「砂利等採取許可準則」 (昭和41年6月1日付け建設事務次官通達)を基準とすること。</p> <p>エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p>		
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

処分の概要	工作物の新築等の許可		
法令名根拠条項	河川法 第100条において準用する第26条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第26条第1項の規定による。 (工作物の新築等の許可)</p> <p>第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>5 第26条第1項(工作物の新築等の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。</p> <p>(ア) 工作物の一般的な技術基準「河川管理施設等構造令」(平成12年6月7日政令第312号)</p> <p>(イ) 工作物の設置基準「工作物設置許可基準」(平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達)</p> <p>イ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ウ 河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>エ 工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>			
標準処理期間	10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

処分の概要	土地の掘削等の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第27条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第27条第1項の規定による。 (土地の掘削等の許可)</p> <p>第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>6 第27条第1項(土地の掘削等の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。</p> <p>イ 土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>		
標準処理期間	10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

処分の概要	竹木の流送の許可等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第28条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第28条の規定による。 (竹木の流送等の禁止、制限又は許可)</p> <p>第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第29条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第29条第1項の規定による。 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可) (1) 審査基準 第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 (ア) 人体や生物に有害でないこと。 (イ) 流水を著しく汚濁するおそれがないこと。</p> <p>イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア) 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。 (イ) 河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。</p>			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第29条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第29条第2項の規定による。 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条 2 2級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可) (1) 審査基準 第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 (ア) 人体や生物に有害でないこと。 (イ) 流水を著しく汚濁するおそれがないこと。</p> <p>イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア) 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。 (イ) 河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。</p>			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

処分の概要	許可工作物の完成検査		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第30条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第30条第1項の規定による。 (許可工作物の使用制限) 第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>9 第30条第1項(許可工作物の完成検査) (1) 審査基準 完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項のダムについては 「ダム検査規程 (昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。</p>			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

処分の概要	許可工作物の完成前の使用の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第30条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第30条第2項の規定による。 (許可工作物の使用制限)</p> <p>第30条 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>10 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認) (1) 審査基準 完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。 ア 使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、検査に合格したものであること。 イ 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。 ウ 一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

処分の概要	権利譲渡の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第34条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】			
<p>法第34条第1項の規定による。 (権利の譲渡)</p> <p>第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。</p> <p>2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>11 第34条第1項(権利の譲渡の承認)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。</p> <p>ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>			
標準処理期間	6日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

処分の概要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第43条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第43条第1項の規定による。 (流水の貯留又は取水の制限)</p> <p>第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

処分の概要	ダム操作規程の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第47条第1項及び第2項の規定による。 (ダムの操作規程)</p> <p>第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第53条の2第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第53条の2第1項の規定による。 (渇水時における水利使用の特例)</p> <p>第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>河川法の一部を改正する法律等の運用について (平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河治発第2号・建設省河開発第5号)による。</p> <p>2) 水利使用の特例の承認について 河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。</p> <p>イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。</p> <p>ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。</p> <p>ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。</p> <p>ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。</p>		
標準処理期間	審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

処分の概要	河川保全区域内の行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第55条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第55条第1項の規定による。 (河川保全区域における行為の制限)</p> <p>第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>12 第55条第1項(河川保全区域における行為の許可) (1) 審査基準 河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

処分の概要	河川予定地内の行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第57条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第57条第1項の規定による。 (河川予定地における行為の制限)</p> <p>第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>13 第57条第1項(河川予定地における行為の許可) (1) 審査基準 河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 477

処分の概要	河川保全立体区域における行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の4第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第58条の4第1項の規定による。 (河川保全立体区域における行為の制限) 第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築、改築又は除却 (3) 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>14 第58条の4第1項(河川保全立体区域における行為の許可) (1) 審査基準 河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 478

処分の概要	河川予定立体区域における行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の6第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第58条の6第1項の規定による。 (河川予定立体区域における行為の制限)</p> <p>第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>15 第58条の6第1項(河川予定立体区域における行為の許可) (1) 審査基準 河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1651

処分の概要	河川協力団体の指定		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の8第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第58条の8第1項及び省令第33条の8の規定による。 (河川協力団体の指定)</p> <p>第58条の8 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。</p> <p>(河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)</p> <p>第33条の8 法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の12第1項及び第3項の規定による。 (施設の維持運営に関する協定の締結等)</p> <p>第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>(2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>(3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1705

処分の概要	事業計画の認定
法令名根拠条	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第7条第5項
法令番号	平成26年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (事業計画の認定)</p> <p>第7条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 多面的機能発揮促進事業の目標</p> <p>(2) 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域</p> <p>ロ 第3条第3項第1号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>ハ 第3条第3項第2号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>ニ 第3条第3項第3号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>(3) 多面的機能発揮促進事業の実施期間</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業者団体等であつて農林水産省令で定めるものは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた同法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設(次項において「土地改良施設」という。)について第3条第3項第1号に掲げる事業(同号ロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、前項第2号ロに掲げる事項に、第12条第1項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。</p> <p>4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあつては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 特定市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。</p> <p>(3) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。</p> <p>6 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第2項第4号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む。)を公表しなければならない。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1706

処分の概要	事業計画の変更認定		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成26年法律第78号		
<p>【基準】 法第8条の規定による。 (事業計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3058

処分の概要	換地計画の認可(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第52条第1項(第96条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 法第52条第1項及び第52条の2の規定による。 (換地計画の決定及び認可)</p> <p>第52条 土地改良区は、その行う土地改良事業(第49条第1項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う第2条第2項第5号の事業を除く。)につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 (審査及び公告等)</p> <p>第52条の2 都道府県知事は、前条第1項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第1項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。 (1) 申請の手續又は換地計画の決定手續若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。 (2) 換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。</p> <p>3 前条第8項ただし書の場合において、第1項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該関係農業委員会の意見をきかなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による適否の決定については、第8条第6項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良事業計画書及び定款」とあるのは、「換地計画書」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3059

処分の概要	換地計画の変更の認可(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第53条の4第1項(第96条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第53条の4の規定による。 (換地計画の変更)</p> <p>第53条の4 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 換地計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)については、第52条第4項から第9項まで及び第52条の2から第52条の4までの規定を準用する。この場合において、第52条第5項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、第52条の3中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2

処分の概要	海岸保全区域の占用の許可		
法令名 根拠条項	海岸法 第7条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (海岸保全区域の占用)</p> <p>第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限</p> <p>1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共用財産たる国有海浜地について行うものであるので、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期せられたいこと。</p> <p>2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することとは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。</p> <p>3 占用の許可の際には、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、原状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占用が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。なお、右の条件を附するに当たっては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのないよう十分配慮され遺憾のないように期せられたいこと。</p>		
標準処理期間	おおむね3週間(通知による目安)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

処分の概要	海岸保全区域内の行為の許可		
法令名 根拠条項	海岸法 第8条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】 法第8条の規定による。 (海岸保全区域における行為の制限) 第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 (3) 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>4 海岸保全区域における制限行為は、法第8条第1項各号に掲げるとおりであるが、これらに該当する行為のうち、令第3条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従って措置されたいこと。 (1) 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となつている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従つて、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。 (2) 令第3条第9号、第12号及び第13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとする。</p>			
標準処理期間	おおむね3週間(通知による目安)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

処分の概要	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認		
法令名 根拠条項	海岸法 第13条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】			
<p>法第13条の規定による。 (海岸管理者以外の者の施行する工事)</p> <p>第13条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。</p> <p>2 第10条第2項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>第6 海岸保全施設の保全</p> <p>(1) 法第13条の規定に基き、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、承認し、又は協議しようとするときは、法第14条に規定する築造の基準に基いて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他の法律に基く事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。</p> <p>(2) 公衆電気通信法第101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。</p>			
標準処理期間	おおむね1箇月(通知による目安)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1693

処分の概要	操作規程の承認及び変更承認		
法令名 根拠条項	海岸法 第14条の3第1項及び第5項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第14条の3の規定による。 (操作規程)</p> <p>第14条の3 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者(以下「他の管理者」という。)は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設については、主務省令で定めるところにより、当該操作施設の操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の操作規程は、津波、高潮等の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 海岸管理者は、第1項の操作規程を承認しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 第10条第2項に規定する者は、第1項の規定にかかわらず、その管理する操作施設について同項の操作規程を定め、海岸管理者に協議することをもって足りる。</p> <p>5 前各項の規定は、第1項の操作規程の変更について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1675

処分の概要	海岸協力団体の指定		
法令名 根拠条項	海岸法 第23条の3第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第23条の3の規定による。 (海岸協力団体の指定)</p> <p>第23条の3 海岸管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができる。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該海岸協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 海岸協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を海岸管理者に届け出なければならない。</p> <p>4 海岸管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

処分の概要	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第24条第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】	<p>法第24条第1項及び漁港漁場整備法施行規則第6条の2の規定による。 (土地、水面等の使用)</p> <p>第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>漁港漁場整備法施行規則第6条の2 (他人の土地又は水面への立入り等の許可申請)</p> <p>第6条の2 法第24条第1項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事(漁港漁場整備法施行令(以下「令」という。))第28条第1項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長)に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1089

処分の概要	漁港施設処分の許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第37条第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】	<p>法第37条第1項の規定による。 (漁港施設の処分の制限)</p> <p>第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第4項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1128

処分の概要	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用の認定		
法令名根拠条項	漁港漁場整備法 第37条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】	<p>法第37条の2第1項及び第2項、省令第11条の5の規定による。 (行政財産である特定漁港施設の貸付け)</p> <p>第37条の2 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。))その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(事業者の基準)</p> <p>第11条の5 法第37条の2第1項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。</p> <p>(2) 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。</p> <p>(3) その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化、増殖若しくは養殖の推進又は船舶の保管の方法の改善に特に資すること。</p> <p>ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。</p> <p>ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。</p> <p>ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。</p> <p>ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1091

処分の概要	漁港施設の利用(変更含む。)許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第38条		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】	<p>法第38条の規定による。 (漁港施設の利用)</p> <p>第38条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1092

処分の概要	漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】	<p>法第39条第1項及び第2項の規定による。 (漁港の保全)</p> <p>第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3001

処分の概要	埋立ての免許		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第2条第1項		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】 法第2条第1項の規定による。 第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ)ノ免許ヲ受クヘシ			
標準処理期間	120日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3004

処分の概要	埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長の許可		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第13条の2第1項(第42条第3項において準用する場合を含む。)		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】	<p>法第13条の2第1項の規定による。</p> <p>第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得</p> <p>② 第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4条第1項及第2項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮少又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3005

処分の概要	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第14条第1項(同条第4項(第42条第3項において準用する場合を含む。))及び第42条第3項において準用する場合を含む。)		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】	<p>法第14条第1項の規定による。</p> <p>第14条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者埋立ニ関スル測量又ハ工事ノ為必要アルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3006

処分の概要	埋立権の譲渡の許可		
法令名根拠条項	公有水面埋立法 第16条第1項		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】	<p>法第16条第1項の規定による。</p> <p>第16条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ埋立ヲ為ス権利ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3007

処分の概要	竣(しゅん)功認可		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第22条第1項		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】	<p>法第22条第1項の規定による。</p> <p>第22条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事竣功シタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ竣功認可ヲ申請スヘシ</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

処分の概要	竣(しゅん)功認可の告示の日前の埋立地の工作物設置の許可		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第23条第1項ただし書		
法令番号	大正10年法律第57号		
<p>【基準】 法第23条第1項の規定による。 第23条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ前条第2項ノ告示ノ日前ニ於テ埋立地ヲ使用スルコトヲ得但シ埋立地ニ埋立ニ関スル工事用ニ非サル工作物ヲ設置セムトスルトキハ政令ヲ以テ指定スル場合ヲ除クノ外都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3009

処分の概要	埋立地に関する権利の移転又は設定の許可		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第27条第1項		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】	<p>法第27条第1項の規定による。</p> <p>第27条 第22条第2項ノ告示ノ日ヨリ起算シ10年間ハ第24条第1項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人当該埋立地ニ付所有権ヲ移転シ又ハ地上権、質権、使用貸借ニ依ル権利若ハ賃貸借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル権利ヲ設定セムトスルトキハ当該移転又ハ設定ノ当事者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>(1) 権利ヲ取得スル者ガ国又ハ公共団体ナルトキ</p> <p>(2) 滞納処分、強制執行、担保権ノ実行トシテノ競売(其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム)又ハ企業担保権ノ実行ニ因リ権利ガ移転スルトキ</p> <p>(3) 法令ニ依リ収用又ハ使用セラルルトキ</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3010

処分の概要	埋立地の用途変更の許可		
法令名 根拠条項	公有水面埋立法 第29条第1項		
法令番号	大正10年法律第57号		
【基準】	<p>法第29条第1項の規定による。</p> <p>第29条 第24条第1項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第22条第2項ノ告示ノ日ヨリ起算シ10年内ニ埋立地ヲ第11条又ハ第13条ノニ第2項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

処分の概要	測量標の移転の請求(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第39条において準用する第24条第1項		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【基準】	<p>準用する法第24条の規定による。 (測量標の移転の請求)</p> <p>第24条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求(国又は都道府県が行うものを除く。)は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。</p> <p>3 国土地理院の長は、第1項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1650

処分の概要	測量標の使用の承認(公共測量)		
法令名根拠条項	測量法 第39条において準用する第26条		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【基準】	準用する法第26条の規定による。 (測量標の使用) 第26条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

処分の概要	測量成果の複製の承認(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第43条		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【基準】	<p>法第43条の規定による。 (測量成果の複製)</p> <p>第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

処分の概要	測量成果の使用の承認(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第44条第1項		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【基準】	<p>法第44条の規定による。 (測量成果の使用)</p> <p>第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。</p> <p>2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(2) 当該測量成果を使用することが測量の正確性を確保する上で適切でないこと。</p> <p>3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。</p> <p>4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5002

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第26条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第26条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にはいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

処分の概要	工事完了前告示前の建築承認		
法令名 根拠条項	都市計画法 第37条第1号		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第37条の規定による。 （建築制限等）</p> <p>第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。</p> <p>(2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1801

処分の概要	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第52条の規定による。 第52条 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの</p> <p>(2) 建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設</p> <p>ロ 建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの</p> <p>(3) 前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの（堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。）</p> <p>3 国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5011

処分の概要	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条の2第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第52条の2の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5012

<p>処分の概要</p>	<p>都市計画施設等の区域内における建築の許可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市計画法 第53条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和43年法律第100号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第53条から第55条までの規定による。 (建築の許可)</p> <p>第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 政令で定める軽易な行為</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>(4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの</p> <p>(5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの</p> <p>2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。</p> <p>(2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。</p> <p>(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。</p> <p>イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(許可の基準の特例等)</p> <p>第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。</p> <p>2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項</p>	

の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

- 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5013

処分の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市計画法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 準用する法第52条の2の規定による。 (建築等の制限) 第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5014

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第65条の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1818

処分の概要	都市計画協力団体の指定		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の5第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第75条の5第1項及び第75条の6の規定による。 (都市計画協力団体の指定)</p> <p>第75条の5 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(都市計画協力団体の業務)</p> <p>第75条の6 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。</p> <p>(2) 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。</p> <p>(3) 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(4) 都市計画に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(5) 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5016

処分の概要	風致地区内における行為の許可
法令名 根拠条項	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1項
法令番号	昭和44年政令第317号
<p>【基準】 政令第3条第1項及び第4条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第3条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事(市の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の建築その他工作物の建設 (2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。) (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。))又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積 (8) 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為 <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 都道府県知事等又は市町村の長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号イ、ロ若しくはハ又は第4号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> イ 当該建築物の高さが8メートル以上15メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。 ロ 当該建築物の建ぺい率が10分の2以上10分の4以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。 ハ 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が1メートル以上3メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。 ニ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 (2) 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。 (3) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 	

<p>(4) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。</p> <p>イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上60パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。</p> <p>ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。</p> <p>(1) 宅地の造成等に係る土地の地形に応じ1・5メートル以上5メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土</p> <p>(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採</p> <p>ニ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>(5) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。</p> <p>イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(6) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。</p> <p>(7) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5017

処分の概要	市街地再開発促進区域内における建築の許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第7条の4第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第7条の4の規定による。 (建築の許可)</p> <p>第7条の4 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第59条第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)、同法第60条の2第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)又は同法第60条の3第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第7条の6まで及び第141条の2第1号において「建築許可権者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第7条の6第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は第60条第2項第1号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5019

処分の概要	測量及び調査のための土地の立入りの許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第60条第1項ただし書		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第60条第1項ただし書の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第60条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。第62条第1項及び第142条第1号において「立入許可権者」という。)の許可を受けた場合に限る。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 290

<p>処分の概要</p>	<p>障害物の伐除及び土地の試掘等の許可</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再開発法 第61条第1項及び第3項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和44年法律第38号</p>		
<p>【基準】 法第61条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第61条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第2項及び第142条第3号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 5021

処分の概要	建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】 法第66条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5023

処分の概要	土地の形質の変更等の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第7項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第66条第7項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条</p> <p>7 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

処分の概要	施行地区内の権利の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第70条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第70条第1項から第3項までの規定による。 (権利変換手続開始の登記)</p> <p>第70条 施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

処分の概要	建築計画変更の承認		
法令名根拠条項	都市再開発法 第99条の7		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第99条の7の規定による。 (建築計画の変更)</p> <p>第99条の7 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

処分の概要	債務の弁済に関する計画の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第117条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第117条第3項の規定による。 (事業代行終了の公告等)</p> <p>第117条 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれなくなったとき、又は第101条第1項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。</p> <p>3 個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

処分の概要	施行地区内の土地等の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第118条の3の規定による。 (譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)</p> <p>第118条の3 譲受け希望の申出をした者(前条第4項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>3 前2項の規定は、土地収用法第45条の2に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

処分の概要	譲受け希望の申出等の撤回の同意		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第118条の5の規定による。 (譲受け希望の申出等の撤回)</p> <p>第118条の5 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第118条の2第1項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第6項において準用する同条第1項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。</p> <p>3 第118条の2第8項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。</p> <p>4 第118条の2第2項又は第3項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

処分の概要	測量又は調査のための土地の立入り等の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第72条第1項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「機構理事長等」という。)は、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

処分の概要	障害物の伐除の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第6項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第72条第6項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条</p> <p>6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいらないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5043

処分の概要	公告後における建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

処分の概要	建築物等の移転又は除去の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第7項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第77条第7項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>7 施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

処分の概要	移転、除去の際の建築物等の使用許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第8項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第77条第8項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の2第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の2第5項の規定による。 (住宅先行建設区への換地の申出等)</p> <p>5 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。</p> <p>(2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。</p> <p>(3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 469

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の3第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の3第4項の規定による。 (市街地再開発事業区への換地の申出等)</p> <p>第85条の3</p> <p>4 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 470

処分の概要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名根拠条項	土地区画整理法 第85条の4第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の4第5項の規定による。 (高度利用推進区への換地の申出等)</p> <p>第85条の4</p> <p>5 施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5056

処分の概要	特別緑地保全地区における行為の許可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第14条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条第1項及び第2項の規定による。 (特別緑地保全地区における行為の制限)</p> <p>第14条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1791

処分の概要	管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第24条第5項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第24条第5項及び第26条の規定による。 (管理協定の締結等)</p> <p>第24条 5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (管理協定の認可)</p> <p>第26条 市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

処分の概要	緑化率適用除外の許可①		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第35条第2項第1号		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 法第35条第2項第1号の規定による。 (緑化率) 第35条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制 ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外 ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。 イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。 また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。 ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

<p>処分の概要</p>	<p>緑化率適用除外の許可②</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市緑地法 第35条第2項第2号</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和48年法律第72号</p>		
<p>【基準】 法第35条第2項第2号の規定による。 (緑化率) 第35条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正) (5) 緑化率規制 ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外 ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。 イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。 また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。 ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 298

処分の概要	緑化率適用除外の許可③		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第35条第2項第3号		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 法第35条第2項第3号の規定による。 (緑化率) 第35条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外 ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。 イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。 また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。 ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 466

<p>処分の概要</p>	<p>第35条第2項第1号の準用による緑化率適用除外の許可</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市緑地法 第36条</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和48年法律第72号</p>		
<p>【基準】 準用する法第35条第2項第1号の規定による。 (緑化率) 第35条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正) (5) 緑化率規制 ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外 ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。 イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。 また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。 ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 467

処分の概要	第35条第2項第2号の準用による緑化率適用除外の許可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第36条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 準用する法第35条第2項第2号の規定による。 (緑化率) 第35条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 468

処分の概要	第35条第2項第3号の準用による緑化率適用除外の許可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第36条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 準用する法第35条第2項第3号の規定による。 (緑化率) 第35条 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制 ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外 ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。 イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。 また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。 ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

<p>処分の概要</p>	<p>緑化施設工事の認定</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市緑地法 第43条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和48年法律第72号</p>
<p>【基準】 法第43条第1項の規定による。 (緑化施設の工事の認定) 第43条 第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)</p> <p>⑤ 緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定 法第43条第1項に基づく緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが出来ない場合、市区町村長が認定することにより、当該緑化施設に関する工事が完了していないことを除き建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けることができることとするものである。</p> <p>市区町村長が認定する場合として、例えば積雪寒冷地において厳冬期に建築物が完成する場合等気温等が原因で建築物の工事の完了の日までに緑化工事が完了できない場合などが考えられる。市区町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了できない事情が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければならないこととされていることを踏まえ、緑化工事が完了した際に市区町村長に通知し、その検査を受けることとすることが望ましい。</p> <p>この認定に際しては、施行規則第10条により、同規則に定める申請書に付近見取り図及び配置図並びに確認済証の写しを添えて、市区町村に提出することとされているが、この場合の配置図として、以下の書面を添付させること等により円滑な運用を図ることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平面図 ii 同規則第9条第1号の緑化施設を設置して壁面緑化を行う場合にあっては当該施設を整備する建築物の部分の立・断面図 iii 緑化施設の面積の算出根拠を示す書面(求積図、面積算出表等。 i 及び ii の図面に記入することも可能) <p>市区町村長が認定を行った際に交付する認定書については、完了検査の申請の添付図書とされており、当該認定書をもとに建築主事等が検査を行うことから、十分かつ必要最低限の図書とすべきであることを踏まえ、市区町村長は、認定書に申請書及びその添付図書(緑化施設的面積の算出根拠を示す書面を除く。以下「認定書の様式等」という。)の写しを付すことが望ましい。また、認定書の様式等を定めるにあたっては、当該地域を所管する特定行政庁に対してあらかじめ十分な時間的余裕を持って協議するとともに、当該認定書の様式等を定めた際には、当該地域を業務区域とする指定確認検査機関による建築完了検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、当該特定行政庁が当該地域を業務区域とする指定確認検査機関に対して認定書の様式等について情報の提供を行うことを踏まえ、当該特定行政庁に対してその旨について通知することが望ましい。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

処分の概要	検査済証の交付		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第43条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第43条第2項の規定による。 (緑化施設の工事の認定)</p> <p>第43条</p> <p>2 建築基準法第7条第4項に規定する建築主事等又は同法第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

処分の概要	緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第47条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 法第47条第1項の規定による。 (緑地協定の認可) 第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

処分の概要	緑地協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第48条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>緑地協定の変更の認可のため、第47条第1項(緑地協定の認可)と同様 (緑地協定の認可)</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

処分の概要	緑地協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第52条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第52条第1項の規定による。 (緑地協定の廃止)</p> <p>第52条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

処分の概要	1人緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第54条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第54条第1項及び第2項の規定による。 (緑地協定の設定の特則)</p> <p>第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第45条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

処分の概要	市民緑地設置管理計画の認定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第61条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 法第61条第1項の規定による。 (市民緑地設置管理計画の認定基準等) 第61条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準(当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第8号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。 (2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。 (3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。 (4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (5) 市民緑地の管理期間が、1年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。 (6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 (7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第2項第2号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第14条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。 (9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

処分の概要	市民緑地設置管理計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第62条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】 市民緑地設置管理計画の変更の認定のため、第61条第1項(市民緑地設置管理計画の認定)と同様 (市民緑地設置管理計画の認定基準等) 第61条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準(当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第8号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。 (2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。 (3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。 (4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (5) 市民緑地の管理期間が、1年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。 (6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 (7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第2項第2号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第14条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。 (9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1792

処分の概要	推進法人の指定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第69条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第69条第1項の規定による。 (指定)</p> <p>第69条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

処分の概要	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第8条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
<p>【基準】 法第8条第1項及び第2項の規定による。 (生産緑地地区内における行為の制限)</p> <p>第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 (3) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの イ 農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する施設 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設</p> <p>(2) 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1564

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の2第4項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の2第4項及び第45条の4第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の締結等)</p> <p>第45条の2</p> <p>4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>(都市再生歩行者経路協定の認可)</p> <p>第45条の4 市町村長は、第45条の2第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第45条の2第2項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (4) その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。</p> <p>2 市町村長は、第45条の2第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1565

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の5第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の5の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の変更)</p> <p>第45条の5 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1566

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の9第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 法第45条の9第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の廃止) 第45条の9 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条の2第4項又は第45条の5第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1567

処分の概要	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の11第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の11の規定による。 (一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)</p> <p>第45条の11 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第45条の4第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第45条の4第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第45条の4第2項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1588

処分の概要	都市利便増進協定の認定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第74条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 法第74条及び第75条の規定による。 (都市利便増進協定)</p> <p>第74条 都市再生整備計画に記載された第46条第25項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下この節において「土地所有者等」という。)又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。</p> <p>2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置</p> <p>(2) 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法</p> <p>(3) 第1号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法</p> <p>(4) 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手續</p> <p>(5) 都市利便増進協定の有効期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(都市利便増進協定の認定基準)</p> <p>第75条 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。</p> <p>(1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。</p> <p>(2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。</p> <p>(3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。</p> <p>(4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1589

処分の概要	都市利便増進協定の変更認定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第76条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第76条及び第75条の規定による。 (都市利便増進協定の変更)</p> <p>第76条 土地所有者等又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。 (都市利便増進協定の認定基準)</p> <p>第75条 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。</p> <p>(1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。 (2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。 (3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1764

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の認可
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の3第4項
法令番号	平成14年法律第22号
<p>【基準】</p> <p>法第80条の3及び第80条の4の規定による。 (低未利用土地利用促進協定の締結等)</p> <p>第80条の3 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第80条の7第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第80条の8第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあっては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあっては景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。第111条第1項において同じ。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 (2) 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項 (3) 低未利用土地利用促進協定の有効期間 (4) 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置 <p>2 低未利用土地利用促進協定については、前項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に適合するものであること。 (2) 第1項第1号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (低未利用土地利用促進協定の認可)</p> <p>第80条の4 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1765

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の変更認可		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の5		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	法第80条の5の規定による。 (低未利用土地利用促進協定の変更) 第80条の5 第80条の3第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1868

<p>処分の概要</p>	<p>宅地造成等工事規制区域の指定等に係る基礎調査のための土地の試掘等の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の適用）</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再生特別措置法 第87条の2第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第22号</p>		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第6条の規定による。 （基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等） 第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にはいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1869

処分の概要	宅地造成等に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の適用)		
法令名根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】			
適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第12条及び第13条の規定による。 (宅地造成等に関する工事の許可)			
第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。			
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。			
(1) 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。			
(2) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。			
(3) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。			
(4) 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。			
3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。			
4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。 (宅地造成等に関する工事の技術的基準等)			
第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。			
2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1870

処分の概要	工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第16条及び第13条の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。</p> <p>5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。 (宅地造成等に関する工事の技術的基準等)</p> <p>第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1882

処分の概要	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査及び検査済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の規定による。 (完了検査等)</p> <p>第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。</p> <p>4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1931

処分の概要	土石の堆積に関する工事完了の確認及び確認済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の規定による。 (完了検査等)</p> <p>第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。</p> <p>4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1932

処分の概要	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による。 (中間検査)</p> <p>第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。</p> <p>4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1683

<p>処分の概要</p>	<p>開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再生特別措置法 第93条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第22号</p>
<p>【基準】 適用する都市計画法第29条の規定による。 (開発行為の許可) 第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。 (1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの (2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの (3) 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 (4) 都市計画事業の施行として行う開発行為 (5) 土地区画整理事業の施行として行う開発行為 (6) 市街地再開発事業の施行として行う開発行為 (7) 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為 (8) 防災街区整備事業の施行として行う開発行為 (9) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為 (10) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為 (11) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。 (1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 (2) 前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第1項第1号及び前項の規定の適用については、政令で定める。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 1684

処分の概要	開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する都市計画法第35条の2第1項の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1685

処分の概要	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する都市計画法第36条第1項及び第2項の規定による。 (工事完了の検査)</p> <p>第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1686

処分の概要	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する都市計画法第37条の規定による。 (建築制限等)</p> <p>第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。</p> <p>(2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1687

処分の概要	建築物の建蔽率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する都市計画法第41条の規定による。 (建築物の建蔽率等の指定)</p> <p>第41条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1688

処分の概要	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する都市計画法第42条の規定による。 (開発許可を受けた土地における建築等の制限)</p> <p>第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1689

処分の概要	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する都市計画法第43条の規定による。 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(3) 仮設建築物の新築</p> <p>(4) 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。</p> <p>3 国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1690

処分の概要	開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する都市計画法第45条の規定による。</p> <p>第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1691

<p>処分の概要</p>	<p>跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再生特別措置法 第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)</p>
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第22号</p>
<p>【基準】 法第111条及び第112条の規定による。 (跡地等管理等協定の締結等) 第111条 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第115条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。)又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第116条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理し、又は跡地(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理等協定」という。)を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。 (1) 跡地等管理等協定の目的となる跡地等(以下この条において「協定跡地等」という。) (2) 協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項 (3) 協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項 (4) 跡地等管理等協定の有効期間 (5) 跡地等管理等協定に違反した場合の措置 2 跡地等管理等協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。 3 跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 (1) 立地適正化計画に記載された第81条第16項に規定する事項に適合するものであること。 (2) 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (跡地等管理等協定の認可) 第112条 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 跡地等管理等協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 1304

処分の概要	都市再生推進法人の指定		
法令名根拠条項	都市再生特別措置法 第118条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第118条第1項の規定による。 (都市再生推進法人の指定)</p> <p>第118条 市町村長は、特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1599

処分の概要	流通業務地区内の規制施設の建設等の許可		
法令名 根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律 第5条第1項ただし書		
法令番号	昭和41年法律第110号		
<p>【基準】 法第5条の規定による。 (流通業務地区内の規制)</p> <p>第5条 何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次条第1項及び第2項において「都道府県知事等」という。)が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 (2) 卸売市場 (3) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽(政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。)又は貯木場 (4) 上屋又は荷さばき場 (5) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗 (6) 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所 (7) 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割り、その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場 (8) 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場 (9) 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫 (10) 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場 (11) 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの <p>2 公共施設又は国土交通省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 流通業務地区については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条及び第49条の規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5087

処分の概要	景観重要建造物の現状変更の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第22条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第22条第1項及び第2項の規定による。 (現状変更の規制)</p> <p>第22条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5090

処分の概要	景観重要樹木の現状変更の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第31条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第31条の規定による。 (現状変更の規制)</p> <p>第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5093

処分の概要	管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	景観法 第36条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】 法第36条第3項及び第38条の規定による。 (管理協定の締結等)</p> <p>第36条 3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 (管理協定の認可)</p> <p>第38条 景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5094

処分の概要	管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	景観法 第40条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第40条において準用する第36条第3項及び第38条の規定による。 (管理協定の変更)</p> <p>第40条 第36条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。 (管理協定の締結等)</p> <p>第36条 3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 (管理協定の認可)</p> <p>第38条 景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 375

処分の概要	景観地区内の建築物計画の認定		
法令名 根拠条項	景観法 第63条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第62条、第63条第1項及び第2項の規定による。 (建築物の形態意匠の制限)</p> <p>第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。 (計画の認定)</p> <p>第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日以内(法第63条第2項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 376

処分の概要	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第77条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第77条第3項及び第4項の規定による。 (仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和)</p> <p>第77条</p> <p>3 前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後3月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5095

処分の概要	景観協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	景観法 第81条第4項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第81条第4項及び第83条第1項の規定による。 (景観協定の締結等)</p> <p>第81条 4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 (景観協定の認可)</p> <p>第83条 景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第81条第2項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5096

処分の概要	景観協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	景観法 第84条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第84条及び同条第2項において準用する第83条第1項の規定による。 (景観協定の変更)</p> <p>第84条 景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。 (景観協定の認可)</p> <p>第83条 景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第81条第2項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5097

処分の概要	景観協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	景観法 第88条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第88条第1項の規定による。 (景観協定の廃止)</p> <p>第88条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第81条第4項又は第84条第1項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5098

処分の概要	一の所有者による景観協定の認可		
法令名 根拠条項	景観法 第90条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第90条第1項及び第2項の規定による。 (一の所有者による景観協定の設定)</p> <p>第90条 景観計画区域内の一団の土地(第81条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第83条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5099

処分の概要	景観整備機構の指定		
法令名 根拠条項	景観法 第92条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第92条第1項の規定による。 (指定)</p> <p>第92条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1294

処分の概要	歴史的風致維持向上支援法人の指定		
法令名 根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成20年法律第40号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (歴史的風致維持向上支援法人の指定)</p> <p>第34条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1340

処分の概要	沿道整備推進機構の指定		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の2第1項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
【基準】	<p>法第13条の2第1項の規定による。 (沿道整備推進機構の指定)</p> <p>第13条の2 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1639

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定
法令名根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第9条第1項
法令番号	平成24年法律第84号
<p>【基準】</p> <p>法第9条及び第10条の規定による。 (集約都市開発事業計画の認定)</p> <p>第9条 第7条第2項第2号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第1項第3号において「特定公共施設」という。)の整備に関する事業を含む。)並びにこれに附帯する事業であって、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(以下「集約都市開発事業」という。)を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画(以下「集約都市開発事業計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。</p> <p>2 集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 集約都市開発事業を施行する区域 (2) 集約都市開発事業の内容 (3) 集約都市開発事業の施行予定期間 (4) 集約都市開発事業の資金計画 (5) 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果 (6) その他国土交通省令で定める事項 (集約都市開発事業計画の認定基準等) <p>第10条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。 (2) 集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)が第54条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。 (3) 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。 (4) 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。 (5) 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 <p>2 建築主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第2号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事</p>	

- 業計画を建築主事に通知しなければならない。
- 5 建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
 - 6 市町村長が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
 - 7 市町村長は、第5項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
 - 8 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第5項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
 - 9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第3項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第12条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。
 - 10 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第19条第1項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1640

処分の概要	集約都市開発事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	<p>法第11条の規定による。 (集約都市開発事業計画の変更)</p> <p>第11条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1641

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第13条 認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第9条第2項第1号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第10条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1799

処分の概要	樹木等管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	<p>法第38条第4項及び第40条の規定による。 (樹木等管理協定の締結等)</p> <p>第38条 4 第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (樹木等管理協定の認可)</p> <p>第40条 市町村長は、第38条第4項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 樹木等管理協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5102

処分の概要	被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可
法令名 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第1項
法令番号	平成7年法律第14号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域</p> <p>(2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域</p> <p>(3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律</p>	

- (昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
- (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
 - (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
 - (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
 - 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
 - 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
 - 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

処分の概要	基礎調査のための障害物の伐除の許可		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第6条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
【基準】	<p>法第6条第1項の規定による。 (基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

処分の概要	測量標識移転の承認		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第34条の2第2項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
【基準】	<p>法第34条の2の規定による。 (測量のための標識の設置)</p> <p>第34条の2 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

処分の概要	現施行中事業地内での事業実施の同意		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第36条第1項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
【基準】	<p>法第36条第1項の規定による。 (新住宅市街地開発事業の引継ぎ)</p> <p>第36条 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。</p> <p>2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。</p> <p>3 前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務(その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>4 第2項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5129

処分の概要	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第7条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号
<p>【基準】 法第7条の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第7条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 主として住宅の建設の用に供する目的で行う0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 5133

処分の概要	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第26条第1項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
<p>【基準】 法第26条の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第26条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該住宅街区整備促進区域の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないもの ロ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日において当該区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有していた者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの ハ 次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築 ロ 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第7条第2項第2号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築 ハ 次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、第67条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第57条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5140

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第64条 第1項及び第3項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
<p>【基準】 法第64条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第64条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事(市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第29条第3項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第2項において同じ。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5143

処分の概要	公告前の施行地区内における建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第67条 第1項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
【基準】	<p>法第67条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第67条 次に掲げる公告があつた日後、第83条において準用する土地区画整理法第103条第4項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事(市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する住宅街区整備事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する住宅街区整備事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 都府県又は市町村が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(4) 機構又は地方公社が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>2 土地区画整理法第76条第2項の規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 510

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 511

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項と同様に法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3016

処分の概要	開発行為の許可		
法令名根拠条項	都市計画法 第29条第1項及び第2項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第29条第1項及び第2項の規定による。 (開発行為の許可)</p> <p>第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの</p> <p>(2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの</p> <p>(3) 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(4) 都市計画事業の施行として行う開発行為</p> <p>(5) 土地区画整理事業の施行として行う開発行為</p> <p>(6) 市街地再開発事業の施行として行う開発行為</p> <p>(7) 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>(8) 防災街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>(9) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為</p> <p>(10) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為</p> <p>(11) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(2) 前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3017

処分の概要	開発行為の変更の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第35条の2第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第35条の2第1項の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3018

処分の概要	開発行為に関する工事完了の検査		
法令名 根拠条項	都市計画法 第36条		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第36条の規定による。 (工事完了の検査)</p> <p>第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第73条第1項に規定する特定開発行為(同条第4項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第4項第1号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第53条第2項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。</p>			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3020

処分の概要	予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第42条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】 法第42条の規定による。 （開発許可を受けた土地における建築等の制限） 第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。</p>			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3021

処分の概要	建築物等の新築等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第43条第1項9		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第43条第1項の規定による。 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(3) 仮設建築物の新築</p> <p>(4) 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3022

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市計画法 第45条		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	法第45条の規定による。 第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3023

処分の概要	再開発事業計画の認定		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第129条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第129条の2第1項の規定による。 (再開発事業の計画の認定)</p> <p>第129条の2 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの(市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。)を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章において「再開発事業計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3024

処分の概要	再開発事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第129条の5		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第129条の5の規定による。 (再開発事業計画の変更)</p> <p>第129条の5 再開発事業計画の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」という。)は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画(以下この章において「認定再開発事業計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3025

処分の概要	再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認		
法令名根拠条項	都市再開発法 第129条の7		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第129条の7の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第129条の7 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3028

<p>処分の概要</p>	<p>個人施行の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>土地区画整理法 第4条第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和29年法律第119号</p>		
<p>【基準】 法第4条第1項、第9条第1項及び第2項の規定による。 (施行の認可) 第4条 土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。 (施行の認可の基準等) 第9条 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 (3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 (4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 2 都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第4条第1項に規定する認可をしてはならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年6月30日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 3029

処分の概要	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第10条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第10条第1項の規定による。 (規準又は規約及び事業計画の変更)</p> <p>第10条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3030

処分の概要	施行者の変動に係る規約の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第11条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第11条第4項の規定による。 (施行者の変動) 第11条 4 1人で施行する土地区画整理事業において、前三項の規定により施行者が数人となった場合においては、その土地区画整理事業は、第3条第1項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第4条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3031

処分の概要	個人施行事業の廃止又は終了の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第13条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第13条第1項及び第2項の規定による。 (土地区画整理事業の廃止又は終了)</p> <p>第13条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間(第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項、第45条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3032

処分の概要	組合の設立の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第14条第1項から第3項まで		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第14条第1項から第3項までの規定による。 (設立の認可)</p> <p>第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立って組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3033

処分の概要	組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。）		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第39条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第39条第1項の規定による。 （定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）</p> <p>第39条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3034

処分の概要	組合の解散の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第45条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第45条第1項及び第2項の規定による。 (解散)</p> <p>第45条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消 (2) 総会の議決 (3) 定款で定めた解散事由の発生 (4) 事業の完成又はその完成の不能 (5) 合併 (6) 事業の引継</p> <p>2 組合は、前項第2号から第4号までの一に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3035

処分の概要	決算報告の承認(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第49条		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第49条の規定による。 (決算報告) 第49条 清算人は、清算事務が終った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3036

処分の概要	独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に関する施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3038

<p>処分の概要</p>	<p>換地計画の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>土地区画整理法 第86条第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和29年法律第119号</p>		
<p>【基準】 法第86条第1項、第4項及び第5項の規定による。 (換地計画の決定及び認可) 第86条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。 4 都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 (3) 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。 5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第2条第3号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第1項に規定する認可をしてはならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年6月30日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 3039

処分の概要	換地計画の変更の認可(施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第97条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第97条第1項の規定による。 (換地計画の変更)</p> <p>第97条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社はその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3042

処分の概要	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)(2以上の市町の区域にわたるものを除く。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】	<p>法第28条の4第3項第5号イの規定による。 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 第28条の4 3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。 (5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。 ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3043

処分の概要	住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(2以上の市町の区域にわたるものを除く。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】	<p>法第28条の4第3項第6号の規定による。 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)</p> <p>第28条の4</p> <p>3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。</p> <p>(6) 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3044

処分の概要	宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)(2以上の市町の区域にわたるものを除く。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第63条第3項第5号イ		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】	<p>法第63条第3項第5号イの規定による。 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)</p> <p>第63条</p> <p>3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。</p> <p>(5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの</p> <p>イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。</p> <p>ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1646

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の認定
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第53条第1項
法令番号	平成24年法律第84号
<p>【基準】</p> <p>法第53条及び第54条の規定による。 (低炭素建築物新築等計画の認定)</p> <p>第53条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下この項において「空気調和設備等」という。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を作成し、所管行政庁(建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の位置 (2) 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 (3) 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画 (4) その他国土交通省令で定める事項 <p>(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)</p> <p>第54条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。 (2) 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 (3) 前条第2項第3号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。 <p>2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。</p> <p>5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。</p> <p>6 所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。</p> <p>7 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第4項にお</p>	

いて準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

- 8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第1項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第2項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第12条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。
- 9 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第1項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第19条第1項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1647

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第55条第1項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	<p>法第55条の規定による。 (低炭素建築物新築等計画の変更)</p> <p>第55条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

処分の概要	国宝等に指定された建築物の再現に際しての適用除外の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第3条第1項第4号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第3条第1項第4号の規定による。 (適用の除外) 第3条第1項 (4) 第1号若しくは第2号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの</p>		
標準処理期間	認定30日・許可60日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

処分の概要	建築確認		
法令名 根拠条項	建築基準法 第6条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第6条第1項の規定による。 (建築物の建築等に関する申請及び確認)</p> <p>第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの</p> <p>(3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p>		
標準処理期間	35日(第6条第1項第1号～第3号の建築物)・7日(第6条第1項第4号の建築物)(法第6条第4項根拠)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	完了検査
法令名 根拠条項	建築基準法 第7条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第1項の規定による。 (建築物に関する完了検査)</p> <p>第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。</p> <p>省令第4条 (完了検査申請書の様式)</p> <p>第4条 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>(1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。)</p> <p>(2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)</p> <p>(3) 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあつては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(同法第2項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。)</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第1号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による認定に要した図書及び書類</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第2号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第36条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第3号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>(5) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類</p> <p>(6) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類</p> <p>(7) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し</p> <p>2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。)を受けた建築主事に対して行う場</p>	

合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内(法第7条第4項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

<p>処分の概要</p>	<p>中間検査</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>建築基準法 第7条の3第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>【基準】 法第7条の3第1項の規定による。 (建築物に関する中間検査) 第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。 (1) 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程 (2) 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程 省令第4条の8 (中間検査申請書の様式) 第4条の8 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。 (1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類 (2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。) (3) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類 (4) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類 (5) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し 2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。 省令第4条の3 (申請できないやむを得ない理由) 第4条の3 法第7条第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

処分の概要	仮使用の承認		
法令名 根拠条項	建築基準法 第7条の6第1項第1号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第7条の6第1項第1号の規定による。 (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)</p> <p>第7条の6</p> <p>(1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。</p> <p>申請手続は、省令第4条の16の規定による。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

<p>処分の概要</p>	<p>道の位置の指定</p>
<p>法令名根拠条項</p>	<p>建築基準法 第42条第1項第5号</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>【基準】 法第42条第1項第5号の規定による。 (道路の定義) 第42条 (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p> <p>政令第144条の4 (道に関する基準) 第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。</p> <p>イ 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35メートル以下の場合</p> <p>ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ニ 幅員が6メートル以上の場合</p> <p>ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合</p> <p>(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>(4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠(きよ)その他の施設を設けたものであること。</p> <p>2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	<p></p>

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1834

処分の概要	建築物の敷地と道路との関係の建築承認(その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第43条第2項第1号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第43条第2項の規定による。 (敷地等と道路との関係) 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。 (1) 自動車のみ交通の用に供する道路 (2) 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの (2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1835

処分の概要	建築物の敷地と道路との関係の建築許可(その敷地の周囲に広い空地を有する建築物)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第43条第2項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第43条第2項の規定による。 (敷地等と道路との関係) 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。 (1) 自動車のみ交通の用に供する道路 (2) 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの (2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

処分の概要	公衆便所等の道路内における建築許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第44条第1項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	法第44条第1項第2号の規定による。 (道路内の建築制限) 第44条 (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

処分の概要	道路内における建築認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第44条第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第44条第1項第3号の規定による。 (道路内の建築制限)</p> <p>第44条</p> <p>(3) 第43条第1項第2号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>政令第145条第1項 (道路内に建築することができる建築物に関する基準等)</p> <p>第145条 法第44条第1項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主要構造部が耐火構造であること。</p> <p>(2) 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。</p> <p>イ 第112条第19項第1号イ及びロ並びに第2号ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p> <p>(3) 道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラスを除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

<p>処分の概要</p>	<p>公共用歩廊等の道路内における建築許可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>建築基準法 第44条第1項第4号</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>【基準】 法第44条第1項第4号の規定による。 (道路内の建築制限) 第44条 (4) 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの 政令第145条第2項及び第3項 (道路内に建築することができる建築物に関する基準等) 第145条 2 法第44条第1項第4号の規定により政令で定める建築物は、道路(高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。)、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所(高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。)とする。 (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの 3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。 (2) 屋外に面する部分には、ガラス(網入ガラスを除く。)、瓦(かわら)、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。 (3) 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが1.5メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.5メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 54

処分の概要	壁面線を超える歩廊の柱等の建築の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第47条		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第47条の規定による。 (壁面線による建築制限)</p> <p>第47条 建築物の壁若しくはこれに代る柱又は高さ2メートルをこえる門若しくはへいは、壁面線を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものについては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

<p>処分の概要</p>	<p>用途地域の特例許可</p>
<p>法令名根拠条項</p>	<p>建築基準法 第48条</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>【基準】 法第48条の規定による。 (用途地域等)</p> <p>第48条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第2(に)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>5 第一種住居地域内においては、別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>6 第二種住居地域内においては、別表第2(へ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>7 準住居地域内においては、別表第2(と)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>8 田園住居地域内においては、別表第2(ち)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>9 近隣商業地域内においては、別表第2(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>10 商業地域内においては、別表第2(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>11 準工業地域内においては、別表第2(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>12 工業地域内においては、別表第2(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>13 工業専用地域内においては、別表第2(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	

ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

- 14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第2(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。
- 15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可(次項において「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第1号に該当する場合には同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第2号に該当する場合には同項の規定による同意の取得を要しない。
- (1) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について特例許可をする場合
- (2) 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第1項から第7項までの規定のただし書の規定によるものに限る。)をする場合
- 17 特定行政庁は、第15項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

処分の概要	特殊建築物の位置の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第51条		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第51条の規定による。 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)</p> <p>第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

処分の概要	計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第52条第10項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第52条第10項の規定による。 (容積率)</p> <p>第52条</p> <p>10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

処分の概要	壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第52条第11項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第52条第11項の規定による。 (容積率) 第52条 11 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第2項から第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。 (1) 当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。 (2) 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

処分の概要	機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第52条第14項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第52条第14項の規定による。 (容積率)</p> <p>第52条</p> <p>14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。</p> <p>(1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物</p> <p>(2) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第5項第4号において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1802

処分の概要	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第53条第4項の規定による。 (建蔽率)</p> <p>第53条</p> <p>4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第68条の2第1項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ2メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。)がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。)で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前3項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1836

処分の概要	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第53条第5項の規定による。 (建蔽率) 第53条 5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。 (1) 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物 (2) 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能(密集市街地整備法第2条第3号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。)の確保を図るため必要な壁面の位置の制限(道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ2メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。)が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物 (3) 第68条の2第1項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域(特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。)における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物 (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

処分の概要	建築物の建築面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条第6項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第53条第6項第3号の規定による。 (建蔽率)</p> <p>第53条</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) 防火地域(第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。)内にある耐火建築物等</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの</p> <p>(3) 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

処分の概要	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条の2第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第53条の2第1項第3号の規定による。 (建築物の敷地面積)</p> <p>第53条の2 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第6項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p> <p>(3) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地进行を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの</p> <p>(4) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

処分の概要	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条の2第1項第4号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第53条の2第1項第4号の規定による。 (建築物の敷地面積)</p> <p>第53条の2 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第6項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p> <p>(3) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの</p> <p>(4) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

処分の概要	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第55条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】</p> <p>法第55条第2項の規定による。 (第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)</p> <p>第55条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。</p> <p>2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。</p> <p>政令第130条の10 (第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等)</p> <p>第130条の10 法第55条第2項の規定により政令で定める空地は、法第53条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が1から当該最高限度を減じた数値に10分の1を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建蔽率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が10分の1以上であるものとする。</p> <p>2 法第55条第2項の規定により政令で定める規模は、1500平方メートルとする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況によりこれによることが不適當であると認める場合においては、規則で、750平方メートル以上1500平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1927

処分の概要	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第55条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第55条第3項の規定による。 (第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度) 第55条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。</p> <p>2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。</p> <p>3 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第58条第2項において同じ。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとするができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

処分の概要	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第55条第4項第1号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】			
<p>法第55条第4項第1号の規定による。 (第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度) 第55条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。</p> <p>2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。</p> <p>3 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第58条第2項において同じ。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したものの</p> <p>(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したものの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

処分の概要	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第55条第4項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第55条第4項第2号の規定による。 (第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度) 第55条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。</p> <p>2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。</p> <p>3 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第58条第2項において同じ。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したものの</p> <p>(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したものの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

処分の概要	日影規制の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第56条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第56条の2第1項の規定による。 (日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第56条の2 別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(4の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(4の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(2の項及び3の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(1)、(2)又は(3)の号(同表の3の項にあつては、(1)又は(2)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

処分の概要	高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第57条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第57条第1項の規定による。 (高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和) 第57条 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前3条の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第57条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第57条の2第1項の規定による。 (特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例) 第57条の2 特例容積率適用地区内の2以上の敷地(建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。)に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、1人で、又は数人が共同して、特定行政庁に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該2以上の敷地(以下この条及び次条において「特例敷地」という。)のそれぞれに適用される特別の容積率(以下この条及び第60条の2第4項において「特例容積率」という。)の限度の指定を申請することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請		
法令名 根拠条項	建築基準法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第57条の3第1項及び第2項の規定による。 (指定の取消し)</p> <p>第57条の3 前条第4項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第3項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率が第52条第1項から第9項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消すものとする。</p> <p>政令第135条の24 (特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者)</p> <p>第135条の24 法第57条の3第1項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者(所有権又は借地権を有する者を除く。)とする。</p> <p>政令第135条の23 (特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者)</p> <p>第135条の23 法第57条の2第2項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権(同条第1項に規定する借地権をいう。次条において同じ。)又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第57条の4第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第57条の4第1項の規定による。 (特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度)</p> <p>第57条の4 特例容積率適用地区内においては、建築物の高さは、特例容積率適用地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したのものについては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

処分の概要	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第3号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第57条の5第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第53条の2第1項第3号の規定による。 (建築物の敷地面積)</p> <p>第53条の2 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第6項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p> <p>(3) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの</p> <p>(4) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 479

処分の概要	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第4号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第57条の5第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 準用規定法第53条の2第1項第4号の規定による。 (建築物の敷地面積) 第53条の2 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条第6項第1号に掲げる建築物 (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの (3) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの (4) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1928

処分の概要	高度地区内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第58条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第58条第2項の規定による。 (高度地区)</p> <p>第58条 高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。</p> <p>2 前項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、同項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとする事ができる。</p> <p>3 第44条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

処分の概要	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第59条第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第59条第1項第3号の規定による。 （高度利用地区）</p> <p>第59条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの</p> <p>(3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1803

処分の概要	高度利用地区内における敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等による建築物の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第59条第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第59条第4項の規定による。 （高度利用地区）</p> <p>第59条</p> <p>4 高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条第1項第1号及び第2項から第4項までの規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 75

処分の概要	敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第59条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第59条の2第1項の規定による。 (敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)</p> <p>第59条の2 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第52条第1項から第9項まで、第55条第1項、第56条又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとする事ができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

処分の概要	都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、面積及び高さについて都市計画内容との適合の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第60条の2第1項第3号の規定による。 (都市再生特別地区)</p> <p>第60条の2 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率、建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの</p> <p>(3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

処分の概要	都市再生特別地区における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可 (第52条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第52条第10項の規定による。 (容積率)</p> <p>第52条</p> <p>10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

処分の概要	都市再生特別地区における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第52条第11項の規定による。 (容積率)</p> <p>第52条</p> <p>11 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第2項から第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p> <p>(1) 当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。</p> <p>(2) 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

処分の概要	都市再生特別地区における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第52条第14項の規定による。 (容積率)</p> <p>第52条</p> <p>14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。</p> <p>(1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物</p> <p>(2) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第5項第4号において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

処分の概要	都市再生特別地区における日影規制の例外許可(第56条の2の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第56条の2第1項の規定による。 (日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第56条の2 別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(4の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(4の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(2の項及び3の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(1)、(2)又は(3)の号(同表の3の項にあつては、(1)又は(2)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1880

処分の概要	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2の2第1項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第60条の2の2第1項の規定による。 (居住環境向上用途誘導地区)</p> <p>第60条の2の2 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (2) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1881

処分の概要	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第60条の2の2第3項ただし書		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第60条の2の2第3項ただし書の規定による。 (居住環境向上用途誘導地区)</p> <p>第60条の2の2</p> <p>3 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の高さは、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1804

処分の概要	特定用途誘導地区内における建築物の容積率等の制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の3第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第60条の3第1項の規定による。 (特定用途誘導地区)</p> <p>第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの</p> <p>(3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1805

処分の概要	特定用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第60条の3第2項ただし書		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第60条の3第2項ただし書の規定による。 (特定用途誘導地区)</p> <p>第60条の3</p> <p>2 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

処分の概要	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第67条第3項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第67条第3項第2号の規定による。 (特定防災街区整備地区)</p> <p>第67条</p> <p>3 特定防災街区整備地区内においては、建築物の敷地面積は、特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p> <p>(2) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

処分の概要	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第67条第5項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第67条第5項第2号の規定による。 (特定防災街区整備地区)</p> <p>第67条</p> <p>5 特定防災街区整備地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、特定防災街区整備地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 第3項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

処分の概要	特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に接する建築物の間口率及び高さの最低限度の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第67条第9項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第67条第9項第2号の規定による。 (特定防災街区整備地区)</p> <p>第67条</p> <p>9 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) 第3項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

処分の概要	景観地区における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第1項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条第1項第2号の規定による。</p> <p>第68条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの</p> <p>(2) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 85

処分の概要	景観地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第2項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条第2項第2号の規定による。</p> <p>第68条</p> <p>2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

処分の概要	景観地区における建築物の敷地面積の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第3項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条第3項第2号の規定による。</p> <p>第68条</p> <p>3 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

処分の概要	景観地区における建築物の斜線制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条第5項の規定による。</p> <p>第68条</p> <p>5 景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区(景観法第72条第2項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域(当該壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。)の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)が定められている区域に限る。)内の建築物で、当該景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第56条の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

処分の概要	再開発等促進区等区域内の容積率の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の3第1項の規定による。 (再開発等促進区等内の制限の緩和等)</p> <p>第68条の3 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区(都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。)又は沿道再開発等促進区(沿道整備法第9条第3項に規定する沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。)で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

処分の概要	再開発等促進区等区域内の建蔽率の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の3第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の3第2項の規定による。 (再開発等促進区等内の制限の緩和等)</p> <p>第68条の3</p> <p>2 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区(地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち当該地区整備計画又は沿道地区整備計画において10分の6以下の数値で建築物の建蔽率の最高限度が定められている区域に限る。)内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第53条第1項から第3項まで、第7項及び第8項の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

処分の概要	再開発等促進区等区域内の高さ制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の3第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の3第3項の規定による。 (再開発等促進区等内の制限の緩和等)</p> <p>第68条の3</p> <p>3 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区(地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち20メートル以下の高さで建築物の高さの最高限度が定められている区域に限る。)内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上の建築物であつて特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第55条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

処分の概要	再開発等促進区等区域内の斜線制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の3第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の3第4項の規定による。 (再開発等促進区等内の制限の緩和等)</p> <p>第68条の3</p> <p>4 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区(地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。第6項において同じ。)内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

処分の概要	地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の4		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条の4の規定による。 (建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)</p> <p>第68条の4 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画(防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第32条第2項第1号に規定する地区防災施設(以下単に「地区防災施設」という。)の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。)の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容(都市計画法第12条の6第2号、密集市街地整備法第32条の2第2号又は沿道整備法第9条の2第2号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度(以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。)を除く。)に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第2号の条例の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。</p> <p>イ 都市計画法第12条の6、密集市街地整備法第32条の2又は沿道整備法第9条の2の規定による区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分した建築物の容積率の最高限度</p> <p>ロ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模</p> <p>(1) 地区整備計画の区域 都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設又は同条第5項第1号に規定する施設</p> <p>(2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第32条第2項第2号に規定する地区施設</p> <p>(3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設</p> <p>(2) 第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号イに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1290

処分の概要	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の特例承認		
法令名根拠条項	建築基準法 第68条の5の2		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の5の2の規定による。 (区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例)</p> <p>第68条の5の2 次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(第2号に規定する区域内の建築物にあつては、防災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。)については、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第52条第1項第1号から第4号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>(1) 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画(いずれも密集市街地整備法第32条の3第1項の規定により、その区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。)が定められている区域であること。</p> <p>(2) 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第68条の2第1項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。</p> <p>イ 建築物の容積率の最低限度 ロ 建築物の敷地面積の最低限度 ハ 壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1806

処分の概要	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の5の6		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の5の6の規定による。 (地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例)</p> <p>第68条の5の6 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。)の区域内の建築物については、第1号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第53条第1項及び第2項、第57条の5第1項及び第2項、第59条第1項、第59条の2第1項、第60条の2第1項、第68条の8、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。</p> <p>(1) 地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。</p> <p>イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等(第68条の4第1号ロに規定する施設、地域歴史的風致法第31条第2項第1号に規定する地区施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。)</p> <p>ロ 壁面の位置の制限(イの地区施設等に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)</p> <p>(2) 第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号ロに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の5の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第52条第10項の規定による。 (容積率)</p> <p>第52条</p> <p>10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の5の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 準用規定法第52条第11項の規定による。 (容積率) 第52条 11 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第2項から第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。 (1) 当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。 (2) 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の5の3第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 準用規定法第52条第14項の規定による。 (容積率) 第52条 14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。</p> <p>(1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物</p> <p>(2) その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第5項第4号において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 96

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の例外許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第68条の5の3第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の5の3第2項の規定による。 (高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例)</p> <p>第68条の5の3 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第52条第1項第2号から第4号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>(1) 都市計画法第12条の8又は沿道整備法第9条の4の規定により、次に掲げる事項が定められている地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域であること。</p> <p>イ 建築物の容積率の最高限度</p> <p>ロ 建築物の容積率の最低限度(沿道地区整備計画において沿道整備法第9条第6項第2号の建築物の沿道整備道路に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、これらの最低限度)、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度及び壁面の位置の制限(壁面の位置の制限にあつては、市街地の環境の向上を図るため必要な場合に限る。)</p> <p>(2) 第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号ロに掲げる事項(壁面の位置の制限にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画に定められたものに限る。)に関する制限が定められている区域であること。</p> <p>2 前項各号に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条第1項第1号及び第2項から第4項までの規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

処分の概要	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の5の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第68条の5の5第1項の規定による。 (区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例) 第68条の5の5 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条第2項の規定は、適用しない。 (1) 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)の区域であること。 イ 都市計画法第12条の10、密集市街地整備法第32条の5、地域歴史的風致法第32条又は沿道整備法第9条の6の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。)における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度 ロ 建築物の容積率の最高限度 ハ 建築物の敷地面積の最低限度 (2) 第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号イ及びハに掲げる事項(壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。)に関する制限が定められている区域であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

<p>処分の概要</p>	<p>住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の斜線制限の例外認定</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>建築基準法 第68条の5の5第2項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>		
<p>【基準】 法第68条の5の5第2項の規定による。 (区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例) 第68条の5の5 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条第2項の規定は、適用しない。 (1) 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)の区域であること。 イ 都市計画法第12条の10、密集市街地整備法第32条の5、地域歴史的風致法第32条又は沿道整備法第9条の6の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。)における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度 ロ 建築物の容積率の最高限度 ハ 建築物の敷地面積の最低限度 (2) 第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号イ及びハに掲げる事項(壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。)に関する制限が定められている区域であること。 2 前項第1号イ及びハに掲げる事項が定められており、かつ、第68条の2第1項の規定に基づく条例で前項第1号イ及びハに掲げる事項(壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。)に関する制限が定められている地区計画等の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第56条の規定は、適用しない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 482

処分の概要	予定道路に係る公衆便所等の道路内における建築許可(第44条第1項第2号の準用)		
法令名根拠条項	建築基準法 第68条の7第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第44条第1項第2号の規定による。 (道路内の建築制限)</p> <p>第44条 (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 483

処分の概要	予定道路に係る道路内における建築認定(第44条第1項第3号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の7第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第44条第1項第3号による。 (道路内の建築制限)</p> <p>第44条</p> <p>(3) 第43条第1項第2号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>政令第145条第1項 (道路内に建築することができる建築物に関する基準等)</p> <p>第145条 法第44条第1項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主要構造部が耐火構造であること。</p> <p>(2) 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。</p> <p>イ 第112条第19項第1号イ及びロ並びに第2号ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。</p> <p>(3) 道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラスを除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 484

<p>処分の概要</p>	<p>予定道路に係る公共用歩廊等の道路内における建築許可(第44条第1項第4号の準用)</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>建築基準法 第68条の7第4項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>【基準】 準用規定法第44条第1項第4号の規定による。 (道路内の建築制限) 第44条 (4) 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの 政令第145条第2項及び第3項 (道路内に建築することができる建築物に関する基準等) 第145条 2 法第44条第1項第4号の規定により政令で定める建築物は、道路(高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。)、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所(高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。)とする。 (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの 3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。 (2) 屋外に面する部分には、ガラス(網入ガラスを除く。)、瓦(かわら)、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。 (3) 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが1.5メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.5メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 99

処分の概要	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の7第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第68条の7第5項の規定による。 (予定道路の指定)</p> <p>第68条の7</p> <p>5 第1項の規定により予定道路が指定された場合において、建築物の敷地が予定道路に接するとき又は当該敷地内に予定道路があるときは、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を第52条第2項の前面道路とみなして、同項から同条第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち予定道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 485

処分の概要	建築協定の認可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第70条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第70条第1項及び第73条第1項の規定による。 (建築協定の認可の申請)</p> <p>第70条 前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となつて いる土地の区域(以下「建築協定区域」という。)、建築物に関する基準、協定の有効 期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつ て、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。</p> <p>(建築協定の認可)</p> <p>第73条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、 当該建築協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 建築協定の目的となつてい土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこ と。</p> <p>(2) 第69条の目的に合致するものであること。</p> <p>(3) 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に 定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に 適合するものであること。</p> <p>省令第10条の6 (建築協定区域隣接地に関する基準)</p> <p>第10条の6 法第73条第1項第3号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>(2) 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなけ ればならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 486

処分の概要	建築協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第74条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第74条の規定による。 (建築協定の変更)</p> <p>第74条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。</p> <p>2 前4条の規定は、前項の認可の手續に準用する。</p> <p>手續は法第70条第1項の建築協定の認可に準ずる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 487

処分の概要	建築協定の廃止の認可		
法令名根拠条項	建築基準法 第76条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第76条第1項の規定による。 (建築協定の廃止)</p> <p>第76条 建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、第73条第1項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 488

処分の概要	一人で定める建築協定の認可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第76条の3第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第76条の3第1項、第2項及び第73条第1項の規定による。 (建築協定の設定の特則)</p> <p>第76条の3 第69条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。</p> <p>(建築協定の認可)</p> <p>第73条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 建築協定の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(2) 第69条の目的に合致するものであること。</p> <p>(3) 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第10条の6 (建築協定区域隣接地に関する基準)</p> <p>第10条の6 法第73条第1項第3号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>(2) 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 489

処分の概要	一人で定める建築協定の変更の認可(第74条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第76条の3第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第74条の規定による。 (建築協定の変更)</p> <p>第74条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。</p> <p>2 前4条の規定は、前項の認可の手續に準用する。</p> <p>手續は法第70条第1項の建築協定の認可に準ずる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 490

処分の概要	一人で定める建築協定の廃止の認可(第76条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第76条の3第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第76条第1項の規定による。 (建築協定の廃止)</p> <p>第76条 建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、第73条第1項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

処分の概要	応急仮設建築物の存続の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第85条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第85条第3項及び第4項の規定による。 (仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第85条</p> <p>3 前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

処分の概要	仮設建築物の建築許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第85条第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第85条第6項の規定による。 (仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第85条</p> <p>6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第101条第1項第10号において「仮設興行場等」という。)について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1822

処分の概要	仮設興行場等の建築の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第85条第7項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第85条第7項の規定による。 (仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第85条</p> <p>7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

処分の概要	総合的設計による一団地の建築物の特例認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第86条第1項の規定による。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第86条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び第7項において同じ。)内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第86条の4において「建築等」という。)をする1又は2以上の構えを成す建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。以下この項及び第3項において「1又は2以上の建築物」という。)について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該1又は2以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該1又は2以上の建築物に対する第23条、第43条、第52条第1項から第14項まで、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、第56条の2第1項から第3項まで、第57条の2、第57条の3第1項から第4項まで、第59条第1項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項、第60条の2の2第1項、第60条の3第1項、第61条又は第68条の3第1項から第3項までの規定(次項から第4項までにおいて「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>省令第10条の16(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)を参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

処分の概要	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条第2項の規定による。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第86条 2 一定の一団の土地の区域(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第6項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内において建築物の建築等をする場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>省令第10条の16(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)を参照</p> <p>省令第10条の17 (一定の一団の土地の区域内の現に存する建築物を前提として総合的見地からする設計の基準)</p> <p>第10条の17 法第86条第2項及び同条第4項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、当該各建築物の避難及び通行の安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものを設けること。</p> <p>(2) 対象区域内の各建築物の外壁の開口部の位置及び構造は、当該各建築物間の距離に応じ、防火上適切な措置が講じられること。</p> <p>(3) 対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、当該対象区域内に採光及び通風上有効な空地等を確保すること。</p> <p>(4) 対象区域内に建築する建築物の高さは、当該対象区域内の他の各建築物の居住の用に供する部分に対し、当該建築物が存する区域における法第56条の2の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

処分の概要	敷地又は敷地以外の土地で二以上のものの一団地の建築物の特例許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第86条第3項の規定による。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第86条 3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項、第7項及び次条第8項において同じ。)内において建築等をする1又は2以上の建築物について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該1又は2以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該1又は2以上の建築物に対する特例対象規定(第59条の2第1項を除く。)の適用について、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該1又は2以上の建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

処分の概要	一定の規模以上の一団の土地の建築物の特例許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条第4項の規定による。 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第86条</p> <p>4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び次条第8項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内において建築物の建築等をし、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定(第59条の2第1項を除く。)の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、当該建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

処分の概要	公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の2第1項の規定による。 (公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等) 第86条の2 公告認定対象区域(前条第1項又は第2項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第1項又は第2項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第3項までにおいて「増築等」という。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

処分の概要	公告認定対象区域内における一定規模の建築物の建築等の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の2第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の2第2項の規定による。 (公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等)</p> <p>第86条の2</p> <p>2 面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をしようとする場合(当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。)において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該新築又は増築に係る建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該新築又は増築に係る建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとする。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

処分の概要	公告許可対象区域内の建築物の建築等の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の2第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の2第3項の規定による。 (公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等)</p> <p>第86条の2</p> <p>3 公告許可対象区域(前条第3項又は第4項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第3項又は第4項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内許可建築物」という。)以外の建築物を新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該新築又は増築に係る建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、当該区域内に同条第3項又は第4項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

処分の概要	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの承認		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の5第1項から第3項までの規定による。 (一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し)</p> <p>第86条の5 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可の取消しを特定行政庁に申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。</p> <p>3 第1項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 513

処分の概要	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の6第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の6第2項の規定による。 (総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例)</p> <p>第86条の6 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合においては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域については、第52条第1項第1号に規定する容積率、第53条第1項第1号に規定する建蔽率、第54条第2項に規定する外壁の後退距離及び第55条第1項に規定する建築物の高さと異なる容積率、建蔽率、距離及び高さの基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第52条第1項第1号、第53条第1項第1号、第54条第1項及び第55条第1項の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の8第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】</p> <p>法第86条の8第1項及び第2項の規定による。 (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第86条の8 第3条第2項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第3項の規定の適用については、同条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第3項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第3号又は第4号に該当するものにあつては、第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第3号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。</p> <p>(1) 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。</p> <p>(2) 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。</p> <p>(3) 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</p> <p>2 前項の認定の申請の手續その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定		
法令名根拠条項	建築基準法 第86条の8第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の8第3項の規定による。 (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第86条の8</p> <p>3 第1項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前2項の規定は、この場合に準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1837

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 法第87条の2の規定による。 (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和) 第87条の2 第3条第2項の規定により第27条等の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合(第86条の8第1項に規定する場合に該当する場合を除く。)において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときにおける第3条第2項及び前条第3項の規定の適用については、第3条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第87条の2第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第3項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。</p> <p>(1) 一の建築物の用途の変更に伴う工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。 (2) 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。 (3) 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</p> <p>2 第86条の8第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1838

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定(第86条の8第3項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 準用規定法第86条の8第3項の規定による。 (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和) 第86条の8 3 第1項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前2項の規定は、この場合に準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1841

処分の概要	建築物の災害救助用建築物又は公益的建築物としての継続使用許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の3第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第87条の3第3項及び第4項の規定による。 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第87条の3</p> <p>3 建築物の用途を変更して第1項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後3月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1842

処分の概要	建築物の興行場等としての使用許可		
法令名根拠条項	建築基準法 第87条の3第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第87条の3第6項の規定による。 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第87条の3</p> <p>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等(興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。)とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1年以内の期間(建築物の用途を変更して代替建築物(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。)とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条、第22条、第24条、第26条、第27条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3、第3章及び第87条第2項の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1843

処分の概要	建築物の特別興行場等としての使用許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の3第7項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第87条の3第7項の規定による。 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第87条の3</p> <p>7 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。)とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

処分の概要	用途変更における用途規制の例外許可(第48条の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条第2項
法令番号	昭和25年法律第201号
<p>【基準】 準用規定法第48条の規定による。 (用途地域等)</p> <p>第48条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第2(に)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>5 第一種住居地域内においては、別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>6 第二種住居地域内においては、別表第2(へ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>7 準住居地域内においては、別表第2(と)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>8 田園住居地域内においては、別表第2(ち)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>9 近隣商業地域内においては、別表第2(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>10 商業地域内においては、別表第2(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>11 準工業地域内においては、別表第2(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>12 工業地域内においては、別表第2(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>13 工業専用地域内においては、別表第2(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	

ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第2(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可(次項において「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第1号に該当する場合には同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第2号に該当する場合には同項の規定による同意の取得を要しない。
- (1) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について特例許可をする場合
- (2) 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第1項から第7項までの規定のただし書の規定によるものに限る。)をする場合
- 17 特定行政庁は、第15項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

処分の概要	建築設備の確認(第6条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の4		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 準用規定法第6条第1項の規定による。 (建築物の建築等に関する申請及び確認) 第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの</p> <p>(3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p>			
標準処理期間	7日(第87条の4の読替規定)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	建築設備の完了検査(第7条第1項の準用)
法令名根拠条項	建築基準法 第87条の4
法令番号	昭和25年法律第201号
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第7条第1項の規定による。 (建築物に関する完了検査)</p> <p>第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。</p> <p>省令第4条 (完了検査申請書の様式)</p> <p>第4条 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>(1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。)</p> <p>(2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)</p> <p>(3) 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあつては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(同条第2項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。)</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第1号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による認定に要した図書及び書類</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第2号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第36条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第3号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>(5) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類</p> <p>(6) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類</p> <p>(7) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し</p> <p>2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。)を受けた建築主事に対して行う場</p>	

合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内(法第7条第4項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

処分の概要	建築設備の中間検査(第7条の3第1項の準用)
法令名根拠条項	建築基準法 第87条の4
法令番号	昭和25年法律第201号
<p>【基準】 準用規定法第7条の3第1項の規定による。 (建築物に関する中間検査)</p> <p>第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。</p> <p>(1) 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程</p> <p>省令第4条の8 (中間検査申請書の様式)</p> <p>第4条の8 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>(1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類</p> <p>(2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)</p> <p>(3) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類</p> <p>(4) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類</p> <p>(5) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し</p> <p>2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。</p> <p>省令第4条の3 (申請できないやむを得ない理由)</p> <p>第4条の3 法第7条第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。</p>	
標準処理期間	受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

処分の概要	建築設備の仮使用の承認(第7条の6第1項第1号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の4		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第7条の6第1項第1号の規定による。 (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)</p> <p>第7条の6</p> <p>(1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。</p> <p>申請手続は、省令第4条の16の規定による。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

処分の概要	工作物の確認(第6条の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】 準用規定法第6条第1項の規定による。 (建築物の建築等に関する申請及び確認) 第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの</p> <p>(3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p>			
標準処理期間	受理した日から7日以内(第87条の4の読替規定)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	工作物の完了検査(第7条第1項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第7条第1項の規定による。 (建築物に関する完了検査)</p> <p>第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。</p> <p>省令第4条 (完了検査申請書の様式)</p> <p>第4条 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>(1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。)</p> <p>(2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)</p> <p>(3) 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあつては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(同条第2項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。)</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第1号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による認定に要した図書及び書類</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第2号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第36条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第3号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>(5) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類</p> <p>(6) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類</p> <p>(7) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し</p> <p>2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。)を受けた建築主事に対して行う場</p>	

合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内(法第7条第4項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

<p>処分の概要</p>	<p>工作物の中間検査(第7条の3第2項の準用)</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>【基準】 準用規定法第7条の3第1項の規定による。 (建築物に関する中間検査) 第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。 (1) 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程 (2) 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程 省令第4条の8 (中間検査申請書の様式) 第4条の8 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。 (1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類 (2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。) (3) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類 (4) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類 (5) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し 2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。 省令第4条の3 (申請できないやむを得ない理由) 第4条の3 法第7条第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

処分の概要	昇降機等の仮使用の承認(第7条の6第1項第1号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第7条の6第1項第1号の規定による。 (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)</p> <p>第7条の6</p> <p>(1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。</p> <p>申請手続は、省令第4条の16の規定による。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 481

処分の概要	用途変更の特殊建築物の位置の許可(第51条の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>準用規定法第51条の規定による。 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)</p> <p>第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

処分の概要	計画道路がある場合の斜線制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法施行令 第131条の2第2項		
法令番号	昭和25年政令第338号		
<p>【基準】 政令第131条の2第2項の規定による。 (前面道路とみなす道路等) 第131条の2 2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(法第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)若しくは法第68条の7第1項の規定により指定された予定道路(以下この項において「予定道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

処分の概要	壁面線の指定等がある場合の斜線制限		
法令名 根拠条項	建築基準法施行令 第131条の2第3項		
法令番号	昭和25年政令第338号		
【基準】	<p>政令第131条の2第3項の規定による。 (前面道路とみなす道路等)</p> <p>第131条の2</p> <p>3 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第68条の2第1項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ2メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。)がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(第135条の19各号に掲げる建築物の部分を除く。)で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1807

処分の概要	移転の例外認定		
法令名根拠条項	建築基準法施行令 第137条の16第2号		
法令番号	昭和25年政令第338号		
【基準】	政令第137条の16の規定による。 (移転) 第137条の16 法第86条の7第4項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 移転が同一敷地内におけるものであること。 (2) 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

処分の概要	道に関する基準の例外の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法施行令 第144条の4第1項第1号ホ		
法令番号	昭和25年政令第338号		
<p>【基準】 政令第144条の4第1項第1号ホの規定による。 (道に関する基準) 第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。</p> <p>イ 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35メートル以下の場合</p> <p>ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ニ 幅員が6メートル以上の場合</p> <p>ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 369

処分の概要	建築物の耐震改修の計画の認定
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第17条第3項
法令番号	平成7年法律第123号
<p>【基準】 法第17条第3項の規定による。 (計画の認定)</p> <p>第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>(2) 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(3) 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画(2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第5号ロ及び第6号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。</p> <p>(4) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第2項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第2項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。</p> <p>(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。</p> <p>(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。</p> <p>(5) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積対</p>	

<p>する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第8項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。</p> <p>(6) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第9項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 370

処分の概要	認定を受けた計画の変更の認定(第17条第3項の準用)
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第18条第1項
法令番号	平成7年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第18条第2項において準用する法第17条第3項と同様に法第17条第3項の規定による。 (計画の認定)</p> <p>第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>(2) 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(3) 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画(2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第5号ロ及び第6号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。</p> <p>(4) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第2項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第2項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。</p> <p>(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。</p> <p>(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。</p> <p>(5) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積対</p>	

<p>する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第8項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。</p> <p>(6) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第9項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1662

処分の概要	建築物の地震に対する安全性に係る認定		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第22条第2項		
法令番号	平成7年法律第123号		
【基準】	<p>法第22条の規定による。 (建築物の地震に対する安全性に係る認定)</p> <p>第22条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。</p> <p>4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1664

処分の概要	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第25条第2項		
法令番号	平成7年法律第123号		
<p>【基準】 法第25条の規定による。 (区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)</p> <p>第25条 耐震診断が行われた区分所有建築物(2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第25条第1項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第34条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第17条第1項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1673

処分の概要	特定入居者の賃貸の承認		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第28条第1項		
法令番号	平成7年法律第123号		
<p>【基準】 法第28条の規定による。 (特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例) 第28条 第5条第3項第4号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。</p> <p>3 特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第28条第2項の規定」とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5188

処分の概要	組合設立の認可
法令名根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第9条第1項
法令番号	平成14年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項及び第12条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第9条 区分所有法第64条の規定により区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする建替え合意者は、組合の設立について、建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、建替え合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 区分所有法第70条第4項において準用する区分所有法第64条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「一括建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>4 第1項の規定による認可を申請しようとする一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第70条第2項において準用する区分所有法第69条第2項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)及び一括建替え決議マンション群(一括建替え決議に係る団地内の2以上のマンションをいう。以下同じ。)を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の3分の2以上の同意(各マンションごとに、同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>5 前各項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人の建替え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合意者等」という。)とみなす。</p> <p>6 2以上の建替え決議マンション(建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決議マンション群又は1以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第2項の規定は建替え決議マンションごとに、第4項の規定は一括建替え決議マンション群ごとに、適用する。</p> <p>7 第1項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができる</p>	

ことが確実であること。

- (4) 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
- (5) 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。
- (6) 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
- (7) 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (8) 事業施行期間が適切なものであること。
- (9) 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (10) その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5189

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可		
法令名根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第34条第1項及び第12条の規定による。 (定款又は事業計画の変更)</p> <p>第34条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。 (3) 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。 (4) 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。 (5) 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。 (6) 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。 (7) 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (8) 事業施行期間が適切なものであること。 (9) 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (10) その他基本方針に照らして適切なものであること。 			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5190

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第38条第4項の規定による。 (解散) 第38条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 (1) 設立についての認可の取消し (2) 総会の議決 (3) 事業の完成又はその完成の不能 2 前項第2号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。 3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。 4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。 6 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第4項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5191

処分の概要	決算報告の承認		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第42条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第42条の規定による。 (決算報告)</p> <p>第42条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5192

処分の概要	マンション建替事業施行の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第45条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第45条第1項及び第48条の規定による。 (施行の認可)</p> <p>第45条 第5条第2項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。)について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。)を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項の規定による認可を申請することができる。</p> <p>4 第9条第7項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。 (認可の基準)</p> <p>第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。 (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>5 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5193

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第50条第1項及び第48条の規定による。 (規準又は規約及び事業計画の変更) 第50条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準) 第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。 (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。 5 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5194

処分の概要	施行者の変動による規約の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第51条第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第51条第3項の規定による。 (施行者の変動)</p> <p>第51条</p> <p>3 1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5195

処分の概要	マンション建替事業の廃止及び終了の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第54条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第54条第1項の規定による。 (マンション建替事業の廃止及び終了)</p> <p>第54条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第9条第7項並びに第49条第1項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。この場合において、第9条第7項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第49条第2項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5196

処分の概要	権利変換計画の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第57条及び第65条の規定による。 (権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、あらかじめ、組合にあっては総会の議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)及び隣接施行敷地がある場合における当該隣接施行敷地について権利を有する者の同意を得、個人施行者にあつては施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>(1) 区分所有法第69条の規定により同条第1項に規定する特定建物である施行マンションの建替えを行うことができるときは、当該施行マンションの所在する土地(これに関する権利を含む。)の共有者である団地内建物の団地建物所有者</p> <p>(2) その権利をもって施行者に対抗することができない者</p> <p>3 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができる。</p> <p>4 第2項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができる。</p> <p>(認可の基準)</p> <p>第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。</p> <p>(3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。</p> <p>(4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>(5) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5197

処分の概要	権利変換計画の変更許可(第57条第1項後段の準用)		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第66条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>準用する法第57条第1項後段及び第65条の規定による。 (権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。</p> <p>(3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。</p> <p>(4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>(5) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1596

処分の概要	施行者による管理規約の設定の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第94条第1項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第94条の規定による。 （施行者による管理規約の設定） 第94条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>2 前項の管理規約は、区分所有法第30条第1項の規約とみなす。</p> <p>3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第66条に規定する土地等又は区分所有法第68条第1項各号に掲げる物（附属施設にあっては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。）の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>4 前項の管理規約は、区分所有法第66条において準用する区分所有法第30条第1項の規約とみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1695

<p>処分の概要</p>	<p>除却の必要性に係る認定</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第102条第2項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第78号</p>		
<p>【基準】 法第102条の規定による。 (除却の必要性に係る認定) 第102条 マンションの管理者等(区分所有法第25条第1項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第34条の規定による集会(以下「区分所有者集会」という。)において指定された区分所有者)又は区分所有法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。第105条の2において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という。)に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。 2 特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。 (1) 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。 (2) 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。 (3) 当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分(第108条第6項第2号ハ(1)において「外壁等」という。)が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。 (4) 当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備(その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。)の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。 (5) 当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。 3 第1項の認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等(当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。)にその旨を通知しなければならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1696

処分の概要	容積率の特例の許可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第105条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第105条の規定による。 (容積率の特例)</p> <p>第105条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとする事ができる。</p> <p>2 建築基準法第44条第2項、第92条の2、第93条第1項及び第2項、第94条並びに第95条の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1697

処分の概要	買受計画の認定		
法令名根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第109条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第109条及び第110条の規定による。 (買受計画の認定)</p> <p>第109条 マンション敷地売却決議が予定されている特定要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買受けようとする者は、当該特定要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンション(以下「決議特定要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議特定要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあつせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。</p> <p>2 買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 決議特定要除却認定マンションを買受けの日から決議特定要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議特定要除却認定マンションの管理に関する事項</p> <p>(2) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期</p> <p>(3) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画</p> <p>(4) 代替建築物の提供等に関する計画(次条第3号において「代替建築物提供等計画」という。)</p> <p>(5) 決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項</p> <p>(6) その他国土交通省令で定める事項</p> (買受計画の認定基準) <p>第110条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 決議特定要除却認定マンションを買受けの日から決議特定要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>(2) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議特定要除却認定マンションが買受けられ、かつ、除却されることが確実であること。</p> <p>(3) 代替建築物提供等計画が当該決議特定要除却認定マンションの区分所有者又は借家権者の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1698

処分の概要	買受計画の変更認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第111条の規定による。 (買受計画の変更)</p> <p>第111条 第109条第1項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、買受計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1699

処分の概要	組合設立の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第120条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第120条及び第121条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第120条 第108条第10項において読み替えて準用する区分所有法第64条の規定によりマンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該マンション敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンション敷地売却合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者は、組合の設立について、マンション敷地売却合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計がマンション敷地売却合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンション敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人のマンション敷地売却合意者とみなす。 (認可の基準)</p> <p>第121条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1700

処分の概要	定款又は資金計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第134条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】 法第134条及び第121条の規定による。 (定款又は資金計画の変更)</p> <p>第134条 組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第121条及び第123条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第134条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。</p> <p>3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。 (認可の基準)</p> <p>第121条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1701

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第137条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第137条の規定による。 (解散)</p> <p>第137条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消し</p> <p>(2) 総会の議決</p> <p>(3) 事業の完了又はその完了の不能</p> <p>2 前項第2号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1702

処分の概要	分配金取得計画の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第141条及び第144条の規定による。 (分配金取得計画の決定及び認可)</p> <p>第141条 組合は、第123条第1項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 (認可の基準)</p> <p>第144条 都道府県知事等は、第141条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) マンション敷地売却決議の内容に適合していること。</p> <p>(3) 売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。</p> <p>(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1902

処分の概要	組合設立の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第168条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第168条及び第171条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第168条 第115条の4第10項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者(特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の4分の3以上の同意(同意した者の第115条の4第2項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する1の建物(専有部分のある建物にあっては、1の専有部分)が数人の共有に属するときは、その数人を1人の敷地分割合意者とみなす。 (認可の基準)</p> <p>第171条 都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。 (3) 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。 (4) 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。 (5) 事業実施期間が適切なものであること。 (6) 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (7) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1903

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第183条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第183条及び第171条の規定による。 (定款又は事業計画の変更)</p> <p>第183条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第170条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合について、第171条及び第173条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第183条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。</p> <p>3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。 (認可の基準)</p> <p>第171条 都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。</p> <p>(4) 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。</p> <p>(5) 事業実施期間が適切なものであること。</p> <p>(6) 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(7) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1904

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第186条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第186条の規定による。 (解散)</p> <p>第186条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消し</p> <p>(2) 総会の議決</p> <p>(3) 事業の完了又はその完了の不能</p> <p>2 前項第2号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1905

処分の概要	敷地権利変換計画の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第190条及び第196条の規定による。 (敷地権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第190条 組合は、第173条第1項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 (認可の基準)</p> <p>第196条 都道府県知事等は、第190条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 敷地分割決議の内容に適合していること。</p> <p>(3) 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。</p> <p>(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1532

処分の概要	長期優良住宅建築等計画等の認定
法令名 根拠条	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第6条第1項
法令番号	平成20年法律第87号
<p>【基準】</p> <p>法第5条及び第6条の規定による。 (長期優良住宅建築等計画等の認定)</p> <p>第5条 住宅(区分所有住宅(2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する住宅をいう。以下同じ。)を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者(以下この条、第9条第1項及び第13条第2項において「譲受人」という。)において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者(次項、第9条第1項及び第13条第2項において「一戸建て住宅等分譲事業者」という。)は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 一戸建て住宅等分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 住宅(複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有等に関する法律第3条若しくは第65条に規定する団体について同法第25条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定による法人について同法第49条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。)において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者(第9条第3項及び第13条第3項において「区分所有住宅分譲事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>6 住宅(区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。)のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者(以下この項において「所有者等」という。)において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画(以下「長期優良住宅維持保全計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>8 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画には、次に掲げる事項を記載し</p>	

なければならない。

- (1) 住宅の位置
- (2) 住宅の構造及び設備
- (3) 住宅の規模
- (4) 第1項、第2項又は第5項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間
 - ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画
- (5) 第3項又は第4項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要
 - ロ 住宅の建築に係る資金計画
- (6) 長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間
 - ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画
- (7) その他国土交通省令で定める事項
(認定基準等)

第6条 所管行政庁は、前条第1項から第7項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
- (2) 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- (3) 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。
- (4) 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。
- (5) 前条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
- (6) 前条第3項又は第4項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
 - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。
- (7) 前条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
- (8) その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

2 前条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

- 6 所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
- 7 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第95条の3までの規定は、第4項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
- 8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の8に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第5項の長期優良住宅建築等計画又は同条第7項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第1項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては同項第5号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては同項第7号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1533

処分の概要	認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更)</p> <p>第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1534

処分の概要	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第9条第1項及び第3項		
法令番号	平成20年法律第87号		
<p>【基準】 法第9条の規定による。 (譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)</p> <p>第9条 第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者は、同項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅建築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第5条第8項第4号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による前条第1項の変更の認定の申請があった場合における同条第2項において準用する第6条第1項の規定の適用については、同項第5号中「前条第1項、第2項又は第5項の規定による」とあるのは、「第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の」とする。</p> <p>3 第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第5条第8項第4号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による前条第1項の変更の認定の申請があった場合における同条第2項において準用する第6条第1項の規定の適用については、同項第5号中「前条第1項、第2項又は第5項の規定による」とあるのは、「第9条第3項の規定による第8条第1項の変更の」とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1535

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】	<p>法第10条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第10条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第6条第1項の認定(第5条第5項又は第7項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第8条第1項の変更の認定(前条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(1) 当該認定を受けた者の一般承継人</p> <p>(2) 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者</p> <p>イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第5条第8項第4号イ(第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)</p> <p>ロ 第6条第1項の認定(第8条第1項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅維持保全計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。)に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第5条第8項第6号イ(第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1908

処分の概要	容積率の特例許可		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第18条第1項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】	<p>法第18条の規定による。 (容積率の特例)</p> <p>第18条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとする事ができる。</p> <p>2 建築基準法第44条第2項、第92条の2、第93条第1項及び第2項、第94条並びに第95条の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1779

処分の概要	建築物エネルギー消費性能確保計画(変更を含む。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定
法令名根拠条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第12条第1項及び第2項
法令番号	平成27年法律第53号

【基準】

法第12条の規定による。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 第12条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。)を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。第5項及び第6項において同じ。))が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)を受けなければならない。
- 2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
 - 3 所管行政庁は、前2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。
 - 4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。
 - 5 所管行政庁は、第3項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に当該提出者に交付しなければならない。
 - 6 建築主は、第3項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。)である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関(同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。第8項において同じ。)に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第8項において同じ。)について同法第6条第7項又は第6条の2第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
 - 7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第4項の期間(同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。
 - 8 建築主事は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第6項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をすることができる。

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第3項から第5項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

標準処理期間	建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内(第12条第3項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1773

処分の概要	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条
法令番号	平成27年法律第53号
<p>【基準】</p> <p>法第34条及び第35条第1項の規定による。 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)</p> <p>第34条 建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等(以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の位置 (2) 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 (3) エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画 (4) その他国土交通省令で定める事項 <p>3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。)のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。))をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。))が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。))は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 他の建築物の位置 (2) 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 (3) その他国土交通省令で定める事項 <p>4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第1項の規定による認定の申請をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。 (2) 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。))。 <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)</p> <p>第35条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第4号及び第40条第1項において同じ。)に適合するものであること。 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 (3) 前条第2項第3号の資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新 	

築等を確実に遂行するため適切なものであること。

- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1774

処分の概要	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第1項		
法令番号	平成27年法律第53号		
【基準】	<p>法第36条の規定による。 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)</p> <p>第36条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1777

処分の概要	建築物のエネルギー消費性能に係る認定		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第41条		
法令番号	平成27年法律第53号		
【基準】	<p>法第41条の規定による。 (建築物のエネルギー消費性能に係る認定)</p> <p>第41条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。</p> <p>4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1100

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第17条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第17条第1項から第3項までの規定による。 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)</p> <p>第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定建築物の位置</p> <p>(2) 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積</p> <p>(3) 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項</p> <p>(4) 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画</p> <p>(5) その他主務省令で定める事項</p> <p>3 所管行政庁は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p> <p>(1) 前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p> <p>(2) 前項第4号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1101

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第18条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第18条の規定による。 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)</p> <p>第18条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1844

<p>処分の概要</p>	<p>協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定</p>		
<p>法令名根拠条項</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条の2第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成18年法律第91号</p>		
<p>【基準】 法第22条の2第1項から第4項までの規定による。 (協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等) 第22条の2 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 (1) 建築主等が公共交通事業者等と締結する第41条第1項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設 (2) 建築主等が公共交通事業者等と締結する第51条の2第1項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第1号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。 3 第1項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 協定建築物の位置 (2) 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積 (3) 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項 (4) 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画 (5) その他主務省令で定める事項 4 所管行政庁は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。 (1) 前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第17条第3項第1号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。 (2) 前項第4号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1845

処分の概要	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定(第18条の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条の2第5項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第18条の規定による。 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)</p> <p>第18条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1104

処分の概要	既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例承認		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第23条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第23条の規定による。 (既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)</p> <p>第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第2項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。</p> <p>(1) エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。</p> <p>(2) エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。</p> <p>2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1107

<p>処分の概要</p>	<p>移動等円滑化経路協定の認可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第41条第3項</p>
<p>法令番号</p>	<p>平成18年法律第91号</p>
<p>【基準】 法第41条及び第43条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。)第83条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。</p> <p>2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置 (2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準 ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項 ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項 (3) 移動等円滑化経路協定の有効期間 (4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>40日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 1108

処分の概要	移動等円滑化経路協定の変更認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第44条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1109

処分の概要	移動等円滑化経路協定の廃止認可		
法令名根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第48条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1110

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第50条の規定による。 (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)</p> <p>第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1848

処分の概要	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第41条第3項及び第43条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1849

処分の概要	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1850

処分の概要	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1851

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第50条の規定による。 (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)</p> <p>第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3045

処分の概要	住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(2以上の市町の区域にわたるものを除く。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第63条第3項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】	<p>法第63条第3項第6号の規定による。 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)</p> <p>第63条</p> <p>3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。</p> <p>(6) 法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1795

処分の概要	設置等予定者の選定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の4第3項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の4の規定による。 (設置等予定者の選定)</p> <p>第5条の4 公園管理者は、前条第1項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。 (2) 当該公募対象公園施設が第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。 (3) 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。</p> <p>2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第5条の2第2項第9号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。</p> <p>3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 公園管理者は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1796

処分の概要	公募設置等計画の認定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の5第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の5の規定による。 (公募設置等計画の認定)</p> <p>第5条の5 公園管理者は、前条第5項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1797

処分の概要	公募設置等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の6第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の6の規定による。 （公募設置等計画の変更等）</p> <p>第5条の6 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>2 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。</p> <p>（1） 変更後の公募設置等計画が第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>（2） 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。</p> <p>3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1798

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の8		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の8の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第5条の8 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(1) 認定計画提出者の一般承継人</p> <p>(2) 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

処分の概要	都市公園の占用許可		
法令名根拠条項	都市公園法 第6条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

処分の概要	都市公園の占用許可の変更		
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第3項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第6条第1項の許可の基準と同様に法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可 (第5条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>準用する法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

処分の概要	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)		
法令名根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>準用する法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1601

処分の概要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認		
法令名 根拠条項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第13条第1項		
法令番号	平成17年法律第79号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。 (特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)</p> <p>第13条 第6条第7項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者(第3項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。</p> <p>3 認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第13条第2項の規定」とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第10条第1項ただし書の規定による。 (排水設備の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>(2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者</p> <p>(3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名根拠条項	下水道法 第16条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第24条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第24条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

処分の概要	都市下水路への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第29条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第29条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第29条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

処分の概要	都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第31条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第31条の規定において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1210

処分の概要	給水開始前の水質検査及び施設検査(法第48条の2第1項における読替え)		
法令名 根拠条項	水道法 第13条第1項		
法令番号	昭和32年法律第177号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。 (給水開始前の届出及び検査)</p> <p>第13条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。</p> <p>2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1211

処分の概要	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)		
法令名 根拠条項	水道法 第32条		
法令番号	昭和32年法律第177号		
【基準】	<p>法第32条及び第33条の規定による。 (確認)</p> <p>第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。 (確認の申請)</p> <p>第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>(2) 水道事務所の所在地</p> <p>3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 1日最大給水量及び1日平均給水量</p> <p>(2) 水源の種別及び取水地点</p> <p>(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果</p> <p>(4) 水道施設の概要</p> <p>(5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造</p> <p>(6) 浄水方法</p> <p>(7) 工事の着手及び完了の予定年月日</p> <p>(8) その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。</p>		
標準処理期間	申請を受理した日から起算して30日以内(法第33条第6項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1900

処分の概要	指定納付受託者の指定		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の2の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第231条の2の3第1項及び政令第157条の2の規定による。 (指定納付受託者)</p> <p>第231条の2の3 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。</p> <p>3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。</p> <p>(指定納付受託者等の要件)</p> <p>第157条の2 地方自治法第231条の2の3第1項及び第231条の2の4に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(次号において「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>(2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

処分の概要	学校施設利用の許可		
法令名 根拠条項	社会教育法 第45条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【基準】	<p>法第45条の規定による。 (学校施設利用の許可)</p> <p>第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1131

処分の概要	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令名 根拠条項	学校教育法 第18条		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】	<p>法第18条及び省令第34条の規定による。</p> <p>第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。</p> <p>省令第34条</p> <p>第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

処分の概要	小学校又は中学校の変更		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第8条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【基準】	<p>政令第8条の規定による。</p> <p>第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

処分の概要	区域外就学等		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第9条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【基準】	<p>政令第9条第1項の規定による。 (区域外就学等)</p> <p>第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1925

処分の概要	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可
法令名根拠条項	文化財保護法 第125条第1項
法令番号	昭和25年法律第214号
<p>【基準】</p> <p>法第125条及び政令第5条第4項第1号の規定による。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。</p> <p>4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。</p> <p>7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)</p> <p>第5条</p> <p>4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。</p> <p>(1) 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令</p> <p>イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの</p> <p>ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の</p>	

<p>舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)</p> <p>ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)</p> <p>チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p> <p>リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取</p> <p>ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け</p> <p>ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却</p> <p>ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第7項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1859

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第192条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【基準】	<p>法第192条の2の規定による。 (文化財保存活用支援団体の指定)</p> <p>第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】</p> <p>法第8条の2の3第1項の規定及び『防火対象物点検報告の特例認定申請に対する処分の審査基準』による。</p> <p>第8条の2の3 消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。</p> <p>(1) 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。</p> <p>(2) 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。</p> <p>ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。</p> <p>ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。</p> <p>ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。</p> <p>消防法施行規則第4条の2の8第1項の規定による。 (防火対象物点検の特例)</p> <p>第4条の2の8 法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準は、同条第2項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。</p> <p>(1) 第4条の2の6第1項に規定する基準に適合していること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていること。</p> <p>(3) 法第17条の3の3の規定を遵守していること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。</p> <p>『防火対象物点検報告の特例認定申請に対する処分の審査基準』 「防火対象物の定期点検報告等に関する事務処理要綱」(平成18年3月13日消防本部要綱)第4条第2項、第3項及び第4項に定める規定による。</p> <p>《防火対象物の定期点検報告等に関する事務処理要綱抜粋》 (処理)</p> <p>第4条 定期点検報告書の処理は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>2 特例認定申請書の処理は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 申請者</p>	

- 管理権原者とする。
- (2) 申請書の作成
- ア 申請書は、防火対象物ごとに正本及び副本として2部提出させるものとする。
- イ 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (ア) 防火対象物の管理を開始した日が確認できる登記事項証明書、賃貸借契約書、営業許可証等の書類
- (イ) 法第8条の2の2第1項に規定する点検結果又は法第8条の2の3第3項に規定する認定の通知
- (ウ) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第3条第3項に規定する権原の範囲が確認できる書類
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるほか防火管理上必要な事項
- (3) 内容審査
- 申請書が提出されたときは、特例認定に係る検査項目(別表第2)の審査を行い、原則として立入検査を実施するものとする。
- (4) 事務処理の手順
- 事務処理手順は、別表第3の処理要領により行うものとする。
- (5) 通知書の交付
- 審査及び立入検査の結果は、副本を添えた通知書により交付するものとする。なお、不認定の通知書を交付する場合は、決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、今治市長に対して審査請求できる旨及び6箇月以内に今治市に対して取消訴訟を提起できる旨を、また、審査請求をした場合には、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に今治市に対して取消訴訟を提起できる旨を教示するものとする。
- (6) 標準処理期間
- 受理した日から30日以内に処理する。
- 3 法第8条の2の3第6項各号に該当するに至った場合は、今治市火災予防違反処理規程(平成17年今治市規程第41号)及び今治市火災予防違反処理要綱(平成17年消防本部要綱第19号)の規定により特例認定を取り消す違反処理を行うものとする。
- 4 管理権原者に変更があった場合には、概ね2週間以内に管理権原者変更届出書を正本及び副本として2部提出させるものとする。ただし、次の各号いずれかに掲げる場合は必要ないものとする。
- (1) 代表取締役の変更の場合
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第918条の規定により商業登記簿に登録されている支配人の変更の場合
- (3) 法人のイメージチェンジ等を目的とした名称変更で、その法人の防火管理体制そのものに影響しない変更の場合

別表第2(第4条関係)

特例認定に係る検査項目

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が申請のあった法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物(以下「申請防火対象物」という。)の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	法第8条の2の3第1項第1号

命令の有無	申請日前の3年以内において <u>法</u> 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項の規定に基づく命令(申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けていないこと。 ただし、平成14年10月25日から起算して3年を経過するまでの間の申請については、これに加えて消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)による改正前の消防法第5条又は第17条の4の規定に基づく命令を受けていないこと。	<u>法</u> 第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	<u>法</u> 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項の規定による命令(申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けなければならないこと。	〃
取消しの有無	申請日前の3年以内において <u>法</u> 第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	<u>法</u> 第8条の2の3第1項第2号ロ
取消し事由の有無	<u>法</u> 第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けなければならないこと。	〃
<u>法</u> 第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において <u>規則</u> 第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	<u>法</u> 第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	〃
<u>法</u> 第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した <u>法</u> 第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	<u>法</u> 第8条の2の3第1項第2号ニ
防火管理者選任(解任)届出書の有無	<u>規則</u> 第4条第1項の届出が提出されていること。	<u>法</u> 第8条の2の3第1項第3号
消防計画作成(変更)届出書の有無	<u>規則</u> 第3条第1項の届出がされていること。	〃
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、 <u>規則</u> 第3条第2項に定める事項が、申請防火対象物の消防計	〃

	画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、 <u>規則</u> 第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	〃
大規模地震対策特別措置法の規定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、 <u>規則</u> 第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の消防計画に定められていること。	〃
消防計画の実施	<u>規則</u> 第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	〃
防災センター要員に対する講習の受講	平成6年11月28日付消防庁告示第9号に定める防火対象物のうち、防災センターを設置している防火対象物の防災センターにおいて、 当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災設備の監視、操作等に従事する者が、平成6年11月28日付消防庁告示第10号に定める講習を受講していること。	〃
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	〃
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当り、消防機関に通報していること。	〃
共同防火管理協議事項の決定及び届出の有無	<u>規則</u> 第4条の2の第1項に規定する事項が定められ、届出がなされていること。	〃
避難上必要な施設等の維持管理	<u>法</u> 第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	〃
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に防災性能を有している旨の表示が付されていること。	〃
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い(貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。)の届出(<u>法</u> 第9条の2第1項ただし書きに規定する場合を除く。)をしていること。	〃

消防用設備等の設置及び維持	消防用設備等が、 <u>法</u> 第17条、第17条の2及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準に従って設置し、維持されていること。 消防用設備等の設置に当たり、 <u>令</u> 第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。	〃
設置届出書の有無	<u>法</u> 第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。	〃
<u>法</u> 第17条の3の3による点検及び報告の実施	昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 <u>規則</u> 第31条の6第2項第1号に規定する期間ごとに報告されていること。	〃
火を使用する設備	条例第3章各条に規定する火を使用する設備等に関する基準に適合していること。	条例第44条
少量危険物及び指定可燃物	条例第4条各条に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵・取扱いの技術上の基準に適合していること。	条例第46条
備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する		
標準処理期間	30日	
備考		
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日
	年 月 日	

ID: 183

処分の概要	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認
法令名根拠条項	消防法 第10条第1項ただし書
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】</p> <p>法第10条第1項ただし書の及び『仮貯蔵・仮取扱の承認申請に対する処分の審査基準』による。</p> <p>第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。))を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p style="text-align: center;">『仮貯蔵・仮取扱の承認申請に対する処分の審査基準』</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合(以下「仮貯蔵等」という。)の承認基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一場所において、仮貯蔵と仮取扱が同時に行われる場合の申請は、これを一括として1件の申請とすることができる。 2 仮貯蔵等が数箇所に分散して行われる場合の申請は、原則として個々の申請とすること。 ただし、複数の仮貯蔵等が同一敷地内であり、かつ、その態様、規模及び位置等を勘案し、十分な管理監督ができる範囲内であると認められる場合は、これらを一括して1件の申請とすることができる。 3 危険物規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)第1条の6に規定する「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」には、次の図書等を添付するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮貯蔵・取扱い危険物の倍数計算書 (2) 仮貯蔵・取扱い場所の付近案内図 (3) 仮貯蔵・取扱い場所の平面図 (4) 建築物の構造図(屋内の場合) (5) タンクその他危険物取扱い機器の構造図(配管図含む) (6) 消火設備、標識・掲示板の設置場所を記入した図面 (7) 必要に応じて、工程概要図及び行程説明書 <p>第2 仮貯蔵等の反復の制限</p> <p>法定期間(10日)終了後、反復して仮貯蔵等を行わないこと。 ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合はこの限りではない。</p> <p>第3 屋外における仮貯蔵等</p> <p>屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外において、承認してはならない危険物は、第1類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第3類の危険物、第4類の特殊引火物に該当する危険物及び第5類の危険物とする。 2 仮貯蔵を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所とする。 	

3 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて他の部分と明確に区分し、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)第16条第1項第4号に定める保有空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物規則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。

第4 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

1 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号の耐火構造をいう。以下同じ。)又は不燃材料(危険物規則第10条に定める不燃材料をいう。以下同じ。)で造られた専用の建築物又は室とする。

2 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合には、当該規定を準用するものとする。

3 類を異にする危険物は、同一建築物内部においては、類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分をすること。

ただし、危政令第26条第1項第1の2号ただし書きで定める場合には、当該規定を準用するものとする。

4 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

第5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

第6 仮貯蔵における貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

第7 標識及び掲示板

仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあっては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては「危険物仮取扱所」と表示した標識、並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

なお、前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、危険物規則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

第8 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等において、取扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業に当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者が立ち会うものとする。

第9 地下タンク等の定期点検に伴う危険物の抜き取り等

地下タンク等の定期点検に伴い、地下タンク等から危険物を抜き取り、抜き取った危険物を一時保管する場合は、仮貯蔵等の承認が必要であるが、製造所又は取扱所の地下タンク等から危険物を抜き取り、当該施設内に一時的に貯蔵するものについては、仮貯蔵等の承認は要しないものであること。

第10 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵

危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ(ドライコンテナ、リーファーコンテナ等)(以下「タンクコンテナ等」という。)による危険物の仮貯蔵については、第1から第9までの規定にかかわらず、次によること。

1 申請

(1)申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

(2)仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載したものであること。

ア 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

イ 屋内での仮貯蔵

前記アに定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

(3)原則として、仮貯蔵期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。

ただし、台風、地震等の自然災害、事故又は寄港予定の船舶の変更、品質不良又は

製品の納入不良による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通など、申請者の責によらないやむを得ない事由が生じた場合は、繰り返して同一の場所での仮貯蔵を承認することができる。

(4) 次の場合においては、仮貯蔵又は仮取扱いの承認は行わないものとする。

- ア 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードを同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合
- イ コンテナ船又は貨車の到達前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナ等を埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
- ウ 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナ等を車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合
- エ 船舶への積み込み又は移動タンク貯蔵所に積載する前に一時的(24時間以内)にタンクコンテナ等を岸壁若しくはコンテナヤードに置く場合

2 技術上の基準等に係る指針

(1) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、湿潤ではなく、かつ、排水及び通風の良い場所であること。

(イ) 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。

ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長が安全であると認めた場合は、この限りではない。

(ウ) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

イ 標識及び掲示板

前記第7によるものであること。

ウ 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

エ 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

(ア) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。

(イ) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

(ウ) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

(エ) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6メートル以下とすること。

(オ) タンクコンテナ等の相互には、点検のための間隔を設けること。

(カ) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び前記(ア)から(オ)までを確認すること。

(2) 屋内における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条第1項に規定する防火戸をいう。)を設けた専用室とすること。

(イ) (ア)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

イ その他

前記2の(1)のイからエまでの例によること。

第11 関係通知等

第1から第10までの規定にかかわらず、関係通知等(別紙)により示された仮貯蔵・仮取扱いの基準によることができる。

第12 基準の特例

この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なくかつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

別紙

- ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて(平成25年10月3日消防危第171号)
- ・危険物規制事務に関する執務資料の送付について(平成30年12月18日消防危第226号)
- ・危険物施設の風水害対策ガイドラインについて(令和2年3月27日消防危第86号)
- ・消毒用アルコールの安全な取扱い等について(令和2年3月18日消防危第77号)
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について(令和2年4月3日付け消防危第92号)
- ・厚生労働省による特定アルコールの配布に係る消防法令の運用について(令和2年4月10日付け事務連絡)

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

処分の概要	危険物施設設置・変更の許可
法令名 根拠条項	消防法 第11条第1項
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】 法第11条第1項から第4項までの規定及び『危険物施設の許可申請に対する処分の審査基準』による。</p> <p>第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>(1) 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長</p> <p>(2) 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事</p> <p>(3) 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長</p> <p>(4) 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)</p> <p>2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第4項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p style="text-align: center;">『危険物施設の許可申請に対する処分の審査基準』</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第10条第4項の技術上の基準に適合しているとともに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであることとし、審査基準は、下記関係法令の規定及び通知等による。</p> <p>なお、「当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること」については、昭和51年の法改正により追加されたものであり、その趣旨は「現在、予想することができない特殊な危険物の貯蔵方法又は取扱い方法が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上障害がないか否かを判断する必要があるので、これらの判断を製造所等の許可に係らしめるとしたものである」とあり、「従来の羈束行為としての許可の性格が変更されたものではない」ことに留意すること(「消防法の一部を改正する法律について」(昭和51年7月8日付け消防危第21号))</p> <p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険物の規制に関する政令」第2章第6条、第7条、第3章各条 ・「危険物の規制に関する規則」第2章第4条、第5条、第5条の3、第9条、第3章各条、第4章各条 ・「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」各条 	

〔通 知〕

- ・危険物の規制に関する政令第23条の特例基準について(昭和36年5月10日付け自消甲予発第25号)
- ・林野庁関係機関の造林事業に伴い設置する屋内貯蔵所の取扱いについて(昭和38年12月6日付け自消丙予発第76号)
- ・危険物製造所等の設置、変更及び完成検査に関する事務処理手続きについて(昭和39年3月2日付け自治甲消予発第15号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について(昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和46年7月27日付け消防予第106号)
- ・移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用指針について(昭和48年3月12日付け消防予第45号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和49年6月25日付け消防予第92号)
- ・屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について(昭和51年1月16日付け消防予第4号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和51年4月15日付け消防予第50号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和51年7月8日付け消防予第22号)
- ・危険物の規制に関する政令第9条第20号イの屋外にあるタンクの防油堤に関する運用について(昭和51年8月3日付け消防危第31号)
- ・保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱いについて(昭和51年9月3日付け消防危第51号)
- ・既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外貯蔵を設置する場合の取扱いについて(昭和51年10月30日付け消防危第77号)
- ・消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令の施行について(昭和52年3月9日付け消防危第32号)
- ・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭和52年3月30日付け消防危第56号)
- ・屋外タンク貯蔵所に係る防火へい又は水幕設備の設置について(昭和52年4月28日付け消防危第75号)
- ・防油堤の構造等に関する運用基準について(昭和52年11月14日付け消防危第162号)
- ・火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和52年11月29日付け消防危第172号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について(昭和53年2月14日付け消防危第15号)
- ・型式承認の失効した消火器のうち軽補正をした消火器等の特例期間の取扱いについて(昭和53年4月10日付け消防危第41号)
- ・消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令の施行について(昭和53年4月14日付け消防危第54号)
- ・防油堤の改修等について(昭和53年10月24日付け消防危第137号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和54年7月30日付け消防危第80号)
- ・屋外タンク貯蔵所の地震対策について(昭和54年12月25日付け消防危第169号)
- ・「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について(昭和55年7月1日付け消防危第80号)
- ・可撓管継手の設置等に関する運用基準について(昭和56年3月9日付け消防危第20号)
- ・可撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて(昭和56年8月14日付け消防危第107号)
- ・杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について(昭和57年2月22日付け消防危第17号)
- ・可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて(昭和57年5月28日付け消防危第59号)
- ・消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和57年11月26日付け消防危第113号)
- ・製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について(昭和58年3月9日付け消防危第21号)

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和58年4月28日付け消防危第44号)
- ・線入りガラスの取り扱いについて(昭和58年8月1日付け消防危第72号)
- ・危険物施設における地震対策の推進について(昭和58年9月29日付け消防危第89号)
- ・臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政(検査・検定関係)の運用について(昭和58年12月13日付け消防危第130号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和59年3月5日付け消防危第21号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和59年7月13日付け消防危第72号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について(昭和61年12月26日付け消防危第119号)
- ・「保安四法共管競合事項等改善措置」の実施について(昭和61年12月26日付け消防危第122号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和62年4月20日付け消防危第33号)
- ・給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号)
- ・移動タンク貯蔵所の防護枠の取り扱いについて(昭和62年4月30日付け消防危第41号)
- ・地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について(昭和62年7月28日付け消防危第75号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和63年1月19日付け消防危第7号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和63年4月1日付け消防危第42号)
- ・固定給油設備及び灯油用固定注油設備並びに油中ポンプ設備の取り扱いについて(昭和63年5月30日付け消防危第74号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成元年3月1日付け消防危第14号)
- ・給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について(平成元年3月3日付け消防危第15号)
- ・消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(平成元年3月22日付け消防危第24号)
- ・保安四法共管競合事項等の改善措置等について(平成元年8月31日付け消防危第81号)
- ・給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について(平成元年11月7日付け消防危第98号)
- ・危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の施行について(平成2年2月16日付け消防危第18号)
- ・給油タンク車及び給油ホース車の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針(平成2年6月28日付け消防危第76号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成3年3月13日付け消防危第25号)
- ・鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成3年4月30日付け消防危第37号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部改正について(平成3年5月28日付け消防危第47号)
- ・ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について(平成3年8月16日付け消防危第88号)
- ・二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について(平成4年2月5日付け消防危第11号)
- ・内燃機関を原動力とする加圧送水装置の構造及び性能の基準について(平成4年3月25日付け消防危第26号)
- ・積載式移動タンク貯蔵所の取り扱いに関する運用基準について(平成4年6月18日付け消防危第54号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成5年7月30日付け消防危第60号)
- ・鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成5年9月2日付け消防危第66号)
- ・油中ポンプ設備に係る規定の運用について(平成5年9月2日付け消防危第67号)
- ・固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について(平成5年9月2日付け消防危第68号)
- ・鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの取り扱いについて(平成6年2月18日付け消防危第11号)

- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成6年3月11日付け消防危第21号)
- ・メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について(平成6年3月29日付け消防危第28号)
- ・給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に係る運用上の指針について(平成6年3月25日付け消防危第29号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成6年7月1日付け消防危第59号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成6年9月1日付け消防危第73号)
- ・特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について(平成6年9月1日付け消防危第74号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について(平成7年2月3日付け消防危第5号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について(平成7年2月24日付け消防危第12号)
- ・強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成7年3月28日付け消防危第28号)
- ・特定屋外貯蔵タンクの地盤の液状化の対策工法について(平成7年9月12日付け消防危第99号)
- ・深層混合処理工法を用いた特定屋外貯蔵タンクの地盤の運用基準について(平成7年11月2日付け消防危第150号)
- ・保有空地内の植栽に係る運用について(平成8年2月13日付け消防危第27号)
- ・移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターの検定作業等に対する消防法上の取扱いについて(平成8年5月15日付け消防危第64号)
- ・危険物関連設備等の性能評価制度について(平成8年7月30日付け消防危第92号)
- ・二酸化炭素消火設備の安全対策について(平成8年9月20日付け消防危第117号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成8年9月30日付け消防危第121号)
- ・危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について(平成8年10月15日付け消防危第125号)
- ・地下貯蔵タンクの砕石基礎による施行方法について(平成8年10月18日付け消防危第127号)
- ・強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて(平成8年10月18日付け消防危第129号)
- ・危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて(平成8年12月25日付け消防危第169号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成9年2月7日付け消防危第7号)
- ・消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令の改正等について(平成9年2月18日付け消防危第15号)
- ・給油取扱所の建築物に係る可燃性蒸気流入防止措置の緩和について(平成9年3月14日付け消防危第26号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成9年3月26日付け消防危第29号)
- ・特定屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験について(平成9年9月1日付け消防危第89号)
- ・製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について(平成8年9月30日付け消防危第121号)
- ・移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について(平成9年3月26日付け消防危第33号)
- ・製造所等の設置又は変更の許可に係る手続等の簡素合理化について(平成9年3月26日付け消防危第35号)
- ・屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の手続に関する運用について(平成9年3月26日付け消防危第36号)
- ・高圧ガス保安法施行令附則第5条及び第8条による危険物の規制に関する政令等の一部改正について(平成9年4月1日付け消防危第42号)
- ・全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて(平成9年8月19日付け消防危第85号)
- ・特定屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験について(平成9年9月1日付け消防危第89号)

- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行について(平成10年2月25日付け消防危第16号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成10年3月4日付け消防危第19号)
- ・圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(平成10年3月11日付け消防危第22号)
- ・危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について(平成10年3月11日付け消防危第23号)
- ・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3月13日付け消防危第25号)
- ・複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について(平成10年3月16日付け消防危第28号)
- ・製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(平成10年3月16日付け消防危第29号)
- ・特定屋外タンク貯蔵所における緊急遮断弁に係る運用について(平成10年3月20日付け消防危第31号)
- ・防油堤の漏えい防止措置等について(平成10年3月20日付け消防危第32号)
- ・防油堤目地部の補強材の性能等について(平成10年3月25日付け消防危第33号)
- ・危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について(平成10年3月27日付け消防危第36号)
- ・浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに設置する屋根構造物の取扱いについて(平成10年11月5日付け消防危第95号)
- ・危険物施設の変更工事に係る完成検査等について(平成11年3月17日付け消防危第22号)
- ・製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について(平成11年3月23日付け消防危第24号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成11年3月30日付け消防危第26号)
- ・準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について(平成11年3月30日付け消防危第27号)
- ・ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について(平成11年6月2日付け消防危第53号)
- ・メタノールを含有する自動車用燃料の取扱いについて(平成11年8月3日付け消防危第72号)
- ・危険物規制事務に係る技術上の基準における計量単位のS I化について(平成11年9月24日付け消防危第86号)
- ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う自治省関係政令の整備等に関する政令による危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部改正について(平成11年10月14日付け消防危第98号)
- ・危険物の規制に関する政令等の一部改正について(平成12年6月9日付け消防危第60号)
- ・危険物規制に係る通知における用語等の読み替えについて(平成12年6月15日付け消防危第66号)
- ・危険物を取り扱う配管の一部へのサイトグラスの設置について(平成13年2月28日付け消防危第24号)
- ・海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について(平成13年3月23日付け消防危第35号)
- ・申請・届出書類の合理化について(平成13年3月29日付け消防危第39号)
- ・製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について(平成13年3月29日付け消防危第40号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年3月30日付け消防危第41号)
- ・タンクの内容積の計算方法について(平成13年3月30日付け消防危第42号)
- ・可燃性蒸気流入防止構造等の基準について(平成13年3月30日付け消防危第43号)
- ・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について(平成13年4月9日付け消防危第50号)
- ・ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について(平成13年5月16日付け消防危第61号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成13年10月11日付け消防危第112号)

- ・給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について(平成13年11月21日付け消防危第127号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成14年1月25日付け消防危第18号)
- ・製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について(平成14年2月26日付け消防危第30号)
- ・製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて(平成14年3月29日付け消防危第49号)
- ・共同住宅等の燃料供給設備に関する運用上の指針について(平成15年8月6日付け消防危第81号)
- ・危険物の規制に関する政令等の一部改正について(平成15年12月17日付け消防危第132号)
- ・移動タンク貯蔵所の技術上の基準等(IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係)に係る運用について(平成16年3月23日付け消防危第35号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成17年1月14日付け消防危第14号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について(平成17年2月18日付け消防危第34号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成17年3月24日付け消防危第55号)
- ・圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(平成17年3月24日付け消防危第62号)
- ・地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆装の性能確認の方法について(平成17年9月13日付け消防危第209号)
- ・給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について(平成17年10月26日付け消防危第245号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について(平成18年1月25日付け消防危第33号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について(平成18年3月17日付け消防危第85号)
- ・ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について(平成18年3月27日付け消防危第87号)
- ・給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(平成18年4月25日付け消防危第106号)
- ・地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について(平成18年5月9日付け消防危第112号)
- ・給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(平成18年5月10日付け消防危第113号)・鋼製地下タンクの内面保護に係るFRPライニング施工に関する指針について(平成19年3月27日付け消防危第48号)
- ・特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等について(平成19年3月28日付け消防危第64号)
- ・エタノール3%含有ガソリン(E3)を取り扱う給油取扱所に関する運用について(平成20年3月24日付け消防危第44号)
- ・ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について(平成20年3月24日付け消防危第45号)
- ・船舶給油取扱所の技術上の基準の運用について(平成20年5月22日付け消防危第264号)
- ・「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」の一部改正について(平成21年8月4日付け消防危第144号)
- ・危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の交付について(平成21年10月16日付け消防危第188号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について(平成22年2月26日付け消防危第35号)
- ・既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について(平成22年7月8日付け消防危第144号)
- ・地下配管の塗覆装等の技術上の基準に係る運用について(平成23年12月21日付け消防危第302号)
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について(平成23年12月21日付け消防危第295号)
- ・リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について(平成23年12月27日付け消防危第303号)
- ・エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について(平成24年1月11日)

付け消防危第2号)

- ・給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について(平成24年3月16日付け消防危第77号)
- ・「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」の一部改正について(平成24年3月30日付け消防危第90号)
- ・浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について(平成24年3月28日付け消防危第88号)
- ・「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について(平成24年3月30日付け消防危第91号)
- ・「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について(平成24年5月23日付け消防危第138号)
- ・既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策の徹底について(平成24年9月12日付け消防危第208号)
- ・「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」等の一部改正について(平成24年12月18日付け消防危第263号)
- ・特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて(平成25年3月29日付け消防危第49号)
- ・圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(平成27年6月5日付け消防危第123号)
- ・危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて(平成27年6月8日付け消防危第135号)
- ・建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について(平成27年12月8日付け消防危第268号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(平成28年3月1日付け消防危第28号)
- ・建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて(平成28年3月23日付け消防危第42号)
- ・呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について(平成28年3月25日付け消防危第44号)
- ・「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」の一部改正について(平成28年11月14日付け消防危第209号)
- ・「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について(平成29年1月26日付け消防危第31号)
- ・「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施行方法について」の一部改正について(平成29年12月15日付け消防危第205号)
- ・「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について(平成30年3月30日付け消防危第44号)
- ・「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」の一部改正について(平成30年4月27日付け消防危第73号)
- ・危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について(平成31年4月24日付け消防危第84号)
- ・屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について(令和元年8月27日付け消防危第117号)
- ・「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について(令和元年8月27日付け消防危第118号)
- ・圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(令和元年6月5日付け消防危第123号)
- ・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の運用について(令和元年8月27日付け消防危第119号)「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部を改正する
- ・「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」の一部改正について(令和2年1月23日付け消防危第21号)
- ・指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例(例)の運用について(令和2年3月17日付け消防危第71号)
- ・消毒用アルコールの安全な取扱い等について(令和2年3月18日付け消防危第77号)
- ・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について(令和2年3月27日付け消防危第87号)

- ・給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について(令和2年3月27日付け消防危第88号)
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について(令和2年4月3日付け消防危第92号)
 - ・「特定屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験について」の一部改正について(令和3年3月19日付け消防危第37号)
 - ・給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について(令和3年3月30日付け消防危第50号)
 - ・過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について(令和3年3月30日付け消防危第51号)
 - ・「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針についての一部改正について(令和3年3月30日付け消防危第52号)
 - ・屋内給油取扱所の範囲に係る運用について(令和3年7月21日付け消防危第172号)
 - ・「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」(令和4年4月27日消防危第96号)
 - ・「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」(令和4年12月13日消防危第283号)
- その他質疑応答通知

標準処理期間	21日、14日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

処分の概要	危険物施設の完成検査
法令名根拠条項	消防法 第11条第5項前段
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】 法第11条第5項の規定及び『その他』による。 第11条 5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p> <p>危険物の規制に関する政令第8条第1項から第3項までの規定による。 (完成検査の手続) 第8条 法第11条第5項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。 2 市町村長等は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。 3 市町村長等は、完成検査を行つた結果、製造所にあつては第9条及び第20条から第22条まで、貯蔵所にあつては第10条から第16条まで及び第20条から第22条まで、取扱所にあつては第17条から第19条まで及び第20条から第22条までにそれぞれ定める技術上の基準(法第11条の2第1項の検査(以下「完成検査前検査」という。))に係るものを除く。)に適合していると認めるときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p>『その他』 「消防法」第10条第4項の技術上の基準に適合していること。 審査基準は、下記関係法令の規定及び通知等によるほか、「危険物施設の設置・変更の許可」の審査基準による。</p> <p>[関係法令] ・「危険物の規制に関する政令」第2章第8条、第3章各条 ・「危険物の規制に関する規則」第2章第6条、第9条、第3章各条、第4章各条 ・「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」各条</p> <p>[通知] ・完成検査済証等の交付手続の迅速化について(平成10年5月20日付け消防危第54号) ・危険物施設の変更工事に係る完成検査等について(平成11年3月17日付け消防危第22号) ・危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について(平成13年3月30日付け消防危第44号)</p>	
標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

処分の概要	仮使用の承認
法令名 根拠条項	消防法 第11条第5項後段
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】</p> <p>法第11条第5項の規定及び『仮使用の承認申請に対する処分の審査基準』による。第11条</p> <p>5 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p style="text-align: center;">『仮使用の承認申請に対する処分の審査基準』</p> <p>消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第11条第5項ただし書の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の一部を仮に使用する場合の承認の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 申請</p> <p>(1)申請書の添付図書</p> <p>仮使用の承認を受ける範囲の示された図面、仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書とし、変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要しないものとする。</p> <p>(2)同一施設における複数の変更許可と仮使用承認申請の件数</p> <p>一の変更許可に基づく仮使用の期間中に申請される他の変更許可であって、仮使用承認の終期(完成検査済証の交付)が前変更許可の仮使用期間内であり、かつ、仮使用範囲が同一となるものについては、仮使用承認申請は不要とする。</p> <p>(3)承認申請の時期</p> <p>仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に申請することができる。</p> <p>なお、申請を別にする場合には、変更許可申請時又はそれ以降となるが、変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けること。</p> <p>2 承認対象</p> <p>製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。</p> <p>なお、危険物を製造し、又は取り扱っていない場合でもタンク、容器等に危険物を貯蔵している場合には、仮使用の承認が必要となる。</p> <p>3 承認条件</p> <p>(1)安全な工事工程計画</p> <p>災害防止の観点から無理のない工事工程、作業日程等が組み込まれていること。</p> <p>(2)安全管理組織の確立</p> <p>ア 事業所、工事元請け及び下請けの工事業者全てを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。</p> <p>イ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など、緊急時における対応策が確立されていること。</p> <p>ウ 関連設備において複数の工事が重複する場合には、十分な事前協議を行うとともに</p>	

、各部署の連絡体制を密にすること。

(3)火気管理

ア 火気作業の定義

火気とは次のものをいい、火気作業とは火気を使用して行う工事又は作業をいう。

(ア)溶接、溶断、燃焼、焼却、ロー付け、鋸打ち、電動機器等電気火花を発生するもの、はつり等衝撃火花を発生するもの、内燃機関、高熱物等。

(イ)ボイラー、加熱炉等

(ウ)湯沸器、電熱器、ストーブ、喫煙等

イ 仮使用工事にあたっては、火気を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が、講じられていること。

(ア)火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

(イ)ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行なうこと。

(ウ)火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(エ)火気作業を行う設備・配管とその他の部分とは確実に遮断すると共に、関係する範囲の危険物等可燃性物質は完全に除去すること。(縁切り、ガスパーズ、不活性ガス置換等)

(オ)溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には必要な保護措置を講ずること。(防火養生)

(カ)その他火災予防上安全な措置を講ずること。

(4)工事中の安全対策

ア 工事場所と仮使用場所との区画

(ア)工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所は、工事内容に応じた適切な防火区画(垂直・水平)等が設けられていること。(防火塀の設置)

(イ)仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされていること。また、必要に応じて周囲にガス検知器を設置する。(防火塀・土のうによる仮設の囲い等の適切な配置)

(ウ)工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないように有効な措置が講じられていること。

イ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去、及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

ウ 仮使用場所の上部で工事が行われている場合は、落下物による事故防止のための有効な措置が講じられていること。

エ 工事場所は、工事に必要となる十分な作業スペースが確保されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

オ 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じて、換気が十分行われること。

カ 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

ク 法令上必要な作業資格者が確保されていること。

ケ 建設用重機を用いる場合には、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。

コ 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

サ 上記の他、危険物の貯蔵又は取扱いについては、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準を遵守すること。

シ 工事の内容が軽微で、かつ、工事方法及び周囲の状況等により、火災予防上支障がないと認められる場合、ア～サによらないことができる。

4 その他

仮使用の承認を受け仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

仮使用承認掲示板(縦×横=25cm以上×35cm以上)

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済			
製造所等の別・区分			
承認年月日・番号	年	月	日 第 号
承認行政庁	今 治 市 長		
備考 : 1. 文字は黒 2. 地色は白			
標準処理期間		14日	
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

処分の概要	危険物施設の完成検査前検査
法令名根拠条項	消防法 第11条の2第1項
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】</p> <p>法第11条の2第1項の規定及び『危険物施設の完成検査前検査申請に対する処分の審査基準』による。</p> <p>第11条の2 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第5項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「特定事項」という。)が第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p style="text-align: center;">『危険物施設の完成検査前検査申請に対する処分の審査基準』</p> <p>法第10条第4項の技術上の基準に適合していることとし、審査基準は、下記関係法令の規定及び通知等による。</p> <p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険物の規制に関する政令」第2章第8条の2、第8条の2の2 ・「危険物の規制に関する規則」第2章第6条の2から第6条の2の7、第6条の3から第6条の5、第9条 <p>〔通知〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和46年7月27日付け消防予第106号) ・移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用指針について(昭和48年3月12日付け消防予第45号) ・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭和52年3月30日付け消防危第56号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和57年1月19日付け消防予第10号) ・杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について(昭和57年2月22日付け消防危第17号) ・製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について(昭和58年3月9日付け消防危第21号) ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和58年4月28日付け消防危第44号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行について(昭和58年7月22日付け消防予第67号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和59年7月13日付け消防危第72号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和62年4月20日付け消防危第33号) ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和63年1月19日付け消防危第7号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成元年3月1日付け 	

消防危第14号) ・危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の施行について(平成2年2月16日付け消防危第18号) ・鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成3年4月30日付け消防危第37号) ・積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について(平成4年6月18日付け消防危第54号) ・鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成5年9月2日付け消防危第66号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について(平成7年2月3日付け消防危第5号) ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について(平成7年2月24日付け消防危第12号) ・強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成7年3月28日付け消防危第28号) ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成9年3月26日付け消防危第29号) ・移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について(平成9年3月26日付け消防危第33号) ・製造所等の設置又は変更の許可に係る手続等の簡素合理化について(平成9年3月26日付け消防危第35号) ・高圧ガス保安法施行令附則第5条及び第8条による危険物の規制に関する政令等の一部改正について(平成9年4月1日付け消防危第42号) ・特定屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験について(平成9年9月1日付け消防危第89号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行について(平成10年2月25日付け消防危第16号) ・製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(平成10年3月16日付け消防危第29号) ・海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について(平成13年3月23日付け消防危第35号) ・タンクの内容積の計算方法について(平成13年3月30日付け消防危第42号) ・危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について(平成13年3月30日付け消防危第44号) ・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について(平成13年4月9日付け消防危第50号) ・移動タンク貯蔵所の技術上の基準等(IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係)に係る運用について(平成16年3月23日付け消防危第35号) ・既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について(平成22年7月8日付け消防危第144号)			
その他質疑応答関係通知			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

処分の概要	予防規程の認可、変更認可
法令名 根拠条項	消防法 第14条の2第1項
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】</p> <p>法第14条の2第1項及び第2項の規定及び『予防規程認可申請に対する処分の審査基準』による。</p> <p>第14条の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>2 市町村長等は、予防規程が、第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p style="text-align: center;">『予防規程認可申請に対する処分の審査基準』</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第10条第3項の技術上の基準に適合しているとともに、火災の予防のために適当であることとし、審査基準は、下記関係法令の規定及び通知等による。</p> <p>なお、「火災の予防」とは、単に火災の発生を防止することだけでなく、一旦発生した火災の延焼拡大を防止し、被害を最小限にとどめることであることをいうことから、平常時における危険物の貯蔵又は取扱いの方法のほか、緊急時における措置の方法も予防規程の重要な内容となるものであること。</p> <p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険物の規制に関する政令」第4章各条、第8章第37条 ・「危険物の規制に関する規則」第5章各条、第9章各条 <p>〔通知〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について(昭和40年10月26日付け自消乙予発第20号) ・予防規程の認可について(昭和40年11月2日付け自消丙予発第178号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和49年6月25日付け消防予第92号) ・臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政(検査・検定関係)の運用について(昭和58年12月13日付け消防危第130号) ・給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号) ・危険物保安監督者の職務代行者が不在の場合の予防規程の扱い(昭和62年6月17日付け消防危第60号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成元年3月1日付け消防危第14号) ・給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について(平成元年3月3日付け消防危第15号) ・海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について(平成元年4月10日付け消防危第33号) ・上階を有する屋内給油取扱所の予防規程(平成元年5月10日付け消防危第44号) ・給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について(平成元年11月7日付け消防危第98号) ・鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成3年4月30日付け消防危第37号) 	

- ・給油取扱所における危険物保安監督者の職務を代行する者について(平成4年4月17日付け消防危第34号)
- ・鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について(平成5年9月2日付け消防危第66号)
- ・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3月13日付け消防危第25号)
- ・予防規程作成上の留意事項について(平成13年8月23日付け消防危第98号)
- ・地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について(平成16年3月18日付け消防危第33号)
- ・東南海・南海地震防災対策計画及び東南海・南海地震防災規定作成の手引きについて(平成16年3月31日付け消防災第56号)
- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策計画の作成について(平成16年3月31日付け消防災第41号)
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成17年1月14日付け消防危第14号)
- ・給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について(平成17年10月26日付け消防危第245号)
- ・危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について(平成24年5月23日付け消防危第140号)
- ・危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について(平成24年8月21日付け消防危第197号)
- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令の施行について(平成25年12月27日付け消防危第235号)
- ・南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引きについて(平成26年6月27日付け消防災第204号)
- ・給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について(平成30年8月20日付け消防危第154号)
- ・プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について(平成31年3月29日付け消防危第51号)
- ・危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について(平成31年4月24日付け消防危第84号)
- ・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について(令和2年3月27日付け消防危第87号)
- ・給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について(令和2年3月27日付け消防危第88号)
- ・給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について(令和3年3月30日付け消防危第50号)
- ・「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」(令和4年12月13日消防危第283号)

その他質疑応答通知			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

処分の概要	定期保安検査
法令名根拠条項	消防法 第14条の3第1項
法令番号	昭和23年法律第186号
<p>【基準】</p> <p>法第14条の3第1項の規定及び『定期保安検査申請に対する処分の審査基準』による。</p> <p>第14条の3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p> <p style="text-align: center;">『定期保安検査申請に対する処分の審査基準』</p> <p>法第10条第4項の技術上の基準に適合していることとし、審査基準は、下記関係法令の規定及び通知等による。</p> <p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険物の規制に関する政令」第2章第8条の4 ・「危険物の規制に関する規則」第9章の2第62条の2から第62条の3 <p>〔通知〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和49年6月25日付け消防予第92号) ・屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について(昭和50年5月20日付け消防予第52号) ・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭和52年3月30日付け消防危第56号) ・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査等の実施について(昭和54年4月18日付け消防危第42号) ・屋外タンク貯蔵所の地震対策について(昭和54年12月25日付け消防危第169号) ・杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について(昭和57年2月22日付け消防危第17号) ・臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政(検査・検定関係)の運用について(昭和58年12月13日付け消防危第130号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和59年7月13日付け消防危第72号) ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和62年4月20日付け消防危第33号) ・岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について(昭和62年5月19日付け消防危第39号) ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(昭和63年1月19日付け消防危第7号) ・コーティング上からのタンク底部の板厚を測定する測定者について(昭和63年5月27日付け消防危第72号) ・屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚の測定について(昭和63年5月27日付け消防危第73号) ・危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(平成元年3月1日付け消防危第14号) ・海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について(平成元年4月10日付け消防危第33号) 	

- ・ 地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査等について(平成2年1月18日付け消防危第4号)
 - ・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成2年4月6日付け消防危第30号)
 - ・ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安検査に関する運用基準について(平成4年1月29日付け消防危第6号)
 - ・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(平成6年7月1日付け消防危第59号)
 - ・ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成6年9月1日付け消防危第73号)
 - ・ 危険物の規制に関する政令等の一部改正について(平成15年12月17日付け消防危第132号)
 - ・ 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所についての運用に係る留意事項について(平成21年10月27日付け消防危第193号)
 - ・ 特定屋外タンク貯蔵所のうち旧法タンクの保安検査等における定点測定法による測定結果の取扱いについて(平成26年5月27日付け消防危第146号)
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について(令和2年4月3日付け消防危第92号)
- その他質疑応答通知

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

処分の概要	臨時保安検査		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の3第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】	<p>法第14条の3第2項の規定及び『定期保安検査申請に対する処分の審査基準』による。 第14条の3</p> <p>2 政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

処分の概要	完成検査済証の再交付		
法令名 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条第4項		
法令番号	昭和34年政令第306号		
【基準】	<p>政令第8条第4項の規定及び『その他』による。 (完成検査の手續)</p> <p>第8条</p> <p>4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。</p> <p>『その他』 「危険物規制に関する政令」第8条第4項の規定に基づき申請されていること。</p> <p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険物の規制に関する規則」第2章第6条第3項 <p>〔通知〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(昭和57年1月19日付け消防危第10号) 		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

処分の概要	保安検査時期の変更
法令名 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条の4第2項ただし書
法令番号	昭和34年政令第306号
<p>【基準】 政令第8条の4第2項ただし書の規定及び『その他』による。 (保安に関する検査) 第8条の4 2 法第14条の3第1項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第14条の3第1項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。</p> <p>政令第8条の4第2項ただし書中「総務省令で定める事由」 危険物の規制に関する規則 (保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由) 第62条の2 令第8条の4第2項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 災害その他非常事態が生じたこと。 (2) 保安上の必要が生じたこと。 (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。 (4) 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。 2 前項第3号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。 (1) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い (2) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い(一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。)</p> <p>『その他』 「危険物の規制に関する規則」第62条の2に規定する事由に該当すること。 なお、単に所有者等の操業上等の都合によるものは、当該事由には該当しないものであること。</p> <p>[関係法令] ・「危険物の規制に関する規則」第9章の2第62条の2、第62条の3第2項 [通知] ・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭和52年3月30日付け消防危第56号)第2、1 ・「臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政(検査・検定関係)の運用について(昭和58年12月13日付け消防危第130号)」第5 ・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について(平成23年2月25日付け消防危第45号)</p>	
標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 223

処分の概要	防災上有効な施設又は設備の設置の認定		
法令名 根拠条項	石油コンビナート等災害防止法施行令 第16条第1項		
法令番号	昭和51年政令第129号		
【基準】	<p>政令第16条第1項の規定及び『その他』による。 (代替措置等)</p> <p>第16条 特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第8条から第12条まで、第14条及び前条の規定により備え付けるべき防災資機材等(次項及び第3項の規定により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含む。)以外のものを設置した場合において、当該施設又は設備の設置につき市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事)の認定を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該施設又は設備の設置の状況に応じ、当該特定事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができる。</p> <p>『その他』 「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」第21条の2の規定に適合していること。 なお、「代替できる場合の事業所の要件及び代替えできる防災資機材等の範囲」及び「屋外タンクの固定式放射設備として液面下放射方式固定放射設備を設置する場合の条件及び技術基準」については、下記の通知による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等に係る代替措置について(昭和53年7月28日付け消防地第174号) ・石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等に係る代替措置としての液面下放射方式固定放射設備の設置について(昭和53年11月27日付け消防地第289号) 		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

処分の概要	事業者負担金の共同納付の承認		
法令名 根拠条項	石油コンビナート等災害防止法施行令 第37条第1項		
法令番号	昭和51年政令第129号		
【基準】	<p>政令第37条第1項の規定による。 (共同納付の場合の特例)</p> <p>第37条 地方公共団体の長は、法第33条第1項の緑地等の設置に関する計画を作成した場合において、法第34条第1項の規定により緑地等の設置に要する費用を負担させる第一種事業者の全部又は一部から当該各第一種事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、同条第3項の規定にかかわらず、当該各第一種事業者に係る事業者負担金(同条第2項に規定する事業者負担金をいう。以下この条において同じ。)の額を定めないのである。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

処分の概要	流出油防止堤の代替措置の認定		
法令名 根拠条項	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 第6条		
法令番号	昭和51年自治省令第17号		
【基準】	<p>省令第6条の規定及び『その他』による。 (既存第一種事業所の特例)</p> <p>第6条 法第20条第1項の規定に該当する第一種事業所で前2条の基準に適合する防止堤を設置することが困難なものにおいて、防止堤に代わるものとして市町村長等が認めた有効な措置が講じられたときは、前2条の規定にかかわらず、これらの基準に適合する防止堤が設置されたものとみなす。</p> <p>『その他』 「流出油等防止堤の設置に関する運用指針について(昭和52年10月25日付け消防地第211号)」第5「防止堤の設置が困難な場合の措置」による。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

処分の概要	消火栓等の代替措置の認定		
法令名 根拠条項	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 第12条		
法令番号	昭和51年自治省令第17号		
<p>【基準】 省令第12条の規定及び『その他』による。 (代替措置)</p> <p>第12条 令第8条から第10条まで及び第16条第2項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより120分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長等が適当と認めるときは当該箇所に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村長等が適当と認めるときは、特定事業所に大容量泡放水砲用屋外給水施設が設置されているものとみなす。 (1) 自衛防災組織の基準放水能力により120分継続して送水することができる量の水を、当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けられている大容量泡放水砲用防災資機材等(第19条の2第5項の規定により大容量泡放水砲用防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。次号において同じ。)を用いて常時有効に取水することができる河川等がある場合 (2) 当該特定事業所に第9条第3項及び第10条第3項又は第4項に定める基準に適合する給水施設が設置されており、かつ、当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けられている大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて常時有効に取水することができる河川等がある場合であつて、当該給水施設及び当該河川等から、自衛防災組織の基準放水能力により120分継続して放水することができる量の水を常時供給することができる場合</p> <p>3 前項第2号の給水施設は、前条、第17条の2第3号及び第19条の2第4項第1号の規定の適用については、大容量泡放水砲用屋外給水施設とみなす。この場合において、前条中「自衛防災組織の基準放水能力」とあるのは「自衛防災組織の基準放水能力から第12条第2項第2号の河川等から取水する水に係る放水能力を差し引いた放水能力」と読み替えるものとする。</p> <p>『その他』 「石油コンビナート等災害防止法施行令」第8条から第10条まで及び第16条第2項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより120分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にあり、河川等の水利、取水場所の状況等から判断して、当該河川等を消火栓等の代替として用いることが困難である特段の事情がないと認められること。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3068

処分の概要	火薬類の譲渡又は譲受けの許可
法令名根拠条項	火薬類取締法 第17条第1項
法令番号	昭和25年法律第149号
<p>【基準】</p> <p>法第17条第1項及び第2項の規定及び『その他』による。 (譲渡又は譲受けの許可)</p> <p>第17条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。 (2) 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。 (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下この号において同じ。)をすることを許可を受けた者(当該許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者)若しくは同法第14条の2第8項に規定する都道府県等(当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第9項の規定により当該都道府県等を同法第9条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者)であつて装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。 (4) 鉱業法(昭和25年法律第289号)により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。 (5) 第24条第1項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。 (6) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。 <p>2 都道府県知事は、譲渡又は譲受けの目的が明らかでないとき、その他譲渡又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 今治市消防本部火薬類許可等事務の手引(令和5年11月) (2) 火薬類取締法申請等の手引(平成31年4月) (3) 消費許可審査表 (4) <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者の住居が定まっていること。 2. 同居の親族等申請者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命もしくは財産又は公共の安全を害するおそれがないこと。 3. 申請者が最近2年以内に火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法又は爆発物取締罰則の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類を取り扱うに不適当な者、又は火薬類、銃砲刀剣類及び爆発物を使用した犯罪を犯した者でないこと。 4. 譲受、譲渡の目的が明らかであること。 5. 個別的に申請者の組織及びその組織内において火薬類の管理体制等に支障のないこと。 <p>申請者は、消費の実態等を勘案し十分に火薬類の保安及び管理がいきとどき、かつ責</p>	

任

のとりうる者であること。

6. 申請者が過去1年以内に譲受又は譲渡許可を取り消されている場合には、その取り消された事由に対する対策を取らせたうえ、累犯のおそれがないこと。

標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3069

処分の概要	火薬類の消費の許可		
法令名根拠条項	火薬類取締法 第25条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】 法第25条第1項及び第2項の規定及び『その他』による。 (消費) 第25条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>『その他』 (1)今治市消防本部火薬類許可等事務の手引(令和5年11月) (2)火薬類取締法申請等の手引(平成31年4月) (3)消費許可審査表 (4) 1. 申請者の住居が定まっていること。 2. 同居の親族等申請者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命もしくは財産又は公共の安全を害するおそれがないこと。 3. 申請者が最近2年以内に火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法又は爆発物取締罰則の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類を取り扱うに不適当な者、又は火薬類、銃砲刀剣類及び爆発物を使用した犯罪を犯した者でないこと。 4. 個別的に申請者の組織及びその組織内において火薬類の管理体制等に支障のないこと。申請者は、消費の実態等を勘案し十分に火薬類の保安及び管理がいきとどき、かつ責任のとりうる者であること。 5. 消費の目的が明らかであること。 6. 申請者が過去1年以内に消費許可を取り消されている場合には、その取り消された事由に対する対策を取らせたいうえ、累犯のおそれがないこと。</p>			
標準処理期間	20日、煙火の場合30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3070

処分の概要	保安教育計画を定めるべき消費者の指定及びその者に係る保安教育計画の認可 (火薬類取締法施行規則第67条の7第3項の規定に基づく事務を含む。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第29条第4項及び同条第5項において準用する同条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	<p>法第29条の規定による。 (保安教育)</p> <p>第29条 製造業者又は販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の経済産業省令で定める保安教育の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>3 製造業者又は販売業者は、第1項の認可を受けた保安教育計画を忠実に実行しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。</p> <p>6 消費者(第4項の規定により指定された者を除く。)及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生を防止に必要な教育を施さなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

処分の概要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第91条第2項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

処分の概要	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第99条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

処分の概要	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第100条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	準用する政令第91条第2項の規定による。 第91条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第107条第3項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

処分の概要	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第110条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第113条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

処分の概要	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条の2		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第120条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第116条の2において準用する政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

処分の概要	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第121条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 374

処分の概要	合併協議会設置請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第1条第2項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【基準】	<p>政令第1条の規定による。 (代表者証明書の交付等)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>5 当該市町村の長は、第3項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 491

処分の概要	投票実施請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第13条第2項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【基準】	<p>政令第13条の規定による。 (投票実施請求代表者証明書の交付等)</p> <p>第13条 法第4条第11項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求しようとする代表者(以下「投票実施請求代表者」という。)は、同条第9項に規定する基準日から20日以内に、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「投票実施請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の選挙管理委員会に対し、投票実施請求代表者であることを証明する書面(以下「投票実施請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者証明書に投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>4 当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 492

処分の概要	同一請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第27条第4項		
法令番号	平成17年政令第55号		
<p>【基準】 政令第27条の規定による。 (同一請求代表者証明書の交付等)</p> <p>第27条 同一請求代表者は、前条第2項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から7日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。</p> <p>3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。</p> <p>5 1の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

処分の概要	職員団体等の規約の認証		
法令名 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第5条		
法令番号	昭和53年法律第80号		
<p>【基準】 法第5条の規定による。 (認証) 第5条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 名称 ロ 目的及び業務 ハ 主たる事務所の所在地 ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項 ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項 ヘ 理事その他の役員に関する事項 ト 業務執行、会議及び投票に関する事項 チ 経費及び会計に関する事項 リ 規約の変更に関する事項 ヌ 解散に関する事項 <p>(2) 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。</p> <p>(3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることとされていること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

<p>処分の概要</p>	<p>職員団体の登録</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>地方公務員法 第53条第5項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第261号</p>
<p>【基準】 法第53条第2項から第5項までの規定による。その他条例の定めによる。 (職員団体の登録) 第53条 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 名称 (2) 目的及び業務 (3) 主たる事務所の所在地 (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定 (5) 理事その他の役員に関する規定 (6) 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定 (7) 経費及び会計に関する規定 (8) 他の職員団体との連合に関する規定 (9) 規約の変更に関する規定 (10) 解散に関する規定 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 328

処分の概要	農地等の権利移動の許可
法令名 根拠条項	農地法 第3条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
<p>【基準】</p> <p>法第3条第1項から第3項までの規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第46条第1項又は第47条の規定によつて所有権が移転される場合 (2) 削除 (3) 第37条から第40条までの規定によつて農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合 (4) 第41条の規定によつて同条第1項に規定する利用権が設定される場合 (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合 (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合 (9)の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第17条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第4項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和26年法律第222号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法(明治29年法律第89号)第768条第2項(同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の2の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合 (14) 農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第2号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (14)の2 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に 	

- 規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権又は経営受託権(同法第8条第3項第3号ロに規定する経営受託権をいう。)を取得する場合
- (14)の3 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項第2号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
- (15) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第19条の規定に基づいてする同法第11条第1項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合
- (16) その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利を取得されることとなるとき、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号及び第4号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- (1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- (2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- (3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合
- (4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- (5) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。)
- (6) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。
- (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
- (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。)のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

標準処理期間	4週間
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

処分の概要	特定農地貸付けに関する承認		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項		
法令番号	平成元年法律第58号		
【基準】	<p>法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法</p> <p>(3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件</p> <p>(4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

処分の概要	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項		
法令番号	平成元年政令第258号		
<p>【基準】 準用する法第3条第3項と同様に法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法</p> <p>(3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件</p> <p>(4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第1項第2号
法令番号	昭和24年法律第195号
<p>【基準】</p> <p>法第3条第1項第2号の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者</p> <p>(2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</p> <p>申請に当たっては、政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。</p> <p>政令第1条の3第1項 (土地改良事業に参加する資格の申出等)</p> <p>第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>省令第2条第2項 (事業参加の申出)</p> <p>第2条</p> <p>2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積</p> <p>(4) 申出の理由</p> <p>(5) その他必要な事項</p>	
標準処理期間	7日(省令第2条第3項)
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 309

処分の概要	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第3条第3項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条</p> <p>3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p> <p>省令第5条 (一時耕作の場合の自作不能の事由)</p> <p>第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 就学</p> <p>(2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの</p> <p>政令第1条の6 (一時耕作の場合の認定)</p> <p>第1条の6 農業委員会は、法第3条第3項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

処分の概要	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 法第3条第4項の規定による。 （土地改良事業に参加する資格） 第3条 4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業（同条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日